

令和5年版
環境報告書

～ 多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて ～



「令和4年度いわてごみゼロ・3R推進ポスターコンクール」中学生の部の優秀賞



岩手県



環境報告書を開いてくださいますて

ありがとうございます

この報告書は、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 9 条の規定により、令和 4 年度の本県における環境の現状や課題、その解決に向けた施策を取りまとめたものです。

報告書は、岩手県公式ウェブサイトにも掲載しています。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/1005516/1005518.html>

また、関連事項の URL を巻末に掲載していますので、参考にしてください。

【表紙・裏表紙の説明】

（表紙）

「令和 4 年度いわてごみゼロ・3 R 推進ポスターコンクール」において、中学生の部の優秀賞を受賞した盛岡市立土淵中学校 2 年の細越 くるみさんの作品です。

（裏表紙）

「令和 5 年度岩手県愛鳥週間ポスターコンクール」において、小学校の部最優秀賞を受賞した奥州市立前沢小学校 6 年の前田早栄さんの作品です。

※キャラクターの説明は裏表紙裏に記載

目 次

第1部 本県環境の概要

第1章 気候変動

- 1 温室効果ガスの排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 再生可能エネルギー導入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 資源循環

- 1 一般廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 産業廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 青森県境不法投棄事案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 生物多様性と自然環境

- 1 自然環境保全地域等の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 野生生物の保護管理対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 希少野生動植物保護対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 自然公園等の整備の推進及び利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 森林公園等の整備の推進及び利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6 県内の温泉の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 7 森林・農地の被害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 8 保安林の適正な管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第4章 環境リスク

- 1 大気環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 水環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 土壌環境及び地盤環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 4 騒音・振動・悪臭防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 5 化学物質の環境リスク対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 6 公害苦情等への的確な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 7 放射性物質による影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 8 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用・・・・・・・・・・・・ 35
- 9 北上川清流化確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第5章 環境人材と協働

- 1 水生生物による水質調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 2 こどもエコクラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 3 環境学習交流センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 4 流域の連携による環境保全活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第2部 岩手県環境基本計画の進捗状況

序章 概況	40
第1章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策	
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	42
2 自然と共生した持続可能な県土づくり	48
3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	52
第2章 環境分野別施策	
1 気候変動対策	55
2 循環型地域社会の形成	60
3 生物多様性の保全・自然との共生	63
4 環境リスクの管理	69
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進	73

第3部 資料編

第1章 いわたの水を守り育てる施策の実施状況	
1 水環境の保全及び水資源の確保に関する施策	78
2 効率的で持続的な水の利用を推進する施策	80
3 雑用水の利用その他水の再利用（水の有効利用）を推進する施策	81
4 水の価値を再認識するための施策	82
5 県民・事業者等への支援等	85
第2章 資料	
1 県行政組織	86
2 県における環境保全関係条例の制定状況	87
3 審議会等の開催状況	87
4 自然環境保全地域等の指定の状況	90
5 希少野生動植物の状況	92
6 国立公園等の指定の状況	95
7 大気環境基準の達成状況	97
8 水質に係る環境基準の類型指定状況及び達成状況	98
9 騒音に係る環境基準の類型指定状況	105
10 いわたの名水二十選	107
11 岩手県環境保健研究センター研究体系	110
12 環境保全等活動に対する顕彰 表彰者一覧	111
13 岩手県環境基本計画関連事業	113
14 いわたの水を守り育てる条例 関連事業・取組一覧	120
15 参考 URL 一覧	124

第 1 部

本 県 環 境 の 概 要



第1章 気候変動



【概要】

国は、令和3(2021)年に改訂した地球温暖化対策計画において、パリ協定を踏まえた長期的目標として2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を実現すること、中期目標として2030年度に46%削減することを定めています。

本県は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度を計画期間とする「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」において、温室効果ガスの排出削減目標、再生可能エネルギーの導入目標、森林吸収量の見込みを定め、取組を進めてきました。

このうち、温室効果ガス排出量については、平成25(2013)年度以降、減少傾向にあります。

再生可能エネルギーについては、全国トップクラスの高いポテンシャルを生かして、太陽光や風力を中心に順調に導入が進んでおり、令和4(2022)年度の再生可能エネルギー導入量は1,833MW、再生可能エネルギーの電力自給率は41.0%となっており、更に自給率が向上する見込みですが、送配電網への接続に制約が生じている状況となっています。

また、森林吸収源対策については、豊富な森林資源を背景に、造林や間伐などの森林整備や、木質バイオマスの利用拡大が図られており、造林については近年増加傾向にあります。

1 温室効果ガスの排出量

(1) 温室効果ガスの排出量の状況

本県における令和2(2020)年度の温室効果ガス排出量(実排出量)は1,227万4千トンであり、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の基準年(2013年)比で215万9千トンの減少(△15.0%)でした。

森林吸収による削減効果(△10.5%)及び再生可能エネルギー導入による削減効果(△4.8%)を含めた排出量は、1,006万3千トンであり、基準年比437万1千トンの減少(△30.3%)でした。(図1-1-1)

前年度(2019年度)との比較では、実排出量は87万8千トンの減少(△6.7%)、森林吸収等を含めた排出量は100万9千トンの減少(△9.1%)でした。

基準年度との比較で、減少量が多い上位3部門は、産業部門(△98万3千トン(△24.5%))、家庭部門(△57万8千トン(△20.3%))、業務部門(△52万5千トン(△21.7%))でした。(表1-1-1)

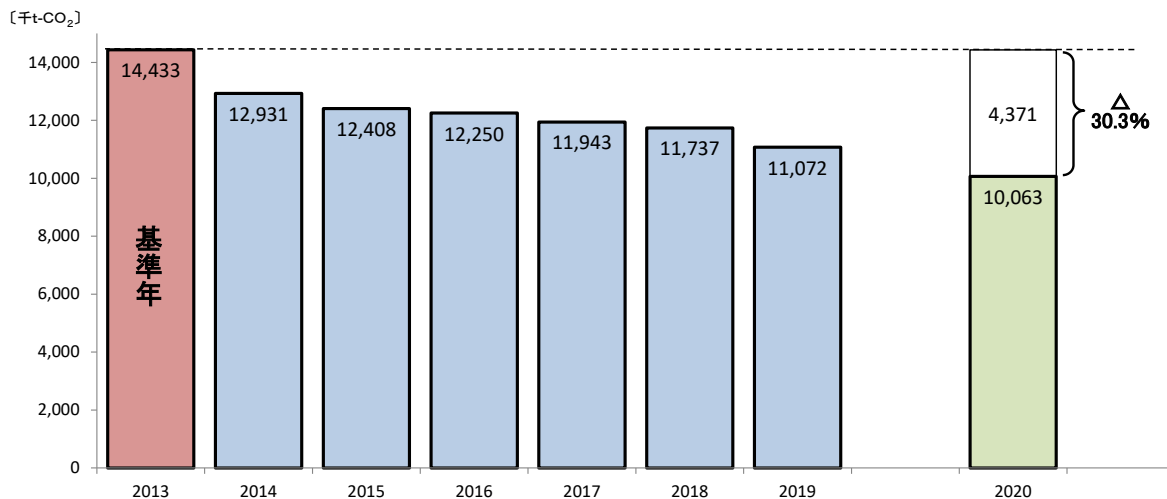


図 1-1-1 温室効果ガス排出量の現状

表 1-1-1 部門別温室効果ガス排出量

部門		2013 (基準年)		2019年度		2020年度						
		排出量 (千トン)	構成比	排出量 (千トン)	構成比	排出量 (千トン)	構成比	対前年 増減量	対前年 増減比	対基準年 増減量	対基準年 増減比	
二酸化 炭素	エネルギー起源	家庭	2,847	19.7%	2,325	17.7%	2,270	18.5%	△ 55	△ 2.4%	△ 578	△ 20.3%
		産業	4,016	27.8%	3,389	25.8%	3,033	24.7%	△ 356	△ 10.5%	△ 983	△ 24.5%
		業務	2,418	16.8%	2,100	16.0%	1,892	15.4%	△ 207	△ 9.9%	△ 525	△ 21.7%
		運輸	2,366	16.4%	2,212	16.8%	2,045	16.7%	△ 166	△ 7.5%	△ 320	△ 13.5%
		エネルギー転換	72	0.5%	81	0.6%	78	0.6%	△ 3	△ 3.5%	6	8.1%
	非エネルギー起源	工業プロセス	1,399	9.7%	1,564	11.9%	1,408	11.5%	△ 156	△ 9.9%	10	0.7%
		廃棄物	225	1.6%	351	2.7%	335	2.7%	△ 16	△ 4.5%	110	48.9%
合計		13,343	92.4%	12,021	91.4%	11,062	90.1%	△ 959	△ 8.0%	△ 2,281	△ 17.1%	
その他ガス 合計		1,091	7.6%	1,131	8.6%	1,212	9.9%	81	7.2%	122	11.1%	
温室効果ガス合計		14,433	100.0%	13,152	100.0%	12,274	100.0%	△ 878	△ 6.7%	△ 2,159	△ 15.0%	

(2) その他の温室効果ガス(フロン類)の回収状況

我が国では、ウィーン条約及びモントリオール議定書に批准し、昭和63年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」を制定し、オゾン層破壊物質の生産・消費の削減に向けて取り組み始めました。

また、平成13年に「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」、平成14年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」、平成17年に「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が施行され、CFC、HCFC等のオゾン層破壊物質の回収・破壊について法整備されました。さらに、フロン類製造から廃棄までのライフサイクルにわたる包括的な対策が取られるよう、平成27年4月1日からフロン回収・破壊法が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」として施行されました。しかしながら、第一種特定製品の廃棄時のフロン類回収率が依然低迷していることから、回収率向上を図るため直接罰の導入や建築物等の解体工事に係る規制の厳格化などを定めた改正フロン排出抑制法が令和2年4月1日から施行されました。

県内のフロン類回収量は横ばいで推移しています。(図1-1-2)

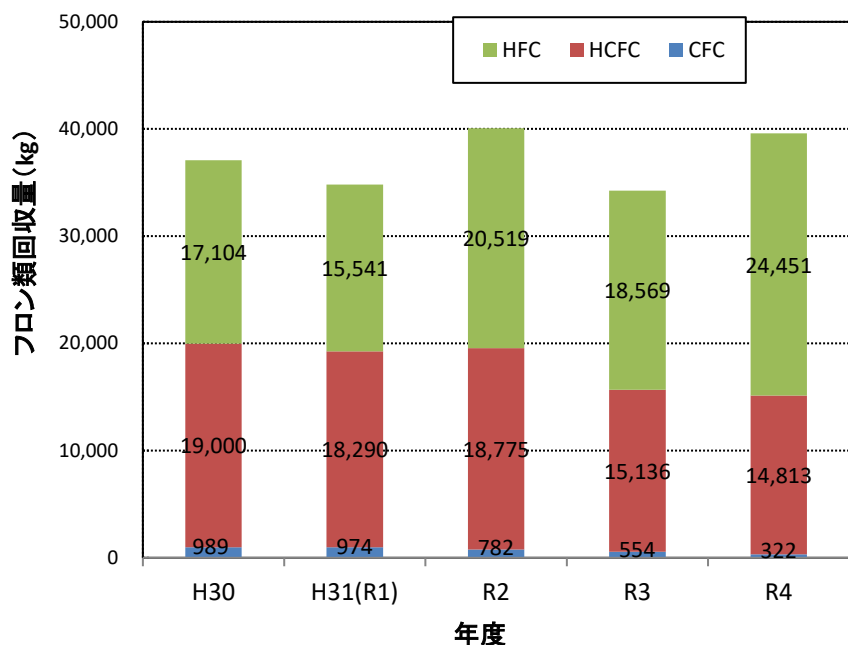


図1-1-2 フロン類回収量 種類別 (kg)

2 再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギーに関する目標として「再生可能エネルギーによる電力自給率」を掲げ、令和12(2030)年度までに66%にすることを目指しています。令和4年度末の再生可能エネルギー導入量(電力利用)(累計)は、太陽光の導入が進み、1,833MWとなりました。また、再生可能エネルギーによる電力自給率は41.0%となっています。(表1-2-1, 表1-2-2)

表 1-2-1 再生可能エネルギーによる電力自給率

目標	平成22年度	令和4年度	令和12年度 目標
再生可能エネルギー による電力自給率	18.1%	41.0%	66%

表 1-2-2 再生可能エネルギーの導入実績

エネルギー種別		平成22年度	令和4年度 実績	増減率
電力 利用	太陽光	35 MW	1,164 MW	3,326%
	風力	67 MW	200 MW	300%
	バイオマス	2 MW	128 MW	6,400%
	地熱	104 MW	61 MW	59%
	水力	275 MW	279 MW	101%
	小計	482 MW	1,833 MW	380%

3 森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進

県では、森林の二酸化炭素の吸収・固定など森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐・再造林などの森林整備に取り組み、令和4年度の間伐面積は4,129ha(前年比98%)、間伐材利用率は43.0%(前年度42.5%)となっています。また、造林面積は891ha(前年比81%)、このうち再造林面積は804ha(前年比81%)となっています。



【概要】

持続可能な地域社会の形成に向け、環境中に排出されること等により海洋生態系に影響を与えることが懸念されているプラスチックごみや、生活や事業活動により発生する食品ロス（本来食べられるにもかかわらず、捨てられている食品）の発生抑制など、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進する必要があります。

また、産業廃棄物の適正処理推進のため、産廃Gメンなどによる監視・指導を継続する必要があります。

さらに、いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備に向けた取組を確実に進める必要があります。

1 一般廃棄物

令和3年度における岩手県のごみ排出量（※）は、401千トン（対前年度：1.1%減）であり、このうち各家庭から排出された生活系ごみの排出量は281千トン（対前年度：1.5%減）、生活系ごみから資源となるものを除いた家庭系ごみ排出量（資源ごみと集団回収量を除く）は229千トン（対前年度：1.6%減）、事業所から排出された事業系ごみの排出量は120千トン（対前年度：0.2%減）でした。

また、ごみ排出量のうち、資源として再生利用された量（以下「リサイクル量」という。）は69千トン（対前年度：0.4%減）で、環境負荷の高い焼却処理量及び埋立処分量は329千トン（対前年度：0.9%減）でした。

また、浄化槽汚泥の処理量は、増加傾向にありましたが、令和元年度から3年連続で減少しました。し尿の処理量は、公共下水道等の普及により減少傾向にあります。

※ごみ排出量は、各家庭やスーパー等の事業所から排出されるごみの総量（産業廃棄物を除く）。

（1）一人1日当たりごみ排出量

岩手県のごみ排出量は、東日本大震災津波の影響等により増加傾向にありましたが、平成25年度をピークに減少傾向となり、近年は横ばいで推移しています。令和3年度の一人1日当たりごみ排出量は、908グラム、一人1日当たり生活系ごみ排出量は637グラム、一人1日当たり家庭系ごみ（生活系ごみから資源ごみを除いたもの）排出量は518グラム、一人1日当たり事業系ごみ排出量は271グラムでした。（図2-1-1、表2-1-1）

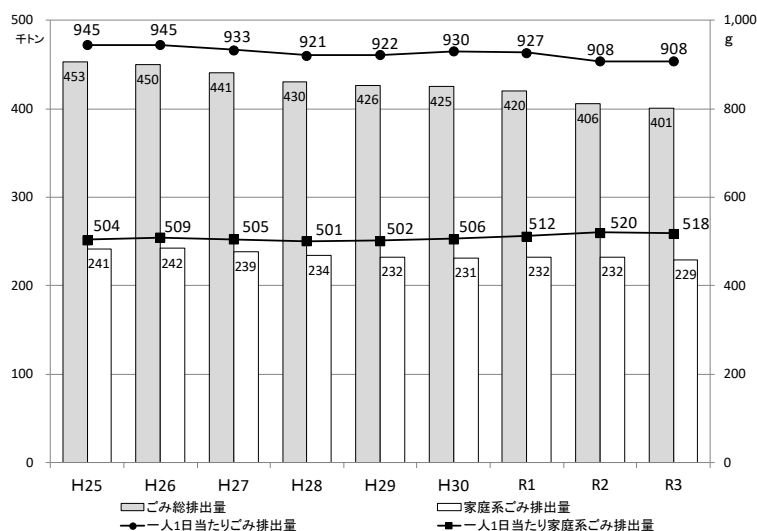


図 2-1-1 ごみ排出量の推移

表 2-1-1 全国との比較（令和3年度）

項目	全国平均	本県
一人1日当たりごみ排出量	890 g	908 g
うち生活系ごみ	636 g	637 g
うち家庭系ごみ	508 g	518 g
うち事業系ごみ	254 g	271 g
一人1日当たりごみ処理量	703 g	745 g
リサイクル率	19.9 %	17.1 %

※「一般廃棄物処理事業実態調査（令和3年度実績）」（環境省）に基づくごみ排出量

(2) リサイクル量・リサイクル率

令和3年度におけるリサイクル量は69千トンで、ごみ処理量全体に占める割合（以下「リサイクル率」という。）は17.1%（対前年度：0.4ポイント減）でした。ここ数年、リサイクル量・リサイクル率ともほぼ横ばいの状況が続いています。（図2-1-2）

市町村における分別収集品目数は以前よりも増えており、ペットボトルや食品トレイ以外のプラスチック製容器包装類や紙パック以外の紙製容器包装類等を新たに分別収集する取組が進められています。

また、スーパー等の小売店舗における店頭資源回収の取組も広がっており、その利便性から店頭回収を利用する県民も増えています。

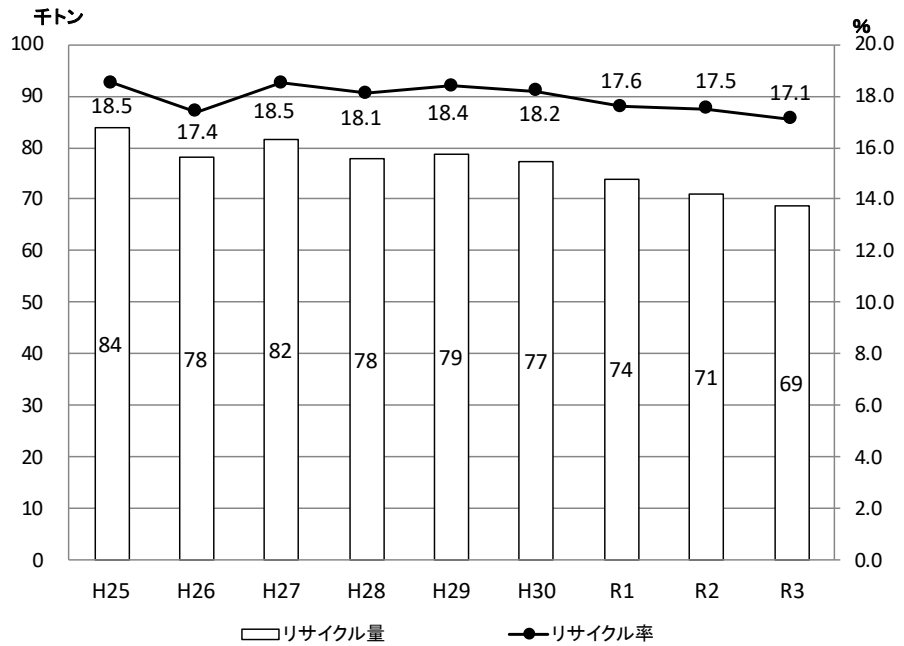


図2-1-2 リサイクル量・率の推移

(3) 一人1日当たりごみ処理量

令和3年度におけるごみの焼却処理量及び埋立処分量は329千トンで、一人1日当たりのごみ処理量は、745グラムと、前年度から2グラム増加しました。（図2-1-3）

また、県内の最終処分場の残余容量は622千m³で、残余年数は13.6年です。

さらに、ごみ処理に要する経費のうち、処理及び維持管理に要した経費は412,491円で、前年度と比較して427円増加しています。

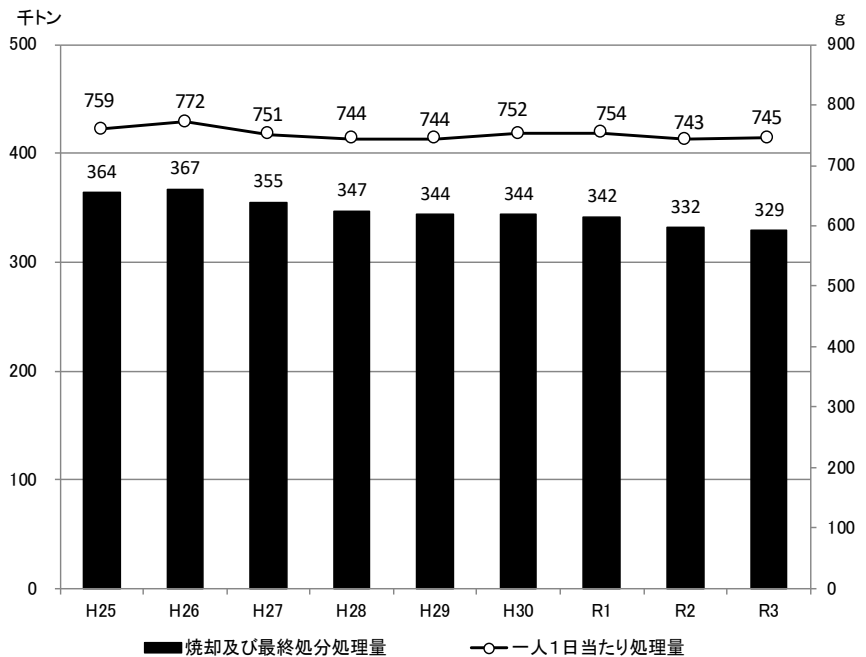


図2-1-3 焼却・最終処分量の推移

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の排出量

令和3年度における産業廃棄物の排出量(家畜排せつ物を除く)は、年間約2,534千トンとなっており、主な産業廃棄物は、汚泥983千トン(39%)、がれき類1,042千トン(41%)等となっています。(図2-2-1)

業種別で見ると、建設業1,214千トン、電気・水道業698千トン、製造業520千トン等となっています。

東日本大震災津波からの復興関連工事の増大や経済活動の回復のため、震災直後は産業廃棄物排出量等が増加傾向にありましたが、平成26年度から減少傾向となっています。

県では、岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業等により、県内の事業者等における産業廃棄物等の発生抑制やリサイクル、省資源化等の取組を促進・支援しています。

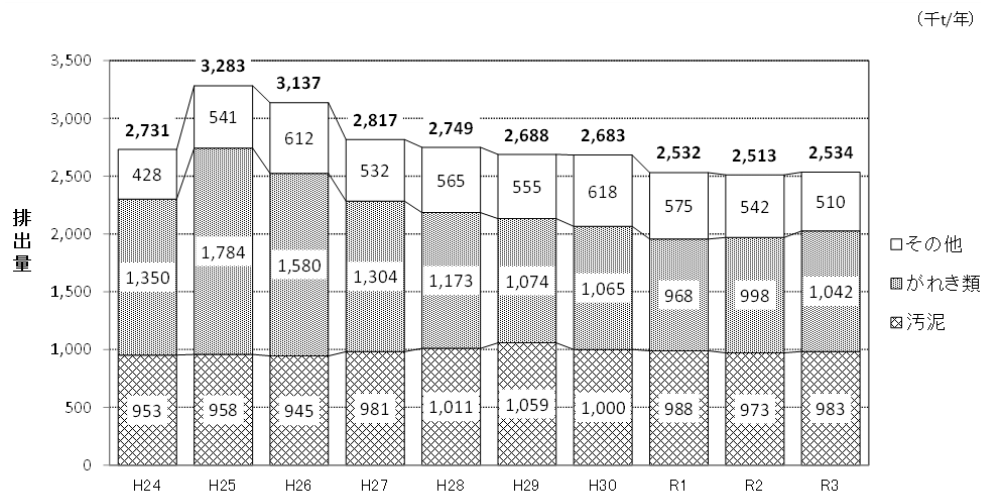


図 2-2-1 産業廃棄物の排出状況等

(2) 産業廃棄物の処理業者・施設数

産業廃棄物処理業者については、年々増加傾向にあり、令和5年3月末現在2,038業者が許可を受けており、このうち1,861業者が収集・運搬のみの業者です。(表2-2-1)

また、産業廃棄物処理施設については、令和5年3月末現在中間処理施設317件、最終処分場25件、計342件が設置されています。(表2-2-2, 表2-2-3)

表 2-2-1 産業廃棄物処理業許可業者数(各年度末現在)

年度	収集運搬	中間処理	収集運搬 中間処理	収集運搬 最終処分
30	1,746(233)	32(3)	128(6)	3(0)
R1	1,779(240)	32(3)	125(6)	3(0)
R2	1,813(251)	29(3)	126(6)	3(0)
R3	1,830(257)	28(3)	125(6)	3(0)
R4	1,861(258)	29(3)	128(6)	3(0)
年度	中間処理 最終処分	収集運搬 中間処理 最終処分	最終処分	計
30	1(0)	14(0)	2(1)	1,926(243)
R1	1(0)	14(0)	2(1)	1,956(250)
R2	1(0)	14(0)	2(1)	1,988(261)
R3	1(0)	14(0)	2(1)	2,003(267)
R4	1(0)	14(0)	2(1)	2,038(268)

注()は特別管理産業廃棄物処理業者である。

表 2-2-2 産業廃棄物処理施設設置状況

(令和5年3月末現在)

施設の種類		総数	事業者	処理業者	公共	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	24	9	8	7	
	汚泥の乾燥施設	0	0	0	0	
	汚泥の天日乾燥施設	0	0	0	0	
	汚泥の焼却施設	7	1	6	0	
	廃油の油水分離施設	1	0	1	0	
	廃油の焼却施設	4	0	4	0	
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	0	0	0	0	
	廃プラスチック類の破碎施設	27	0	27	0	
	がれき類等の 破碎施設	がれき	137	2	135	0
		木くず	105	3	102	0
	廃プラスチック類の焼却施設	6	0	6	0	
	PCB 廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	
	産業廃棄物の焼却施設	6	0	6	0	
	有害物質を含む汚泥の コンクリート固型化施設	0	0	0	0	
	水銀含有汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	
	シアン化合物の分解施設	0	0	0	0	
	PCB 廃棄物の分解施設	0	0	0	0	
	PCB 廃棄物の洗浄施設	0	0	0	0	
	(焼却施設の実数)	10	2	8	0	
	小 計	317	15	295	7	
最終処分場	遮断型最終処分場	0	0	0	0	
	安定型最終処分場	20	1	19	0	
	管理型最終処分場	5	0	3	2	
	小 計	25	1	22	2	
合 計	342	16	317	9		

表 2-2-3 がれき類等破碎施設の詳細

(令和5年3月末現在)

		総数	事業者	処理業者
がれき類	移動専用	30	0	30
	定置等	107	2	105
	計	137	2	135
木くず	移動専用	30	1	29
	定置等	75	2	73
	計	105	3	102

(3) 産業廃棄物処理指導

平成 11 年度から県内に産業廃棄物適正処理指導員（産廃Gメン）を配置し、廃棄物の不法投棄、野焼き等の不適正処理の調査・指導や適正処理のための啓発を行っています。（表 2-2-4）

表 2-2-4 産廃Gメン配置状況

年度	H11	H12	H13	H14～R 4
配置数	4 人	6 人	9 人	11 人

3 青森県境不法投棄事案

(1) 事案の概要

平成12年5月、青森県の産業廃棄物処分業の許可を得ていた八戸市の業者が青森との県境に大規模な不法投棄を行っていたことが明らかになり、関係者が逮捕されました。

現場は、二戸市(16ha)と青森県田子町(11ha)にまたがる原野(27ha)で、燃え殻、汚泥、廃油、RDF様物(可燃性廃棄物を圧縮し固形燃料化したものの偽装物)等様々な廃棄物が投棄されており、その量は両県で約151万トン、うち岩手県側は約35万8千トンでした。

この不法投棄には埼玉県の産業廃棄物処理業者も共謀しており、両法人及びその代表者は、廃棄物処理法違反で有罪となりました。

県は、これら不法投棄を行った者に対し廃棄物の撤去や汚染状況の調査を命ずるとともに、当該法人の財産の仮差押えを行い、命令の履行費用に充てさせました。

(2) 行政代執行による原状回復対策

廃棄物の撤去は、本来、不法投棄を行った者が行うべきですが、破産又は清算中であったことから、これらの者による原状回復は見込めない状況にありました。

一方、地域住民の健康被害を未然に防止し、安心して暮らしていくためには、廃棄物の全量を撤去することが必要な状況でした。

このため、県では不法投棄を行った者に代わり、国の財政支援を受けて廃棄物を撤去(行政代執行)することとし、平成14年10月に行政代執行に着手しました。

行政代執行に着手した当初は、周辺への汚染拡散の防止に万全を期すため、キャッピング工事(埋立廃棄物を覆う遮水シート設置)や環境モニタリング調査を行いました。平成17年度からは、現地に整備した廃棄物選別施設を活用し、本格的に撤去を進め、平成26年3月をもって、現場から全ての廃棄物の撤去を完了しました。(表2-3-1)

この他、現場には廃棄物から染み出した汚染による汚染土壌、汚染地下水があり、ベンゼン等の揮発性有機化合物による汚染土壌については、平成19年度から汚染状況に応じて複数の浄化工法を組み合わせ実施し、平成28年7月に浄化作業を完了しました。

汚染地下水については、新たに地下水の環境基準項目に追加された1,4-ジオキサンの浄化を目的として、地下水を揚水し水処理する等の対策を講じ、令和4年度で原状回復事業は完了しました。

表 2-3-1 廃棄物年度別処分状況

	実績処分量	累計処分量	累計比率
H16	15,212 t	15,212 t	4.2 %
H17	30,207 t	45,419 t	12.7 %
H18	39,095 t	84,514 t	23.6 %
H19	45,075 t	129,589 t	36.2 %
H20	46,810 t	176,399 t	49.3 %
H21	51,307 t	227,706 t	63.6 %
H22	52,988 t	280,694 t	78.4 %
H23	23,536 t	304,230 t	84.9 %
H24	38,158 t	342,388 t	95.6 %
H25	15,743 t	358,131 t	100.0 %

(3) 不法投棄の行為者及び排出事業者等の責任追及

廃棄物の撤去等に要した費用については、不法投棄を行った者に現在も求償していますが、破産又は清算中であることから、納付されていない状況です。このため、県では、不法投棄を行った法人や元役員の財産の差押・換価により、令和5年3月末までに約1億1千万円を回収しました。

また、不法投棄を行った者に廃棄物の処理を委託した排出事業者は約1万2千者に及ぶことが明らかになっていますが、このうち法令に違反して処理を委託した疑いがある者に対しては徹底した調査を行い、違反が明らかとなった場合には、措置命令又は納付命令を行いました。

措置命令又は納付命令を行った者は26者ですが、この他に自主的に撤去(費用抛)する旨を申し出た者が61者あり、これらを合計すると約15,781トンの廃棄物が排出事業者等により撤去されたことになります。これを金銭に換算すると、約6億円の公費負担が軽減されたことになります。



【概要】

本県は、北海道に次ぐ全国2位の森林面積を有し、「三陸復興国立公園」と「十和田八幡平国立公園」の2つの国立公園をはじめ、2つの国定公園、7つの県立自然公園、三陸ジオパークや森林公園等が存在するなど、全国に誇れる優れた自然環境に恵まれており、人間と自然との共生が図られ、日常生活の中でも身近に自然にふれあうことができる環境にあります。こうした豊かで多様な自然環境の中で、森林生態系の食物連鎖の頂点に立つイヌワシや、早池峰山の固有種であるハヤチネウスユキソウなどの希少野生動植物をはじめとする多くの生物が生息・生育しています。

一方、シカやイノシシ、ツキノワグマなどの野生動物の増加、生息域の拡大による農林業被害や人身被害や、マツノザイセンチュウによる松くい虫被害が発生しています。

1 自然環境保全地域等の指定

優れた自然環境、身近な自然環境の保全を図るため、自然環境保全部及び岩手県自然環境保全条例に基づき指定した自然環境保全地域及び環境緑地保全地域は、23地域、6,126 haとなっています。(表3-1-1)

県内に14箇所指定されている自然環境保全地域には、自然保護指導員各1人を配置し、保全地域の巡視をするとともに、立入者に対し保全上必要な指導を行っています。

生物多様性の重要性を理解・認識し、多様な主体の参画と協働による自然環境の保全活動に取り組んでいます。

表3-1-1 自然環境保全地域等の指定状況

区分	箇所数	面積 (ha)	県土に占める割合 (%)	備考
自然環境保全地域	14	4,956	0.3	国指定の2箇所を含む
環境緑地保全地域	9	1,170	0.1	
生物多様性上重要な地域	11	—	—	

2 野生生物の保護管理対策

(1) 鳥獣保護区等の指定

野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図るため、県では令和4～8年度を計画期間とする第13次鳥獣保護管理事業計画により、各種施策を実施しました。

① 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖に適している区域を定め、鳥獣の捕獲を禁止して鳥獣の保護繁殖を図るものです。指定に当たっては、農林水産業の関係者及び市町村等関係機関との調整を十分に図りながら行っています。

令和4年度においては、年度内に指定期限が到来する鳥獣保護区18箇所中18箇所の指定期間を更新し、鳥獣保護区は129箇所127,992 haとなりました。(表3-2-1)

なお、鳥獣保護区の区域で特に鳥獣の生息環境の優れた区域を指定する特別保護地区は、12箇所6,188haとなっています。

② 特定猟具使用禁止区域

特定猟具の使用による危険の予防又は静穏の保持のために特定猟具使用禁止区域を指定しています。

特定猟具使用禁止区域は、狩猟者と住民の接する機会が多いと予想される地域、見通しが悪く事故発生危険が高い地域を指定しています。

表3-2-1 鳥獣保護区の状況(面積単位:ha)

	H30		R1		R2		R3		R4	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
現計	129	128,286	129	127,973	129	127,973	129	127,973	129	127,992
新設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
更新	18	18,290	10	29,383	11	13,810	7	3,231	18	13,893
継続	111	109,996	119	98,590	116	114,163	122	124,742	111	114,092

表3-2-2 特定猟具使用禁止区域の状況(面積単位:ha)

年度 区分	H30		R1		R2		R3		R4	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
現計	193	84,174	193	83,856	192	83,870	191	83,919	189	84,150
新設	42	6,609	19	9,317	19	3,653	15	3,123	16	29,166
継続	151	77,565	174	74,539	173	83,217	176	80,796	173	54,984

特定猟具には、銃器及びわなの2つがありますが、本県では、現在まで銃器の使用禁止区域のみを指定しています。

令和4年度においては、15箇所3,123haを指定しました。この結果、特定猟具使用禁止区域は、189箇所84,150haとなっています。(表3-2-2)

③ 指定猟法禁止区域

狩猟可能な地域で水鳥の飛来が見られる地域のうち、水鳥の飛来が多く、狩猟者が多いなどの花巻・北上、胆沢・前沢、一関の1,827haを平成17年11月から鉛製散弾を使用する猟法を禁止する指定猟法禁止区域に設定し、平成27年11月に一部区域を拡大し、2,002haとなっています。

(2) 野生鳥獣の実態把握のための調査

① ガンカモ科鳥類の生息調査

住民の関心の高いハクチョウなどガンカモ科の鳥類の渡来状況を1月に一斉調査しました。(表3-2-3)

表3-2-3 過去5年の渡来数の推移(単位:羽)

区分 年度	ハクチョウ 類	ガン類	ガモ類					計	合計
			マガモ	カルガモ	オドリ	マガモ	その他		
H30	4,610	2,392	1,923	7,469	5	5,435	4,590	22,265	29,267
R1	4,851	1,404	2,207	7,383	99	8,298	5,222	26,428	29,267
R2	4,569	3,742	961	4,573	12	3,885	4,245	13,676	21,987
R3	3,906	3,108	831	3,916	6	3,066	2,350	11,166	18,180
R4	4,694	3,731	1,802	6,196	14	7,661	8,326	24,000	32,425

(基準日は毎回1月中旬)

② ニホンジカの生息調査

定点における生息密度調査や冬季のシカの採食状況を調べる植生(ササ)調査を毎年実施しているほか、これまでの捕獲数と、生息数と関連のある指標データ(糞塊密度、追出し調査)を使用して統計学的手法(ハーベストベースドモデル)により個体数の推定を行い、令和3年度に、平成30年度秋時点の推定個体数を中央値で10.7万頭(95%信用区間で7.3~15.2万頭)と推定し、公表しました。

(3) 野生鳥獣の保護管理

① シカ管理対策

農林業被害が深刻なニホンジカは、生息数の増加や生息域の拡大に伴い、狩猟を中心とした個体数管理が難しくなっています。

このため、県では令和4年3月に策定した第6次シカ管理計画に基づき、関係部局等が連携して個体数管理、被害防止等の総合的な対策を実施しています。

令和4年度は、狩猟、市町村による有害鳥獣捕獲及び県が実施主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業により、26,554頭が捕獲されています。また、野生鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者の育成と確保に取り組まれました。

② イノシシ管理対策

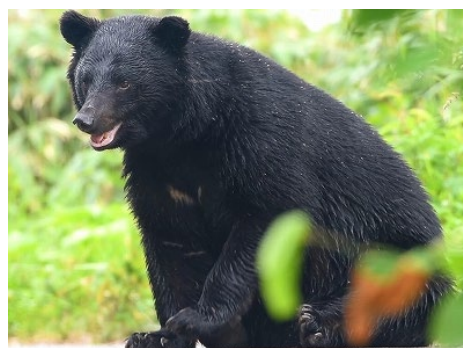
本県のイノシシについては、生息域の拡大に伴い、農業被害額は増加傾向にあります。また、平成23年に一関市で初めて捕獲されて以降、年々捕獲頭数が増加し、令和4年度には979頭が捕獲されています。

このため、県では、国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して生息状況調査及び捕獲に取り組むとともに、研修会の開催等により捕獲技術の向上を図っています。

③ ツキノワグマ管理対策

平成30~令和2年度にツキノワグマの生息数調査を実施し、県内の生息数を、およそ3,700頭と推計しました。この推定生息数を基に、ツキノワグマ地域個体群の長期にわたる安定的な維持並びに人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図り、人とツキノワグマとの共存を図ることを目的に、令和4年3月に策定した第5次ツキノワグマ管理計画に基づき、個体数を3,400頭まで低減を図るとともに、生息環境の整備や被害防除対策、出没に係る注意報の発表による注意喚起などの総合的な対策を実施しています。

また、令和2年度から、出没や被害発生時に迅速かつ円滑な対応が可能となるようツキノワグマに係る有害鳥獣捕獲許可の運用を見直しています。



ツキノワグマ

④ ニホンカモシカ管理対策

令和2年度にカモシカの生息状況を調査した結果、生息密度は平均0.56頭/km²でした。(調査地域は8市町村、計26箇所)

これを基に、カモシカ地域個体群の安定的な維持と農林業被害の軽減を図り、人とカモシカとの共存

を図ることを目的として、個体数調整の実施を含む第5次カモシカ管理計画を令和4年3月に策定し、生息環境の管理、被害防除対策などの総合的な対策を実施しました。

⑤ 幼傷病鳥獣の保護(表3-2-4)

近年、幼傷病鳥獣の保護収容件数は年間約200件前後で推移していますが、保護について住民からの問い合わせが依然多くあります。

その要因としては、鳥獣保護思想の高揚及び野生鳥獣の生息域と人間の生活域との接近が考えられます。

このことから、雛や幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護することがないように普及啓発を図るとともに、鳥獣保護センターにおける幼傷病鳥獣の保護に加え、獣医師会との連携のもと県内の開業獣医師による保護も実施しています。

令和4年度の保護実績は、168件であり、ハクチョウなどの鳥類が154件、リスなどの獣類が14件となっています。

⑥ 有害鳥獣捕獲(表3-2-5)

鳥獣が農作物に被害を与える場合、生活環境若しくは自然環境を悪化させる場合、又はそれらのおそれがある場合には、都道府県知事等の許可を受けて有害鳥獣を捕獲することができます。

知事権限に係る許可事務は広域振興局長に委任しているほか、平成9年度からカラス等の鳥類10種、ノウサギ等の獣類5種について、全ての市町村長に許可権限を移譲しています。

また、平成18年度からはニホンジカ・アナグマ・ハクビシン・カワウの4種についても順次、希望する市町村長に許可権限を移譲し、現在、鳥類11種、獣類12種について、全市町村に許可権限を移譲しています。

また、有害鳥獣捕獲は、被害状況を調査のうえ、目的を達成するために必要な許可をすることとしています。

⑦ 狩猟の適正化

ア 狩猟者登録

狩猟をしようとする者は、狩猟免許のほかに入猟する県の登録を受けなければならないこととされています。

令和4年度中に本県に登録した狩猟者は県内者が2,787人、県外者が566人、合計3,353人で、県内の狩猟者は増加傾向にあります。(表3-2-6)

県外からの登録は、東北地方の狩猟者がほとんどで、登録者が多い県は、第一種銃猟登録者で、青森県196人、宮城県80人、秋田県82人、福島県45人などとなっています。

(参考：表3-2-7)

イ 狩猟事故防止対策

狩猟者登録証の交付時に狩猟事故防止に関する資料を配付し、狩猟者の資質の向上に努めました。

ウ 狩猟取締り

狩猟関係法令違反の取締り及び事故防止のため、令和4年度においては、自然保護課及び広域振興局等の職員を特別司法警察員(24人)、立入検査職員にそれぞれ任命しました。

また、警察官、鳥獣保護巡視員(75人)及び猟友会の狩猟指導員(44人)とともに狩猟取締りパトロール隊を編成して、正しい狩猟の指導と違反及び事故の防止に努めました。

表3-2-4 幼傷病鳥獣の年度別保護件数の推移

区分		年度				
		H30	R1	R2	R3	R4
鳥類	鳥獣保護センター	48	60	80	104	73
	振興局等	136	95	85	85	81
獣類	鳥獣保護センター	4	39	10	11	10
	振興局等	7	11	6	7	4
計		224	180	205	207	168

(注)鳥獣保護センターの欄には、振興局等で保護し、鳥獣保護センターに運搬したものを含む。

表3-2-5 有害鳥獣捕獲の目的による鳥獣の捕獲数

区分		年度		
		R2	R3	R4
鳥類	許可証交付数	80	112	230
	カモ類	1,610	1,379	1,217
	カラス類	6,641	5,528	5,016
	スズメ類	253	251	131
	キジバト	464	432	404
	ドバト	105	150	105
	ヒヨドリ	353	267	248
	ムクドリ	305	212	198
	カワウ	142	106	272
	その他	238	86	35
鳥類計		10,111	8,411	7,626
獣類	許可証交付数	1,212	1,120	757
	クマ	440	385	356
	シカ	11,526	13,677	14,335
	イノシシ	422	624	746
	キツネ	76	49	80
	タヌキ	406	551	724
	ノウサギ	17	14	0
	ハクビシン	860	680	690
	その他	184	147	226
	獣類計		13,931	16,127
合計		24,042	24,538	24,783

表3-2-6 狩猟者登録の状況

区分	種類	登録者数		
		R2	R3	R4
県内者	網猟	23	22	21
	わな猟	928	1,056	1,237
	第一種銃猟	1,464	1,489	1,501
	第二種銃猟	29	25	28
	計	2,444	2,592	2,787
県外者	網猟	1	1	0
	わな猟	27	26	26
	第一種銃猟	528	544	536
	第二種銃猟	4	5	4
	計	560	576	566
合計	網猟	24	23	21
	わな猟	955	1,082	1,263
	第一種銃猟	1,992	2,033	2,037
	第二種銃猟	33	30	32
	計	3,004	3,168	3,353

表3-2-7 狩猟による狩猟鳥獣の捕獲数の推移

区分	年度	捕獲数		
		R2	R3	R4
鳥類	キジ	1,886	1,553	1,263
	ヤマドリ	2,366	1,578	1,358
	カモ類	2,979	2,682	2,408
	カラス類	531	517	508
	スズメ類	802	929	52
	キジバト	119	154	101
	ヒヨドリ	81	120	77
	その他	33	23	17
	鳥類計	8,797	7,556	5,784
	獣類	クマ	96	63
シカ		903	1,352	882
イノシシ		27	50	40
キツネ		50	72	57
タヌキ		243	297	290
ノウサギ		54	61	53
テン		10	16	10
ハクビシン		52	41	55
その他		26	22	37
獣類計		1,461	1,974	1,471
合計	10,258	9,530	7,255	

3 希少野生動植物保護対策

平成14年12月に岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき指定した、指定希少野生動植物16種、特定希少野生動植物10種の監視や保護対策を実施しています。(表3-3-1)

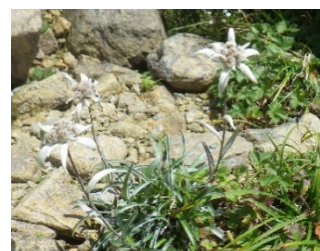
表3-3-1 希少野生動植物

①指定希少野生動植物（捕獲、採取等を禁止する種）

ハヤチネウスユキソウ、ナンブトラノオ、ナンブトウウチソウ、トチナイソウ、ヒメコザクラ、ナンブイヌナズナ、チシマツガザクラ、エゾノツガザクラ、チシマギキョウ、ゴヨウザンヨウラク、チシマウスバスマシ、ホソバノシバナ、リシリシノブ、ゲイビゼキショウ、ゴマシジミ、イワテセダカオサムシ

②特定希少野生動植物（流通を監視する種）

ハヤチネウスユキソウ、ナンブトラノオ、ナンブトウウチソウ、トチナイソウ、ヒメコザクラ、ナンブイヌナズナ、チシマツガザクラ、エゾノツガザクラ、チシマギキョウ、リシリシノブ



ハヤチネウスユキソウ



ナンブトウウチソウ

4 自然公園等の整備の推進及び利用の促進

(1) 自然公園の適正な利用の推進

① 自然公園の指定

本県には、三陸復興、十和田八幡平の2つの国立公園と栗駒、早池峰の2つの国定公園があります。また、花巻温泉郷、久慈平庭、外山早坂高原、湯田温泉峡、折爪馬仙峡、五葉山、室根高原の7つの県

立自然公園があります。

本県の自然公園面積は、国立公園が29,206ha(県土面積の1.9%)、国定公園が20,219ha(同1.3%)、県立自然公園22,817ha(同1.5%)となっています。その総面積は72,242haで県土面積1,527,889haの4.7%を占めています。(表3-4-1)

表 3-4-1 自然公園の地種別区分面積

(令和5年3月末現在)

区分	公園面積	特別保護地区	比率	特別地域	比率	普通地域	比率
	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)
国立公園	29,206	2,323	8.0	25,008	85.6	1,875	6.4
国定公園	20,219	945	4.7	19,274	95.3	-	-
県立自然公園	22,817	-	-	20,638	90.5	2,179	9.5
計	72,242	占有面積=72,242/1,527,889≒4.7%					

② 自然公園の保護と管理

ア 開発行為等の規制・許認可

自然公園内における風致景観を保護するため、自然公園内に特別地域、特別保護地区(国立公園、国定公園)を指定しています。

こうした地区内の風致景観を損なうおそれのある行為は、環境大臣又は知事の許可が義務付けられています。また、普通地域においても一定の改変行為については環境大臣又は知事への届出が必要とされています。

イ 管理・啓発・ボランティア活動

令和4年度は自然公園内の主要な地区に自然公園保護管理員を配置し、公園管理や啓発指導に努めました。

また、県内の国定・県立自然公園、自然環境保全地域で活動するグリーンボランティアにより、利用者へのマナーの普及啓発に努めています。

一方、国においては自然公園指導員を委嘱し、国立公園及び国定公園において、自然の紹介、解説案内などの活動を行っています。

ウ 早池峰地域の総合的保全対策

早池峰地域では、登山者による入込数の増加に伴い、その人為的影響などで、登山道周辺の高山植物の踏み荒らしや盗採、山頂避難小屋のし尿処理、登山車両による道路交通混雑等の問題が提起されていることから「早池峰クリーン&グリーンキャンペーン」を実施し、登山者に対するマナーガイドの配布や携帯トイレの販売、盗採防止パトロール等を行っています。

(2) 三陸ジオパークの推進

三陸ジオパークは、青森県八戸市から岩手県の沿岸全域(県内13市町村)を縦断して宮城県気仙沼市までの南北約220km、東西約80km、その海岸線は約300kmにも及ぶ日本一広大なジオパークとして、平成25年9月に日本ジオパークとして認定されました。

ジオパークは、地域に親しみ、山や川をよく見てその成り立ちと仕組みに気付き、生態系や人間生活との関わりを考える場所であり、また、そのような地球を学ぶ旅を楽しむ場所です。

三陸地域では、約5億年前から続く地球の営みが長い時間をかけて造り上げた地質や素晴らしい景観、特異の地質・地形で育つ全国でも貴重な生態系等にも親しむことができます。

5 森林公園等の整備の推進及び利用の促進

多様な森林の中で豊かな感性と心を育てるとともに、森林、自然とのふれあいや、さまざまな体験ができる魅力ある森林づくりの一環として、森林公園(5箇所)と緑化センターを設置しています。(表3-5-1)

表3-5-1 森林公園等の概要

名称	所在地	面積(ha)	主な施設
県民の森	八幡平市	360	森林ふれあい学習館「フォレストI」、木材工芸センター、キャンプ場、野鳥等観察施設
滝沢森林公園	滝沢市	62	野鳥観察の森「ネイチャーセンター」
千貫石	金ケ崎町	975	もりの学び舎、野鳥等観察施設
大窪山	大船渡市	576	もりの学び舎、野鳥等観察施設
折爪岳	二戸市	461	もりの学び舎、展望台
緑化センター	奥州市	5	見本庭園、樹木園、林業展示館
計		2,439	

6 県内の温泉の状況

令和5年3月末現在における県内の温泉地は83地域となっています。また、温度では42℃(高温泉)以上が全体の約6割を占めています。

宿泊施設は、203施設で年間約136万人が保健休養の場として利用しています。

7 森林・農地の被害対策

(1) 松くい虫被害

アカマツは、本県民有林針葉樹面積の4割を占め、資源量、素材生産量ともに全国1位となっています。

昭和54年に県内で初めて被害が確認された松くい虫被害は、平成26年度以降、被害量が減少し、令和4年度の被害量は約1万5千 m^3 と前年度から19%減少しました。一方、近年は、盛岡市に隣接する岩手町などで被害が確認されるなど、被害先端地域における被害の北上が懸念されています。(図3-7-1、表3-7-1)

このため、被害先端地域では、監視の強化と感染源の徹底駆除により、被害の北上阻止に努めるとともに、被害のまん延地域では、史跡・名勝等の公益性の高い松林での薬剤散布等による予防や感染源の駆除に加え、樹種転換を進めるなど、被害対策を講じています。

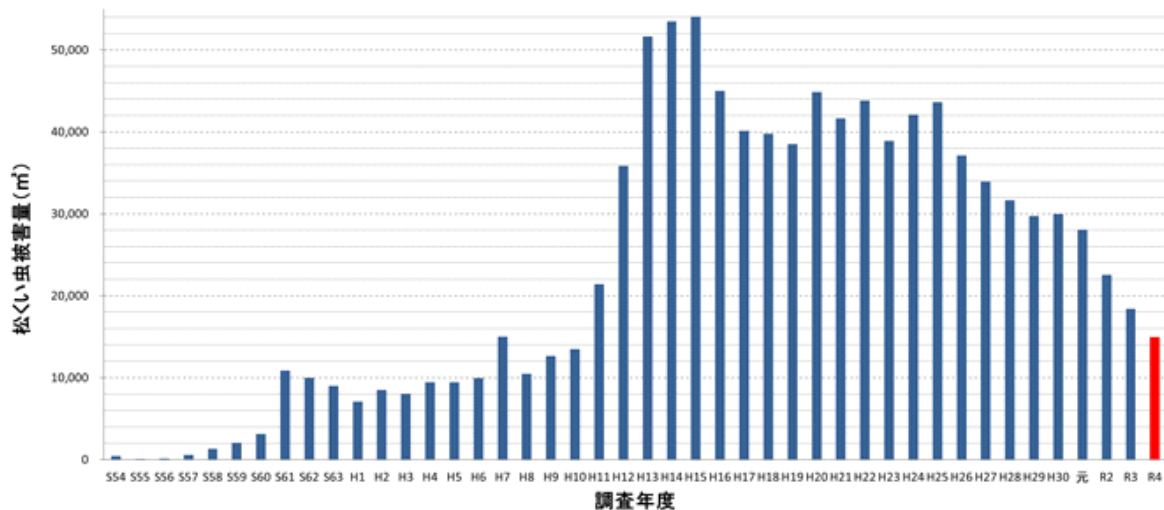


図3-7-1 松くい虫被害量の推移

表3-7-1 松くい虫被害市町村数の推移

区分 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
被害市町村数	13	12	18	18	19	17	17	17	16	16	17	17

(2) シカ被害

県では、市町村が策定している鳥獣被害防止計画を踏まえて、有害捕獲や侵入防止柵の普及、さらに造林木を守るための防護柵の整備や忌避剤の散布等に取り組んできた結果、シカによる農林業被害額は、平成25年度のピーク時(29,761万円)より減少していましたが、令和4年度は、大幅に増加しました。(表3-7-2)

表3-7-2 シカ農林業被害額の状況

区分 \ 年度	29	30	R1	R2	R3	R4
農業被害額 (万円)	19,227	18,844	21,209	22,749	21,354	27,415
林業被害額 (万円)	918	937	1,693	1,710	3,577	4,161
合計 (万円)	20,145	19,781	22,902	24,459	24,931	31,576

8 保安林の適正な管理

森林の持っている、水源のかん養、国土・生活環境の保全、保健休養の場の提供など、公益的機能の維持増進が期待される重要な森林を、森林法に基づいて「保安林」に指定しています。

保安林には、その指定の目的により、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、潮害防備、干害防備、なだれ防止、魚つき、保健など17種類があります。

本県では、地域森林計画に基づき、保安林の指定を計画的に進めており、令和5年3月末の保安林面積は、国有林、民有林合わせて約478千haとなり、本県の森林面積に対して40.7%の配備率となっています。(図3-8-1)

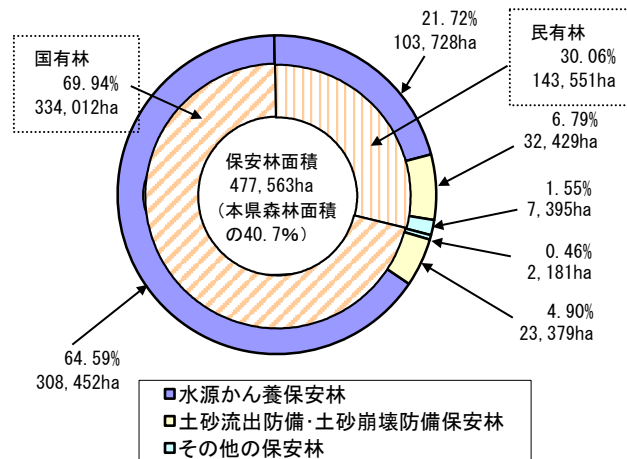


図 3-8-1 本県の保安林(令和5年3月末現在)



【概要】

世界では、急速な経済成長を遂げている途上国で未だ深刻な大気汚染や水質汚濁に直面しているほか、先進国でも化学物質による汚染が発覚するなど常に環境リスクに苛まれています。国内では、現在、大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物の濃度は改善の傾向がみられる一方で、広域的な移流の影響があるとされる光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM_{2.5})への対応など大気環境の課題があります。また、工場や工事現場などから油や有害物質が河川に流れ込む水質事故や、トリクロロエチレン等の有害物質の漏えいによる地下水の汚染が毎年のように確認されています。こうした状況を踏まえ、国は、大気、水質等に係る環境基準の設定や見直しを進めるとともに、環境法令の改正等による規制強化を図っています。

本県の大気環境は、二酸化窒素をはじめとする大気汚染物質の環境基準をおおむね達成していますが、微小粒子状物質などの濃度上昇が時期によっては観測されています。

水環境は、公共用水域の水質汚濁の代表的な指標であるBOD(又はCOD)の環境基準をおおむね達成しています。

また、人の健康や生態系の保全をより一層図るために、環境中の未規制物質による汚染物質のモニタリングや水生生物の保全に係る環境基準項目の監視を行う必要があります。

ひとたび公害が発生すると、自然環境を元の状態に回復させるには、多くの人々の努力と長い年月が必要となります。北上川は、かつて旧松尾鉱山からのヒ素や鉄を含んだ強酸性の坑廃水により汚染され、著しく黄濁し魚のすめない「死んだ川」と言われていましたが、昭和57年に新中和処理施設が本格稼働してから本来の清らかな流れを取り戻し、「母なる川」としてよみがえりました。現在に至るまで坑廃水は流出し続け、清流を維持するためには、中和処理を休むことなく確実に実施していかなければなりません。

私たちは、北上川に清流を取り戻すまでの先人たちの努力を後世に伝えるとともに、将来にわたり豊かな環境を守り育てていく必要があります。

1 大気環境の保全

(1) 大気汚染状況常時監視測定

① 環境基準と常時監視の体制

大気汚染物質は、ぜん息などの健康被害を引き起こすことから、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められています。(表4-1-1)

県及び盛岡市では、県内の大気環境の環境基準の達成状況を把握するため、11市1町の15局で常時監視を実施しています。(124ページにURL記載)

○ 一般環境大気測定局

大気汚染状況を常時監視するための11市1町の13局(盛岡市・滝沢市・紫波町・花巻市・北上市・奥州市・一関市・大船渡市・釜石市・宮古市・久慈市・二戸市)

○ 自動車排出ガス測定局

自動車の走行による大気汚染を常時監視するための2市の2局(盛岡市・一関市)

なお、大気汚染の関連指標であるばい煙発生施設数及び自動車保有台数については、ここ数年横ばいで推移しています。(図4-1-1)

表4-1-1 大気環境基準

汚染物質	環境基準	主な発生原因	人の健康への主な影響
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下	石油・石炭などの化石燃料の燃焼に伴って発生	のどや肺を刺激し、気管支炎などを起こす
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	不完全燃焼に伴って発生(主に自動車の排出ガス)	血液中へのヘモグロビンと結びつき、神経系に影響する
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	工場などからのばいじん、粉じん、ディーゼル黒煙及び自然起源	のどや肺を刺激し、気管支炎などを起こす
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	燃焼に伴って発生(工場・事業場及び自動車などの移動発生源)	のどや肺を刺激し、気管支炎などを起こす
光化学オキシダント(O ₃)	1時間値が0.06ppm以下	窒素酸化物と炭化水素類の光化学反応によって2次的に発生	のどや目などを強く刺激する。
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下	燃料の燃焼(一次生成)、光化学反応(二次生成)など	肺胞へ吸着し、呼吸器系、循環器系に影響する
ベンゼン※1	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下	工場や自動車排出ガスなどから発生	発がん性(グループ1)
トリクロロエチレン※2	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下	溶媒や洗浄剤として使用される施設から発生	発がん性の可能性(グループ2A)
テトラクロロエチレン※3	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下	溶媒や洗浄剤として使用される施設から発生	発がん性の可能性(グループ2A)
ジクロロメタン※4	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下	金属や機械等の洗浄、木材の防腐防蟻処理などから発生	中枢神経障害

※1～4は有害大気汚染物質に分類されている。

※大気汚染の環境基準による評価

環境基準による大気汚染の状況の評価については、次のとおり取り扱うこととされています。

1 短期的評価

- (1) 二酸化硫黄、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

測定を行った日の1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は1時間値を環境基準と比較して評価する。

2 長期的評価

- (1) 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%に当たる値を環境基準と比較して評価する。

- (2) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価する。ただし、1日平均値の環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とする。

- (3) 微小粒子状物質(PM_{2.5})

(1)と同様に評価するほか、1年平均値を長期基準と比較し、その両者の基準を満たした場合に達成とする。

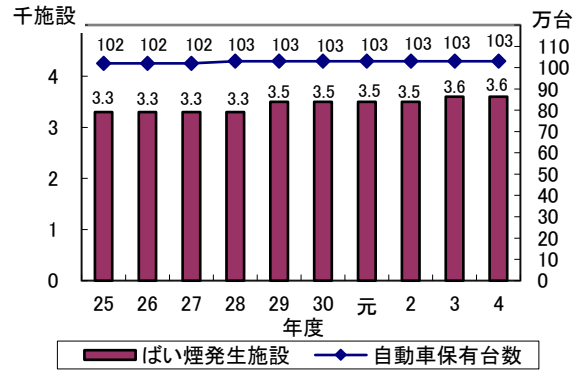


図 4-1-1 大気汚染関連指標の推移

② 環境大気常時監視測定結果

県内の大気の様子は、光化学オキシダントを除き環境基準を達成しており、年平均値はほぼ横ばいで推移しています。各測定項目の測定結果については以下のとおりです。

ア 二酸化窒素(図4-1-2)

11市1町の全14測定局で環境基準を達成しました。年平均値は一般環境大気測定局(12局)では0.004ppm、自動車排出ガス測定局(2局)では0.008ppmであり、減少傾向にあります。

イ 浮遊粒子状物質(図4-1-3)

8市の全10測定局で環境基準を達成しました。年平均値は一般環境大気測定局(8局)、自動車排出ガス測定局(2局)とも0.011mg/m³でした。

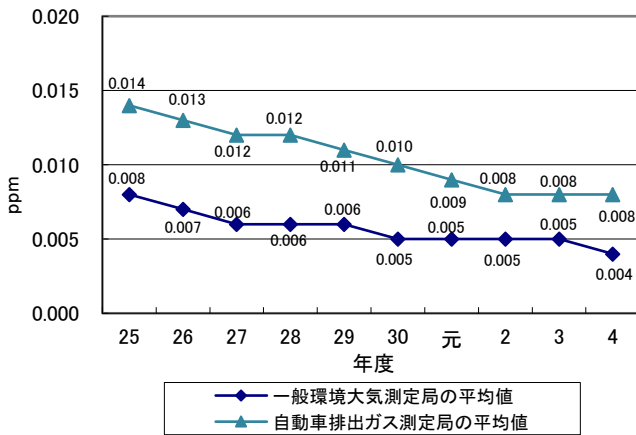


図 4-1-2 二酸化窒素の年平均値

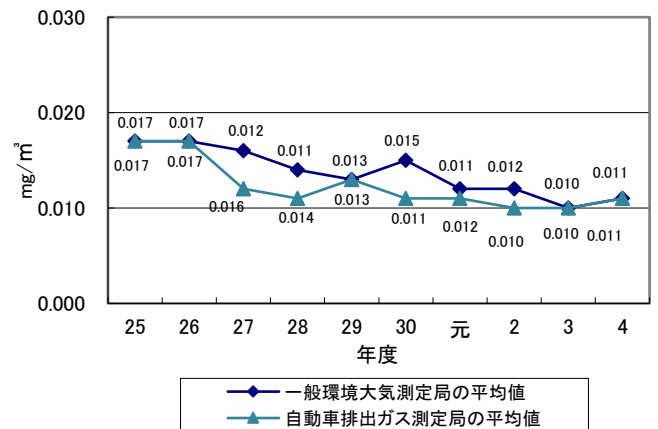


図4-1-3 浮遊粒子状物質の年平均値

ウ 二酸化硫黄(図4-1-4)

8市の全8測定局で環境基準を達成しました。年平均値は一般環境大気(8測定局)では0.001ppmでした。

エ 光化学オキシダント(図4-1-5)

5市の5測定局いずれにおいても環境基準を達成できませんでしたが、光化学オキシダント注意報の発令はありませんでした。昼間の1時間値の年平均値は0.031ppmで、最近10年間で見るとほぼ横ばいで推移しています。

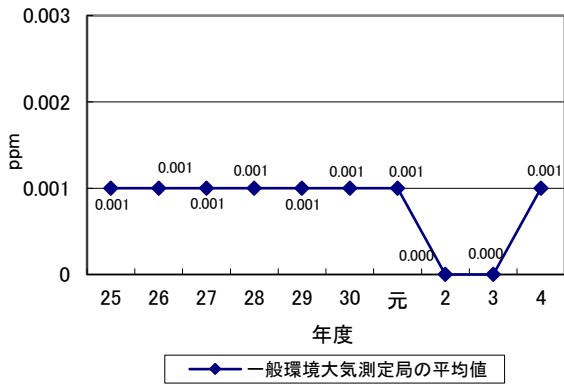


図4-1-4 二酸化硫黄の年平均値

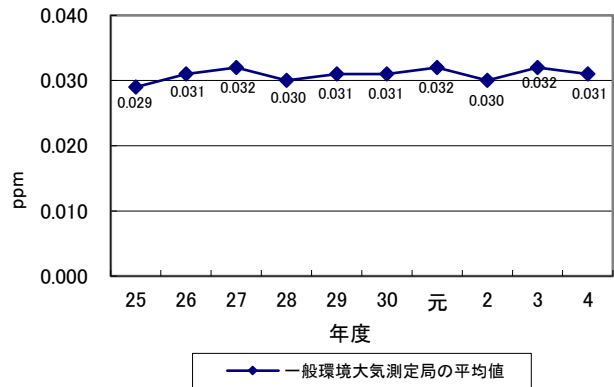


図4-1-5 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値

オ 一酸化炭素

盛岡市の自動車排出ガス測定局1局で、昭和49年度の開局以降、長期的及び短期的評価の環境基準を達成しています。

カ 微小粒子状物質(PM_{2.5}) (図4-1-6)

平成21年9月に新たに環境基準が告示されたことから、平成24年度までに8市に全10測定局を整備しました。

令和4年度は全10測定局で環境基準を達成し、注意喚起の実施もありませんでした。

なお、成分の分析を実施するとともに知見を蓄積し、原因等についての調査を進めています。

③ 有害大気汚染物質測定結果

平成8年5月に大気汚染防止法が改正され、新たに有害大気汚染物質の調査を実施することになり、平成9年10月から県と盛岡市で、モニタリングを開始しました。

環境基準が定められているテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン及びベンゼンは、全ての地点において環境基準を達成しました。(図4-1-7)

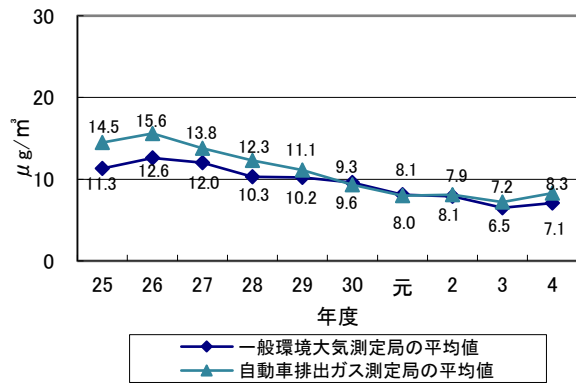


図4-1-6 微小粒子状物質(PM_{2.5})の日平均値の年平均値

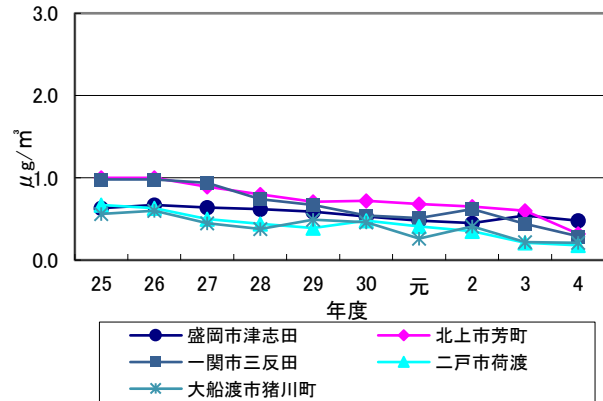


図4-1-7 ベンゼンの年平均値

(2) 大気汚染物質の発生源の規制及び指導

① 法律・条例による規制の概要

大気汚染防止法及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例では、ばい煙及び粉じんについて大気汚染物質の排出が規制されています。

なお、中核市である盛岡市、県の事務の権限移譲を受けている宮古市、花巻市及び北上市では、県と同様に規制事務を行っています(宮古市は令和5年度より権限返還)。

ア 硫酸酸化物

硫酸酸化物は、ばい煙発生施設ごとに、排出口の高さに応じて許容限度を定めるK値規制方式がとられています。

本県におけるK値は、盛岡市(旧都南村及び旧玉山村の地域を除く)、宮古市(旧田老町、旧新里村及び旧川井村の地域を除く)及び釜石市が14.5、その他の地域が17.5です。

イ ばいじん

ばい煙発生施設の種類の規模ごとに、排ガス中に含まれるばいじん量で排出基準が定められています。また、条例では、廃棄物焼却炉及びオガライトの製造の用に供する乾燥炉について規制を行っています。

ウ 有害物質

ばい煙発生施設の種類ごとに、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5物質について排出基準が定められています。

エ 粉じん

アスベスト等の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質を「特定粉じん」、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として区別しています。

一般粉じんについては、法及び条例により一般粉じん発生施設の種類ごとに集じん機、散水設備、防じんカバーの設置等の構造、使用及び管理に関する基準が定められています。

特定粉じんについては、法により特定粉じんが発生し、又は飛散する建築物その他の工作物の解体、改造又は補修に係る作業基準が定められています。

オ 揮発性有機化合物(VOC)

VOC排出施設の種類の規模ごとに、排ガス中に含まれるVOCの炭素換算濃度により排出基準が定められています。

カ 水銀

水銀排出施設の種類の規模ごとに、排ガス中に含まれる水銀量で排出基準が定められています。

② 施設の設置状況

一定規模以上のばい煙発生施設や粉じん発生施設は、大気汚染物質の発生源として、排出基準等が適用され、設置や変更には知事への事前届出が義務付けられており、その届出状況は次のとおりでした。

ア ばい煙発生施設(表4-1-2)

法対象施設は、1,783事業所の3,592施設でした。ボイラーが2,659施設(74%)と最も多く、次いでディーゼル機関が582施設(16%)、乾燥炉が105施設(3%)でした。

イ 粉じん発生施設(表4-1-3)

法対象一般粉じん発生施設は、289事業所の1,726施設でした。コンベアが844施設(49%)を占め、次いで破碎機・摩砕機が397施設(23%)でした。

ウ VOC排出施設(表4-1-4)

法対象施設は、9事業所の23施設でした。塗装施設が10施設(43%)と最も多く、次いで乾燥施設(印刷回路用銅張積層板等の製造)

表 4-1-2 ばい煙発生施設の設置状況

(令和5年3月末現在)

施設名		計	届出施設	電気工作物	ガス工作物	鉱山に係る施設
延事業所数		1,783	1,413	365	2	3
大気汚染防止法 ばい煙	1 ボイラー	2,659	2,643	10	-	6
	2 ガス発生炉・加熱炉	2	-	-	2	-
	3 焙焼炉・焼結炉	1	1	-	-	-
	5 金属溶解炉	32	32	-	-	-
	6 金属加熱炉	22	22	-	-	-
	7 石油加熱炉	3	3	-	-	-
	9 焼成炉	18	17	-	-	1
	10 反応炉	2	2	-	-	-
	11 乾燥炉	105	103	-	-	2
	13 廃棄物焼却炉	60	60	-	-	-
	21 肥料等製造用施設	5	5	-	-	-
	29 ガスタービン	89	15	73	1	-
	30 ディーゼル機関	582	142	440	-	-
31 ガス機関	12	2	9	1	-	
計		3,592	3,047	532	4	9
条例 ばい煙	事業所数	31				
	1 廃棄物焼却炉	31				
	2 オガライト乾燥炉	-				
	計	31				

施設名は法施行令別表第1及び条例施行規則別表第1による

表 4-1-3 粉じん発生施設の設置状況

(令和5年3月末現在)

施設名		計	届出施設	電気工作物	鉱山に係る施設	
事業所数		289	259	1	29	
大気汚染防止法 一般粉じん	2 堆積場	294	254	6	34	
	3 コンベア	844	804	1	39	
	4 破碎機・摩砕機	397	374	-	23	
	5 ふるい	191	173	-	18	
	計		1,726	1,605	7	114
	条例 粉じん	事業所数	574	574		
1 堆積場		92	92			
2 破碎機・摩砕機		113	113			
3 ふるい		167	167			
4 打綿機		252	252			
5 切断機施設等		1,182	1,182			
計		1,806	1,806			

施設名は法施行令別表第2及び条例施行規則別表第2による。

表4-1-4 VOC排出施設の設置状況

(令和5年3月末現在)

施設名		届出施設
事業所数		9
大気汚染防止法 VOC	1 乾燥施設	1
	2 塗装施設	10
	3 乾燥施設(塗装の用に供する)	3
	4 乾燥施設(印刷回路用銅張積層板、粘着テープ等の製造における接着の用に供する)	6
	5 乾燥施設(接着の用に供する)	1
	9 貯蔵タンク	2
計		23

1 施設名は法施行令別表第1の2による。

2 ガス工作物、電気工作物、鉱山に係る施設は該当なし。

が6施設(26%)でした。

エ 水銀排出施設(表4-1-5)

法対象施設は、29事業所の46施設でした。廃棄物焼却炉が41施設(89%)と最も多く、次いでセメントの製造の用に供する焼成炉が3施設(7%)でした。

③ 立入検査の実施状況

法及び条例に基づき、ばい煙関係67事業所273施設、粉じん関係4事業所7施設について

立入検査を実施しました。(表4-1-6) 一部の施設についてばい煙等の測定を実施しました。(表4-1-7)

その他の施設では自主測定記録の確認により検査を実施した結果、排出基準を超過していた施設は認められませんでした。

施設の使用管理の不備に対する改善命令や警告等の行政処分は、該当がありませんでした。

表4-1-5 水銀排出施設の設置状況

(令和5年3月末現在)

施設名		計	届出施設	電気工作物
大気汚染防止法	事業所数	29	27	2
	1 小型石炭混焼ボイラー	1	-	1
	2 石炭燃焼ボイラー	1	-	1
	7 セメントの製造の用に供する焼成炉	3	3	-
	8 廃棄物焼却炉	41	41	-
	計	46	44	2

1 施設名は法施行令別表第1及び法施行規則別表第3の3による。

2 ガス工作物、鉱山に係る施設は該当なし。

表4-1-6 工場・事業場の立入検査実施状況

(令和5年3月末現在)

区分		事業所数		施設数		
		県	盛岡市	県	盛岡市	
大気汚染防止法	ばい煙	対象	1,448	335	3,021	571
		実施件数	52	15	250	23
	一般粉じん	対象	267	22	1,558	168
		実施件数	4	0	7	0
	VOC	対象	8	1	22	1
		実施件数	2	0	5	0
水銀	対象	23	6	35	11	
	実施件数	2	0	4	0	
条例	ばい煙	対象	29	2	29	2
		実施件数	0	0	0	0
	粉じん	対象	554	20	1,707	99
		実施件数	0	0	0	0

表4-1-7 ばい煙測定の実施状況及び措置状況

(令和5年3月末現在)

区分	事業所数	施設数	測定項目数				基準超過件数
			SO _x	NO _x	ばいじん	HCl	
大気汚染防止法	県	7	14	10	14	12	0
	盛岡市	1	1	1	1	1	0
条例	県	0	0	0	0	0	0
	盛岡市	0	0	0	0	0	0
計	8	15	11	15	13	1	

(3) アスベスト対策

① 特定粉じん排出等作業

令和4年度に届出がなされた実施件数は65件(うち盛岡市は31件)でした。

また、法に基づく立入検査の実施件数は107件(うち盛岡市は31件)でした。作業基準その他アスベストの飛散防止対策について確認を行った結果、基準に違反による計画変更命令等の行政処分は、該当がありませんでした。

② 石綿健康被害者の救済

県では、石綿健康被害者の迅速な救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、平成19～28年度にかけて救済給付に充てるための石綿健康被害救済基金に対し資金を拠出しました。

この救済給付制度により、令和5年3月末までに、県内において医療費等の支給の認定を受けた件数は64件、特別遺族弔慰金等の支給の認定を受けた件数は52件でした。

2 水環境の保全

(1) 公共用水域

水質汚濁防止法の規定に基づき作成した「令和4年度公共用水域水質測定計画」により、県内の128河川、9湖沼及び14海域の計151の公共用水域(ただし、環境基準当てはめ水域は、河川91、湖沼9、海域15)において、国土交通省41地点、岩手県206地点、盛岡市15地点で水質測定を実施しました。(達成状況は資料8参照。124ページにURL記載)

① 水質の概況

ア 健康項目(表4-2-1)

(人の健康の保護に関する環境基準)

健康項目の環境基準は、カドミウム等27項目について、全水域一律に基準が適用されており、基準達成・非達成の評価は全シアンについては最高値、その他の項目については年間平均値で行うこととされています。

令和4年度は88地点で調査を行い、砒素が1地点環境基準を超過しましたが、それを除く全ての水域で環境基準を達成しました。

イ 生活環境項目

(生活環境の保全に関する環境基準)

生活環境項目の環境基準は、pH、BODなど12項目について、水域ごとに環境基準類型が当てはめられており、その類型で定められている基準値がその水域に適用されます。本県においては、115水域(河川91、湖沼9、海域15)において環境基準の類型が当てはめられており、そのうち基準の厳しい(きれいな水である)AA類型が29水域、A類型が84水域となっています。

令和4年度は、水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)の環境基準の達成率が96.5%で、高い水準を保っています。(表4-2-2、図4-2-1)

また、富栄養化の指標である全磷の環境基準を当てはめている7湖沼(網取ダム貯水池など)、同様に全窒素及び全磷の環境基準を当てはめている8海域(宮古湾など)の計15水域については、豊沢ダム貯水池、御所ダム貯水池及び世増ダム貯水池において全磷が環境基準値を超過し、環境基準の達成率は80.0%でした。(表4-2-3)

なお、水生生物の保全の指標である全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)の環境基準を当てはめている83水域(河川74、湖沼9)については、全ての水域で環境基準を達成しました。(表4-2-4～表4-2-6)

表4-2-1 「人の健康の保護に関する環境基準」の達成状況

項目		令和3年度		令和4年度	
		調査地点数	基準超過地点数	調査地点数	基準超過地点数
カドミウム	工場の下流、鉱床地帯等で測定	44	0	41	0
全シアン	工場の下流等で測定	23	0	23	0
鉛	工場の下流、鉱床地帯等で測定	47	0	47	0
六価クロム	工場の下流等で測定	27	0	24	0
砒素	工場の下流、鉱床地帯等で測定	49	1	48	1
総水銀	工場の下流、鉱床地帯等で測定	37	0	34	0
アルキル水銀	工場の下流等で測定	22	0	19	0
P C B	工場の下流等で測定	15	0	14	0
ジクロロメタン	有機塩素化合物 工場の下流等で測定	46	0	48	0
四塩化炭素		45	0	47	0
1,2-ジクロロエタン		45	0	47	0
1,1-ジクロロエチレン		45	0	47	0
シス-1,2-ジクロロエチレン		45	0	47	0
1,1,1-トリクロロエタン		45	0	47	0
1,1,2-トリクロロエタン		45	0	47	0
トリクロロエチレン		45	0	47	0
テトラクロロエチレン		45	0	47	0
1,3-ジクロロプロペン		29	0	27	0
チウラム	農業 農業地帯、 ゴルフ場の下流 で測定	29	0	28	0
シマジン		28	0	27	0
チオベンカルブ		28	0	27	0
ベンゼン	工場の下流等で測定	25	0	25	0
セレン	主要河川で測定	21	0	21	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	主要河川で測定	22	0	22	0
ふっ素	工場の下流等で測定	25	0	25	0
ほう素	主要河川で測定	37	0	37	0
1,4-ジオキサン	工場の下流等で測定	20	0	20	0
計		実数 84	実数 1	実数 88	実数 1

備考) 複数項目の調査を行う地点があるため調査地点の計は各項目の地点数の合計とはならない。

表4-2-2 BOD(又はCOD)環境基準達成状況

類型	河川			湖沼			海域			全水域		
	当てはめ水域数	非達成水域数	達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数	達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数	達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数	達成水域数
AA	29	0		0	0		-	-		29	0	
A	(61)60	0		9	2		15	2		(85)84	4	
B	1	1		0	0		0	0		0	0	
C	1	0		0	0		0	0		2	0	
計	(92)91	0		9	2		15	2		(116)115	4	
達成率	100%			77.8%			86.7%			96.5%		

※ ()書きは、全当てはめ水域ですが、馬淵川上流水域は、環境基準点が他県にあるため達成率の算出から除いてあります。

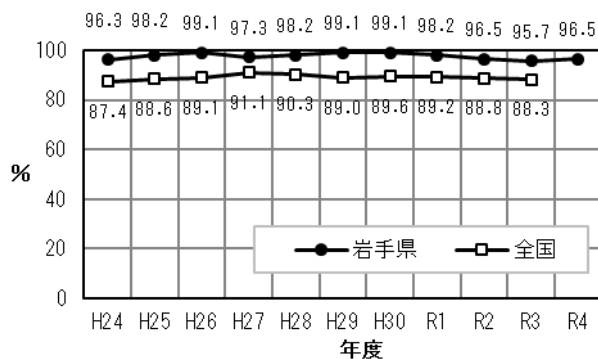


図4-2-1 BOD(又はCOD)環境基準達成状況の経年変化

表4-2-3 全窒素・全燐の環境基準の達成状況

類型	湖沼		海域		全水域	
	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数
I	0	0	0	0	0	0
II	3	2	8	0	11	2
III	4	1	0	0	4	1
IV	0	0	0	0	0	0
V	0	0	0	0	0	0
計	7	3	8	0	15	3
達成率	57.1%		100%		80.0%	

※ 全窒素・全燐ともに環境基準を満足している場合に、達成水域としました。

表4-2-4 全亜鉛の環境基準の達成状況

類型	河川		湖沼		全水域	
	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数
生物特A	0	0	0	0	0	0
生物A	74	0	9	0	83	0
計	74	0	9	0	83	0
達成率	100%		100%		100%	

表4-2-5 ノニルフェノールの環境基準の達成状況

類型	河川		湖沼		全水域	
	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数
生物特A	0	0	0	0	0	0
生物A	74	0	9	0	83	0
計	74	0	9	0	83	0
達成率	100%		100%		100%	

表4-2-6 LASの環境基準の達成状況

類型	河川		湖沼		全水域	
	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数
生物特A	0	0	0	0	0	0
生物A	74	0	9	0	83	0
計	74	0	9	0	83	0
達成率	100%		100%		100%	

BOD・CODの環境基準に対する適合性の評価方法について

BOD・CODについては、環境基準点で測定されたデータ(日間平均値)の年間データのうち、75%以上のデータが基準値を満足することにより環境基準を達成しているとみなします。

なお、複数の環境基準点を有する水域における評価については、すべての環境基準において基準値を満足している場合に、達成とみなします。

窒素・燐の環境基準に対する適合性の評価方法について

窒素・燐については、環境基準点で測定されたデータ(表層)の年間平均値が基準値を満足することにより環境基準を達成しているとみなします。

なお、複数の環境基準点を有する水域における評価については、湖沼については全ての環境基準点において基準値を満足している場合に、海域については年間平均値を当該水域内の全ての基準点について平均した値が基準値を満足している場合に、達成とみなします。

全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの環境基準に対する適合性の評価方法について

全亜鉛、ノニルフェノール及びLASについては、環境基準点で測定されたデータ(日間平均値)の年間平均値が基準値を満足することにより環境基準を達成しているとみなします。

なお、複数の環境基準点を有する水域における評価については、当該水域内の全ての環境基準点において基準値を満足している場合に、達成とみなします。

ウ 要監視項目

要監視項目は、人の健康の保護に関連する物質で、環境中の検出状況から健康項目となっていないが、知見の集積に努めるべきとされているもので、クロロホルム等32項目が指定されています。このうち、指針値が定められている25項目について、超過した地点はありませんでした。(表4-2-7)

表4-2-7 要監視項目の測定結果

(令和5年3月末現在)

項目	調査地点数	検出地点数	指針値超過地点数	
クロロホルム	12	0	0	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	12	0	0	
1,2-ジクロロプロパン	12	0	0	
p-ジクロロベンゼン	12	0	0	
イソキサチオン	6	0	0	
ダイアジノン	6	0	0	
フェントロチオン	6	0	0	
イソプロチオラン	6	0	0	
オキシシン銅	6	0	0	
クロロタロニル	6	0	0	
プロピザミド	6	0	0	
E P N	6	0	0	
ジクロルボス	6	0	0	
フェノカルブ	6	0	0	
イソベンホス	6	0	0	
クロルニトロフェン	6	0	-	
トルエン	工場の下流等で測定	3	0	0
キシレン	工場の下流等で測定	4	0	0
フタル酸	主要河川で測定	3	0	0
ジエチルヘキシル	主要河川で測定	3	0	0
ニッケル	工場の下流等で測定	12	3	-
モリブデン	主要河川で測定	6	0	0
アンチモン	主要河川で測定	8	0	0
塩化ビニルモノマー	工場の下流等で測定	5	0	0
エビクロロヒドリン	工場の下流等で測定	5	0	0
全マンガン	工場の下流等で測定	13	13	0
ウラン	工場の下流等で測定	4	0	0
バルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	工場の下流等で測定	12	11	0
フェノール	工場の下流等で測定	6	0	-
ホルムアルデヒド	工場の下流等で測定	7	0	-
4-tert-オクチルフェノール	工場の下流等で測定	3	0	-
アニリン	工場の下流等で測定	3	0	-
2,4-ジクロロフェノール	工場の下流等で測定	3	0	-

② 水域区分ごとの水質状況

ア 河川

(ア) 北上川流域

北上川は、流路延長249km、流域面積10,150km²を有し、本県内陸部を縦断して宮城県で太平洋に注ぐ、我が国第4位の流域面積をもつ河川です。岩手県に属する区域は、流路延長176km、流域中心部で比較的広い平野となっています。

主な支流は、上流部では奥羽山脈から赤川、松川、雫石川、また、北上山地から丹藤川、中津川があります。旧松尾鉱山のそばを流れる赤川は、同鉱山から強酸性の坑内水や浸透水が排出され、以前はかなり汚濁されていましたが、国や県の各種対策により水質は安定に保たれています。(図4-2-2, 表4-2-8)

北上川、雫石川、中津川の合流点に位置している盛岡市は人口約30万人の県内最大の都市ですが、各河川には鮭がそ上し、「きれいな水」に生息する水生生物が多く確認されるなど良好な水環境を保っています。

中流域から下流域にかけては、北上川支流のなかで最大の流域面積(954.5km²)をもつ猿ヶ石川、最大の流路延長(75.3km)を持つ和賀川や稗貫川、豊沢川、胆沢川、磐井川、砂鉄川など多くの支流が流入しています。これらは、西の奥羽山脈又は東の北上高地を源とし、いずれも岩手の穀倉地帯を潤すとともに、ここに住む人々の生活に欠かせない上水道にも利用されるほか、恵まれた自然景観や、イワナやヤマメ、アユなどの川の幸をもたらしています。また、本流沿いに立地する工業地帯へは質量ともに恵まれた工業用水を供給しています。

また、本流域には、岩手県全人口の70%以上が住み、その流域面積は岩手県全面積15,275km²のうち約50%(約7,860km²)を占めることから、盛岡市、花巻市、北上市、奥州市及び滝沢市など8市町を対象とした北上川上流流域下水道事業や一関市と平泉町を対象とした磐井川流域下水道事業の整備が進められており、人口集中地域からの生活排水や工場排水による都市内中流河川の汚濁については改善傾向にあります。

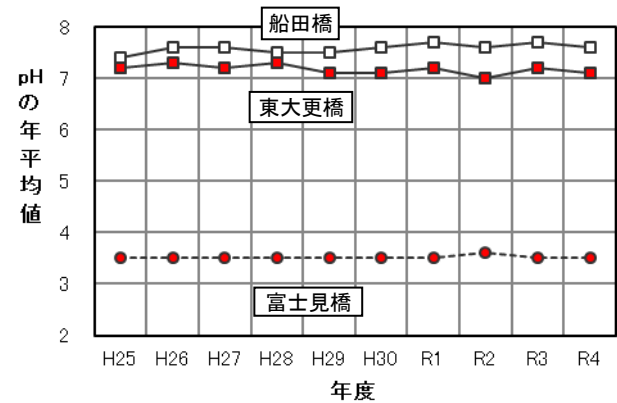


図 4-2-2 北上川流域の水質の経年変化

表4-2-8 北上川上流域の水質の経年変化(砒素) mg/l

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
富士見橋	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004
東大更橋	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
船田橋	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
定量限界値	0.001									

環境基準の類型指定については、AA類型が6水域、A類型が37水域、B類型が1水域、C類型が1水域となっており、すべての水域でBODの環境基準を達成しました。(図4-2-3)

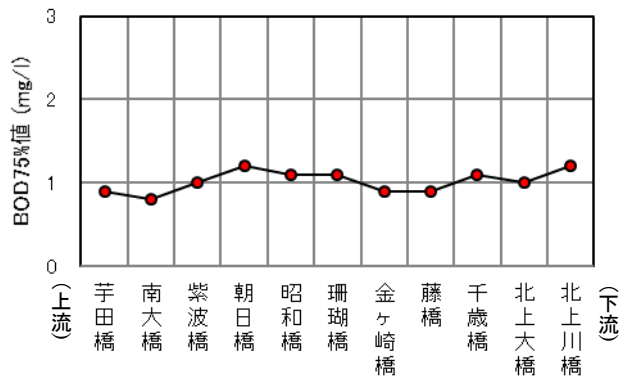


図4-2-3 北上川流域におけるBODの変化
※芋田橋のみ環境基準は1 mg/L、その他地点は2 mg/L

(イ) 内陸北部地域

馬淵川周辺地域は、北上高地北部から青森県に流下する馬淵川、雪谷川、瀬月内川が主な河川です。雪谷川と瀬月内川は県境付近で合流し、新井田川となって馬淵川とともに八戸湾に注いでいます。利水は農業用水が多く、馬淵川からは上水道水の取水があります。

環境基準の類型指定については、A類型が6水域となっています。馬淵川及び新井田川のいずれも青森県に環境基準点があるため、本県のみでの測定で評価できませんが、県内においては概ね良好な水質となっています。

また、これらの地域は、県条例による排水基準の上乗せ基準が適用されています。

米代川は、総流路延長136.3km、流域面積4,099.4km²を有し、秋田県能代市で日本海に注いでいます。本県に属する部分の流域は山林と農村地帯が主です。

環境基準の類型指定については、AA類型に指定されており、当該地域の全ての水域でBODの環境基準を達成しました。

(ウ) 沿岸北部流域

(青森県境から宮古市田老町北部にかけて)

沿岸北部流域は、北上高地北部から太平洋に注ぐ流路の短い河川がほとんどですが、久慈川は流路延長27.6km、流域面積464.7km²を有し、また、小本川は流路延長48.7km、流域面積731km²の比較的流量の多い河川です。各河川とも自然環境に恵まれ、環境基準の類型指定については、AA類型が8水域、A類型が5水域となっており、全ての水域でBODの環境基準を達成しました。

(エ) 沿岸中部地域

(宮古市田老町南部から釜石市までの沿岸海川)

流路延長73.7km、流域面積972km²と流量も豊富で支流も多い閉伊川や甲子川、鶉住居川を除けば急流の小規模な河川が多くなっています。各河川とも東日本大震災津波により堤防等が被災し、現在復旧工事等を行っています。

また、宮古市田老町の長内川上流には、旧田老鉱山がありますが、鉱業権者が鉱害対策を行っています。

環境基準の類型指定については、AA類型が12水域、A類型が9水域となっており、全ての水域でBODの環境基準を達成しました。

また、甲子川流域には、県条例による上乗せ基準が適用されています。これは排水量が40m³/日(一律基準50m³/日)以上の排水のある特定事業場が対象となり、業種によって40m³/日未満の事業場についても適用され、各項目についてより厳しい排出基準が定められているものです。

(オ) 沿岸南部地域

(大船渡市三陸町から宮城県境まで)

流路延長40km、流域面積515.9km²の気仙川を除けば、リアス式海岸へ流れ込む急流で小規模な河川が多くなっています。各河川とも東日本大震災津波により堤防等が被災し、現在復旧工事等を行っています。

環境基準の類型指定については、AA類型が2水域、A類型が5水域となっており、全ての水域でBODの環境基準を達成しました。

イ 湖沼

本県の天然湖沼の多くは奥羽山系の山岳湖沼であり、いずれも小規模(面積0.1km²以下)で環境基準は当てはめられていません。

ダム湖(総貯水量1,000万m³以上)については9湖沼について環境基準の類型指定を行っています。類

型は全て湖沼Aとなっており、田瀬ダム貯水池、世増ダム貯水池で環境基準超過がありました。それ以外の7水域でCODの環境基準を達成しました。

また、御所ダム、豊沢ダム、入畑ダムについては全燐Ⅱ類が、四十四田ダム、綱取ダム、田瀬ダム、世増ダムについては全燐Ⅲ類型がそれぞれ当てはめられており、豊沢ダム、御所ダム、世増ダムを除く4水域で環境基準を達成しました。

ウ 海域

(ア) 一般環境

いずれも水産業が盛んで、ほとんどの海域でワカメ、ホタテガイ等の養殖が行われており、湾岸では水産加工業が発達しています。また、いずれの海域もその大部分が三陸復興国立公園区域であり、宮古湾の浄土ヶ浜などの景勝地には多くの観光客が訪れます。東日本大震災津波により甚大な被害を受けましたが、現在復興に向けての取組が行われています。

環境基準の類型指定については、14湾15水域において行っています。全て海域Aとなっており、久慈湾と大船渡湾を除く13水域でCODの環境基準を達成しました。

また、岩手県の湾の多くは閉鎖性海域であり、富栄養化が進行するおそれがあることから、全ての閉鎖性海域8海域で全窒素及び全燐についても環境基準の類型指定を行っており、全ての水域で環境基準を達成しました。

(イ) 海水浴場

令和4年度に開設した県内の水浴場のうち規模の大きな海水浴場10地点において、水質測定を実施しました。

水浴場の水質は調査結果により「適」、「可」及び「不適」と評価されますが、県内10地点全てで水浴場として適当な「適」と判定されました。(表4-2-9)

表4-2-9 水浴場の調査結果

水浴場名	判定結果
高田松原	適 (水質 AA)
広田	適 (水質 AA)
根浜海岸	適 (水質 AA)
浪板海岸	適 (水質 AA)
吉里吉里	適 (水質 AA)
浄土ヶ浜	適 (水質 AA)
女遊戸	適 (水質 AA)
真崎海岸	適 (水質 AA)
舟渡	適 (水質 AA)
種市海浜公園	適 (水質 AA)

<参考>

ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

(2) 地下水

「令和4年度地下水質測定計画」に基づき地域の全体的な地下水質の概況を把握する「概況調査」、新たに発見された汚染井戸の周辺を調査する「汚染井戸周辺地区調査」、汚染井戸の経年水質変化の監視を目的とした「継続監視調査」の3種類に区分し、県内の154井戸(このうち、水質汚濁防止法上の政令市の盛岡市実施分は29井戸)の地下水質について調査を行いました。その結果、29井戸で環境基準を超過しました。

① 概況調査

24市町村において66井戸で実施し、環境基準を超過した井戸はありませんでした。

② 汚染井戸周辺地区調査

6市町村において16井戸で実施し、1井戸で砒素の環境基準超過がありました。

③ 継続監視調査

19市町村において72井戸で実施し、28井戸で環境基準を超過しました。基準超過物質は、鉛、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素です。

④ 結果に基づく対応

所管広域振興局保健福祉環境部等では、環境基準を超過した汚染井戸の所有者に対して、市町村と連携を図りながら水道水または新たな水源へ切替えを指導しています。(有機塩素化合物による汚染の場合は、切替えまでの間、煮沸飲用するよう指導)

また、汚染井戸周辺に有害物質使用特定施設が所在する場合は、当該事業場の立入検査を実施し、当該物質の保管、使用、廃棄を適正に行うよう指導の強化を行うこととしています。

なお、環境基準または指針値の2分の1以上の値が検出された井戸は、原則として、継続監視調査地点として引き続き汚染状態を監視することとしています。

(3) 工場・事業場排水の監視及び指導

① 特定施設等の届出状況

水質汚濁防止法及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例により、特定施設等(法で規制する施設)、又は汚水等排出施設(条例で規制する施設)(以下「特定施設等」という。)を設置しようとする者は、あらかじめその内容を知事(盛岡市に設置する場合は、盛岡市長)に届け出ることが義務づけられています。

法対象事業場数5,170のうち718事業場に対し排水基準が適用され、また、条例対象事業場数は26、うち2事業場に対し排水基準が適用されました。(表4-2-10、図4-2-4)

② 排水規制の概要

特定施設等を設置する事業場から排出される排出水の規制項目は次のとおりです。

ア 人の健康に被害を生ずるおそれのある物質(有害物質)

対象となるカドミウム等27物質については、全ての特定事業場に対して全国一律の基準が適用されています。

イ 生活環境に係る被害を生ずるおそれがある項目(生活環境項目)

対象となる水素イオン濃度等14項目については、1日当たりの平均的な排水が50m³以上の特定事業場に対し全国一律の基準が適用されています。また、窒素含有量は葛丸ダム貯水池、大船渡湾等の3湖沼9海域に流入する排水、燐含有量は高松の池、大船渡湾等40湖沼9海域に流入する排水について適用しています。

なお、新井田川河口水域及び釜石湾水域に排水を排出する場合は、県の排水基準を定める条例に基づきより厳しい排水基準が課せられています(上乘せ基準)。

表4-2-10 水質汚濁防止法及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例届出状況 (令和5年3月末現在)

区分		法施設	条例施設	計
届出特定事業場数	A 1日当たりの平均排水量50m ³ 以上のもの	580 (30)	1 (0)	581
	有害物質を使用するもの	48 (5)	0 (0)	48
	B 1日あたりの平均排水量50m ³ 未満のもの	4,570 (469)	25 (1)	4,595
	C 上乘せ基準適用	1 (0)	1 (1)	2
	D 有害物質を使用するもの	137 (41)	0 (0)	137
	小計(A+B)	5,150 (499)	26 (1)	5,176
	うち排水基準適用事業場(A+C+D)	718 (71)	2 (1)	720
E 第5条第3項有害物質使用特定事業場	16 (9)		16	
F 届出有害物質貯蔵指定事業場	40 (4)		40	
G うち有害物質貯蔵指定施設のみ	4 (0)		4	
届出事業場数 合計(A+B+E+G)		5,170 (512)	26 (1)	5,196

注) ()の数値は盛岡市分の再掲

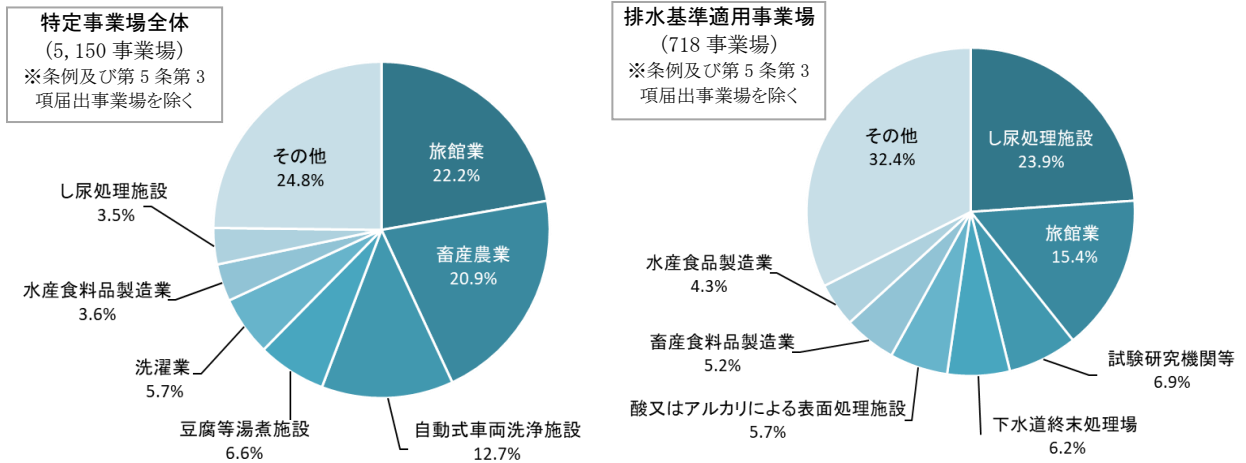


図4-2-4 特定事業場の業種区分(水質汚濁防止法関係)

③ 立入検査の実施状況

延べ456事業場への立入検査の結果、そのうち排水基準に適合しない排出水を排出、又は排出するおそれのあったものは22事業場であり、違反項目別では、pHは4事業場、BODは1事業場、SSは1事業場、大腸菌群数10事業場、全窒素・全燐は3事業場、有害物質は3事業場となり、これらの事業場に対し、警告8件、勧告・改善指導等14件の措置を行いました。(表4-2-11)

表4-2-11 排水基準適用事業場に対する立入検査の状況

区分		法施設	条例施設	計
排水基準適用事業場数		718(71)	2	720
延べ立入検査実施事業場数		456(33)	0	456
違反事業場数		22(3)	0	22
措置内容	改善命令	0(0)	0	0
	警告	8(0)	0	8
	勧告・改善指導等	14(3)	0	14
排水基準違反項目	pH	4(2)	0	4
	BOD	1(0)	0	1
	COD	0(0)	0	0
	SS	1(0)	0	1
	大腸菌群数	10(3)	0	10
	全窒素・全燐	3(0)	0	3
	有害物質	3(0)	0	3

※ 1事業場で複数の基準超過があるため排水基準違反項目の合計は違反事業場数と一致しない
 ※ ()の数値は盛岡市分の再掲

(4) 汚水処理施設の整備の促進

本県の下水道や合併処理浄化槽等の汚水処理施設の人口普及率は、84.9%となりました。(図4-2-5)

引き続き、汚水処理の普及促進等を図るため、平成29年度末に策定した県構想「いわて汚水処理ビジョン2017」の目標である、令和7年度末までの汚水処理人口普及率91%の達成に向け、下記の事業に取り組んでいます。

① 下水道

本県における下水道整備は、盛岡市が昭和28年に事業着手したのが始まりですが、現在、県において、北上川上流流域下水道(都南、花北及び胆江の3処理区)及び磐井川流域下水道(一関処理区)の2つの流域下水道事業を実施しています。公共下水道事業は、令和5年3月末現在、葛巻町及び普代村を除く31市町村が実施しています。

② 合併処理浄化槽

公共用水域の水質を保全するためには、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及が必要です。令和5年3月末現在、県内では、合併処理浄化槽54,948基が設置されています。県では個人が設置及び管理する「個人設置型合併処理浄化槽」と市町村が事業主体となる「市町村設置型合併処理浄化槽」の整備等に対する補助を行っています。

③ コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)

団地等でし尿と生活雑排水を併せて処理する施設が、令和5年3月末現在、3市に整備されています。

④ 農業集落排水施設

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設が、令和5年3月末現在、20市町村に整備されています。

⑤ 漁業集落排水施設

漁港や周辺水域の浄化を図るとともに、漁業の健全な発展と漁村の生活環境を改善するため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設が、令和5年3月末現在、10市町村に整備されています。

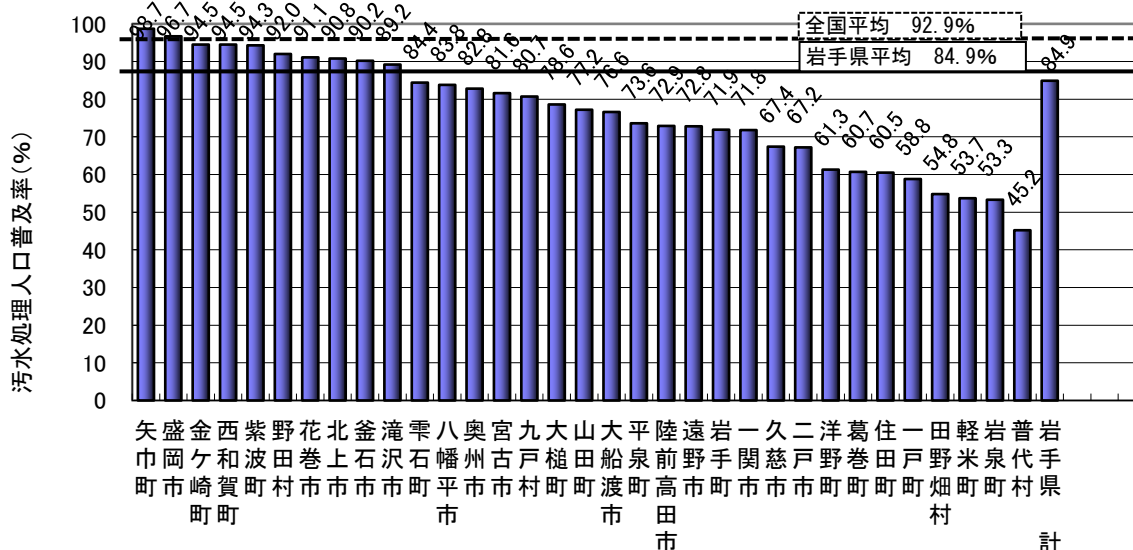


図4-2-5 県内市町村別汚水処理人口普及率 (R5年3月末) ※全国平均は福島県の一部町村を除いた値

3 土壌環境及び地盤環境の保全

土壌汚染対策法に基づく区域の指定件数は、令和5年3月末時点で要措置区域は4件、形質変更時要届出区域は26件です。

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取が原因で、建造物、道路、農用地等に被害が発生しますが、本県においては、現在のところこれらの影響による地盤沈下は発生していません。

4 騒音・振動・悪臭防止対策

(1) 高速交通による騒音・振動

① 高速自動車道

東北自動車道における自動車騒音の実態を把握するため、沿線市町の30地点で調査を実施した結果、環境基準の類型が当てはめられている地域においては全地点で環境基準を達成し、達成率は昨年度と同等でした。(表4-4-1)

高速自動車道に係る公害については、沿線各県「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」(昭和53年1月設置)を組織し、公害対策の検討、情報交換を行うとともに、遮音壁設置等の適切な公害防止対策の実施を東日本高速道路株式会社に要望しました。

また、本県独自でも岩手県高速交通公害対策連絡協議会(昭和62年2月設置)を組織し、令和4年度の測定結果を基に沿道住民の良好な生活環境の保全を図るため早急な騒音防止対策の実施について、東日本高速道路株式会社東北支社に要望しました。

表4-4-1 高速自動車騒音にかかる環境基準の達成状況

地域の種類	測定地点数	達成地点数	時間帯別達成地点数		R4年度達成率(%)	(参考)R3年度達成率(%)
			昼間	夜間		
A類型	1	1	1	1	100	100
B類型	2	2	2	2	100	100
C類型	6	6	6	6	100	100
無指定	21	20	21	20	95	95
計	30	29	30	29	97	97

② 新幹線鉄道

本県では、沿線住民の生活環境保全のため、一関市から盛岡市(車両基地まで)間の沿線区域について、東北新幹線鉄道開業前の昭和52年9月に「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の地域指定を行いました。

さらに、盛岡・八戸間開業前の平成10年3月には、盛岡市から二戸市までの沿線区域について、地域指定を行いました。

騒音・振動の測定については、従前から沿線市町とともに行っています。令和4年度は、騒音について23箇所延べ35地点において調査を実施しました。標準測定点とされている25m地点における環境基準の達成率は、48%(昨年度43%)となっています。(表4-4-2)

振動については、23箇所23地点全てが「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策」の指針値70デシベルを下回っています。

新幹線鉄道に係る公害についても、高速自動車道に対する取組と同様に、岩手県高速交通公害対策連絡協議会から東日本旅客鉄道株式会社に対して、令和4年度の測定結果を基に沿線住民の良好な生活環境の保全を図るため「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の達成に向けて効果的な対策の実施を要望しました。

表4-4-2 新幹線鉄道騒音環境基準の達成状況

軌道中心からの距離	測定地点数			達成地点数			R4年度達成率(%)			(参考)R3年度達成率(%)		
	I	II	計	I	II	計	I	II	計	I	II	計
25m	13	10	23	7	4	11	54	40	48	36	50	43
50m	7	5	12	4	3	7	57	60	58	43	60	50
計	20	15	35	11	7	18	55	47	51	39	53	46

③ 航空機

花巻空港は、昭和39年2月に第3種空港として供用開始され、同年4月開

表4-4-3 花巻空港航空機騒音調査結果

地点番号	測定地点所在地	類型(基準値)	調査結果(単位: dB)				
			春季	夏季	秋季	冬季	平均
N 2	花巻市石鳥谷西中島第1地割	—	49	—	—	—	49
N 4	花巻市二枚橋南1丁目	—	—	—	44	—	44
N 5	花巻市石鳥谷町黒沼第3地割	I (57)	46	47	47	44	46
S 1	花巻市下似内第8地割	—	—	—	47	—	47
S 2	花巻市上似内第6地割	—	39	—	—	—	39
S 3	花巻市下似内第4地割	I (57)	50	49	49	44	49

港、その後、平成6年度には中型ジェット機の就航に向け、滑走路のかさ上げ工事が行われ、平成7年4月から中型ジェット機が就航し平成17年3月には滑走路が500m延長され、2,500m滑走路が供用開始されました。

本県では、同空港周辺地域の生活環境を保全するため、ジェット機の就航に先立ち、昭和58年2月に花巻市に「航空機騒音に係る環境基準」の地域指定を行い、それに伴い調査地点を設置しました。

令和4年度の測定結果は、騒音レベルは全地点で基準値を達成しています。(表4-4-3)

(2) 騒音・振動の発生源の規制及び指導

① 規制地域の指定

騒音規制法・振動規制法では、騒音・振動を防止して住民の生活環境を保全する地域を知事が指定し、この指定地域内の工場・事業場における事業活動と建設工事に伴って発生する騒音・振動について必要な規制を行うとともに、自動車から発生する騒音についての許容限度を定めています。また市町村長は、道路交通に起因する自動車騒音と振動について措置を要請できることとされています。

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例では、工場・事業場の騒音について騒音規制法の規制対象外の7種10施設に対し必要な規制を行っています。

県は、法又は条例に基づき、騒音については、昭和47年度以降、振動については、昭和52年度以降、順次、地域の実態に応じ規制地域の指定を行っています。(表4-4-4, 表4-4-5)

表4-4-4 騒音規制地域の指定状況

指定(告示) 年月日	施行 年月日	市町村名
S48.3.30	S48.4.1	盛岡市(旧告示 45.2.27)、釜石市、宮古市、一関市、奥州市、花巻市(以上旧告示 46.2.26)、大船渡市、久慈市、遠野市
48.10.30	48.11.1	滝沢市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、野田村
49.3.18	49.4.1	北上市、二戸市
49.12.14	50.1.1	岩泉町
53.3.10	53.4.1	山田町
54.3.16	54.4.1	岩手町
55.3.14	55.4.1	雫石町、一戸町
62.3.13	62.4.1	紫波町
H5.3.23	H5.4.1	八幡平市
R3.4.1	R3.7.1	陸前高田市
計		14市10町1村

表4-4-5 振動規制地域の指定状況

指定(告示) 年月日	施行 年月日	市町村名
S53.3.10	S53.4.1	盛岡市、宮古市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、一関市、釜石市
54.3.16	54.4.1	二戸市、久慈市、遠野市、滝沢市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町
55.3.14	55.4.1	岩手町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村
56.3.13	56.4.1	雫石町、一戸町
62.3.13	62.4.1	紫波町
H5.3.23	H5.4.1	八幡平市
R3.4.1	R3.7.1	陸前高田市
計		14市10町1村

(3) 悪臭

① 規制地域の指定・規制基準の設定

法律による悪臭の規制は、昭和46年6月に公布され昭和47年5月に施行された悪臭防止法によって行われています。悪臭物質として規制されているものは、現在、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミンなど22種類の物質です。なお、平成7年4月に排出水中における悪臭物質の規制基準が適用されました。

また、平成8年4月1日からは、人の嗅覚で判定する嗅覚測定法による臭気指数規制が法律で実施できることとなりました。法では、知事が悪臭を防止して住民の生活環境を保全する地域を指定するとともに、政令の範囲内で規制基準の設定を行うこととしています。

県内では、法に基づいて昭和48年度以降地域の実情に応じ規制地域の指定が行われ、現在9市町において規制地域が指定され、うち5市が悪臭物質の濃度による規制を、4市町が臭気指数による規制を行っています。(表4-4-6)

なお、臭気指数規制が法で規制される前より、平成5年8月に花巻市が、平成5年12月に江刺市(現奥州市)が嗅覚測定法を導入した悪臭公害防止条例を制定し、事業場等からの悪臭を規制しています。

表4-4-6 悪臭規制地域の指定状況

指定(告示) 年月日	施行 年月日	市町村名
S49.3.18	S49.4.1	北上市
49.12.14	50.1.1	盛岡市、宮古市、釜石市、大船渡市
61.3.14	61.4.1	花巻市、久慈市
63.3.15	63.4.1	奥州市
H6.3.25	H6.4.1	矢巾町
計		8市1町

② 悪臭防止の指導

平成12年4月から悪臭防止法の規制及び測定に関する事務は市町村の自治事務となっています。また、規制地域の内外で継続して苦情が発生している事業場がある場合には、市町村の要望に応じて県が助言・指導を行っています。

一口メモ 悪臭物質

200万種類以上あるといわれる化合物や元素のうち、においを持つものは約40万種類に及び、特に問題となるものは窒素化合物、硫黄化合物の中に多くあります。

法による規制は、悪臭のうち測定可能な個々の原因物質について濃度で規制する方式と、複合された悪臭を規制するため人の嗅覚で判定する臭気指数による規制方式をとっています。更に、一部の自治体では公害防止条例などでも嗅覚測定法を用いた臭気指数による規制を実施しています。

5 化学物質の環境リスク対策の推進

(1) PRTR制度

PRTR制度は、人の健康や動植物に有害性のある化学物質について、事業者自らが環境への排出量等を把握し、県を経由して国に届出を行い、国が届出排出量・移動量と、推計した届出対象外の排出量(届出の対象とならない事業者や家庭、自動車などからの排出量)とを併せて1年ごとに集計、公表する制度です。化学物質排出把握管理促進法(P R T R法)に基づき平成14年4月から実施されています。

なお、当初届出対象物質は354物質でしたが、平成20年同法改正により462物質、令和3年同法改正により、令和5年度把握分から515物質が対象となりました。

令和3年度に事業者が把握した対象化学物質の排出量・移動量について令和4年度に行われた届出の集計の結果、県内の届出事業所数は499事業所(全国の1.5%)であり、事業者から届出のあった当該事業所からの排出量については、全事業所・全物質の合計で約1,205トン(全国の1.0%)、移動量の合計は約1,720トン(全国の0.7%)でした。また、国が推計を行った届出対象外の排出量については、合計で約2,689トン(全国の0.8%)でした。

(2) 環境コミュニケーションの推進

従来の環境行政は、環境基準等を基とする規制によって化学物質の環境中への排出を規制してきましたが、多種多様な化学物質が製造、使用及び処理される現状において、従来の規制的手法だけでは対応しきれない状況となっています。

このようなことから、平成11年にPRTR制度が制定され、化学物質の環境中への排出量等の集計結果が平成14年から毎年公表される等、企業の自主的な管理を促す仕組みが導入されています。また、企業が、環境配慮への取組について、住民、行政と情報を共有し、共通認識を形成しつつ環境保全にとともに取り組む、環境コミュニケーションの取組が求められるようになりました。

県では、環境コミュニケーションの目的、意義を浸透させるため、平成16年から、県内企業を対象として、専門家による講演や企業による環境配慮への取組事例の紹介等を行うセミナーを開催しています。なお、令和4年度は、環境省による「地域の脱炭素化」についての講演、企業による環境コミュニケーション事例の紹介に関する内容のセミナーを開催しました。

(3) 化学物質環境実態調査

一般環境中の化学物質の残留状況を把握すること等を目的として、環境省が昭和49年から実施している調査であり、令和4年度の調査の実施状況は次のとおりです。

① 分析法開発調査

環境中への残留が懸念される物質として1-{2-[(2,4-ジクロロベンジル)オキシ]-2-(2,4-ジクロロフェニル)エチル}-1H-イミダゾール(別名:ミコナゾール)、2-(2,4-ジフルオロフェニル)-1,3-ビス(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロパン-2-オール(別名:フルコナゾール)の分析法開発を実施しました。

② 初期環境調査

花巻市豊沢川の水質を対象にしてアトルバスタチン、1,3-ジフェニルグアニジン、1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン(別名:1,3,5-トリスグリシジル-イソシアヌル酸)、1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン、2-メルカプトベンゾチアゾールを調査しました。

③ 詳細環境調査

花巻市豊沢川の水質及び底質を対象にしてN,N-ジメチルアルカン-1-アミン=オキシド類(アルキル基の炭素数が10,12,14,16又は18で、直鎖型のもの)を、底質を対象にしてトリメチル(オクタデシル)

アンモニウム及びその塩を調査しました。

④ モニタリング調査

昭和53年から継続して環境中のPOPs(残留性有機汚染物質)類等の調査を行っています。水質及び底質については花巻市豊沢川で、大気については滝沢市で、生物については山田湾のムラサキイガイ及びアイナメを対象に実施しました。

(4) ダイオキシン類環境モニタリング調査

ダイオキシン類は、主として物の燃焼に伴って発生する化学物質ですが、毒性が強く、また、分解されにくい性質をもっています。このため、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図ることを目的に、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、平成12年に施行されました。県では、この法律の規定に基づき、ダイオキシン類を排出する施設に立入調査を行うとともに、環境モニタリング調査を実施しています。

令和4年度は大気、公共用水域、地下水及び土壌のモニタリング調査を実施し、全ての地点で環境基準を達成しました。(表4-5-1)

表4-5-1 ダイオキシン類の環境基準達成状況
(国土交通省及び盛岡市実施分を含む)

調査対象		調査地点数	調査結果	環境基準値	単位
大気環境	一般環境	5地点	0.0057~0.015	0.6	pg-TEQ/m ³
	沿道	1地点	0.0087		
	発生源周辺	4地点	0.0053~0.013		
公共用水域	水質	38地点	0.034~0.22	1	pg-TEQ/L
	底質	38地点	0.14~9.6	150	pg-TEQ/g
地下水		7地点	0.033~0.037	1	pg-TEQ/L
土壌	一般環境	7地点	0.0014~5.2	1,000	pg-TEQ/g
	発生源周辺	36地点	0.00045~130		

6 公害苦情等への的確な対応

令和4年度に県及び市町村が受理した公害に関する苦情件数は、607件で前年度に比べ22件(3.5%)減少しました。

公害に係る紛争を迅速かつ適正に処理することを目的として、昭和45年に公害紛争処理法が制定されました。同法は、公害紛争について裁定、調停、あっせん及び仲裁の制度を設け、これを専門に行う紛争処理機関として、国においては公害等調整委員会、都道府県においては公害審査会等の設置を規定しています。

本県では、昭和49年に岩手県公害審査会条例を制定し、公害審査会を常設の機関としていましたが、平成19年に審査委員候補者制に移行しました。令和4年度は法律、公衆衛生及び産業技術分野から、計9名の審査委員候補者を委嘱しました。

7 放射性物質による影響

(1) 環境放射能

① 環境放射能水準調査の概要

我が国の環境放射能調査は、昭和29年のビキニ環礁における米国の核爆発実験を契機として開始されました。その後、米国、旧ソ連、中国の大気圏内核爆発実験やチェルノブイリ原発事故による放射能汚染の我が国への影響に関する調査・研究が進められてきました。現在は環境放射能調査体制の整備拡充が図られ、すべての都道府県で環境放射能調査を実施しています。

本県においても、昭和62年12月より、文部科学省の委託を受けてモニタリングポストを1台設置して「環境放射能水準調査」を開始しており、環境及び人への影響評価に資するための基礎的データの収集に努めています。

② 測定結果

モニタリングポストによる空間線量率の測定及び降下物や野菜等13種類の試料の核種分析を行いました。

その結果、精米、野菜及び牛乳で放射性セシウムが検出されましたが、食品等の基準値(飲料水10Bq/kg、牛乳・乳児用食品50Bq/kg、一般食品100Bq/kg)と比べ低い値でした。(表4-7-1, 表4-7-2)

表 4-7-1 空間線量率測定結果

測定機器	測定値	単位	測定場所
モニタリングポスト（月平均値）	0.019～ 0.022	μ Gy/h	盛岡市

表 4-7-2 ゲルマニウム半導体検出器による核種分析結果

試料名	セシウム 134	セシウム 137	単位	試料採取場所
大気浮遊じん	N. D.	N. D.	mBq/m ³	盛岡市
降下物	N. D.	N. D. ～0.24	MBq/km ²	盛岡市
上水（蛇口水）	N. D.	N. D.	mBq/L	盛岡市
土壌（0～5cm）	3.38	164	Bq/kg 乾土	滝沢市
土壌（5～20cm）	N. D.	24.5	Bq/kg 乾土	滝沢市
精米	N. D.	0.434	Bq/kg 生	滝沢市
大根	N. D.	N. D.	Bq/kg 生	盛岡市
白菜	N. D.	0.146	Bq/kg 生	盛岡市
牛乳（原乳）	N. D.	0.168	Bq/L	盛岡市
海水	N. D.	N. D.	mBq/L	洋野町
海底土	N. D.	N. D.	Bq/kg 乾土	洋野町
昆布	N. D.	N. D.	Bq/kg 生	洋野町
ホタテ貝	N. D.	N. D.	Bq/kg 生	山田町

注 1：計数値が計数誤差の 3 倍を下回るものについては「N. D.」（不検出）と表記している。

注 2：海水は平成 15 年度から、海底土と昆布は平成 18 年度から実施している。

（2）東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い放出された放射性物質による汚染に係る取組

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波に係る東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、平成 23 年度に本県の環境放射能測定体制を見直し、きめ細かな測定に移行しました。また、県が平成 23 年 9 月に策定した方針に基づき、市町村が行う除染等への支援等を行ったほか、放射線に関する知識等の普及・啓発を行いました。

① 測定機器の増設

ア モニタリングポスト：既存の 1 台に加えて平成 23 年 12 月に 3 台（一関市、大船渡市、宮古市）、平成 24 年 3 月に 6 台（滝沢市、花巻市、奥州市、釜石市、久慈市、二戸市）を増設し、計 10 台で全県域を監視するとともに、測定結果を県ウェブサイト上にリアルタイムで公表する体制を整備しました。

なお、事故後の最大値は平成 23 年 3 月 13 日、盛岡市（岩手県環境保健研究センター）の 0.67μSv/h で、4 月以降は事故前のレベルで推移しています。

イ ゲルマニウム半導体検出器：既存の 1 台に加え、平成 24 年 3 月に 2 台増設した計 3 台により、原発事故の影響を調査するため降下物、水道水、農林水産物等の測定を行いました。

② 緊急モニタリング

ア サーベイメータによる定期測定

県内の公園等 55 地点で月 1 回測定を実施し、令和 3 年度からは、一関市、奥州市及び平泉町の 28 地点では 2 か月 1 回、その他の 27 地点では 6 か月に 1 回測定を実施しています。これまでの最大値は、平成 23 年 6 月に一関市内で測定した 0.47μSv/h ですが、平成 25 年 6 月以降は全地点において国の除染基準の 0.23μSv/h を下回っており、現在では低減から横ばい傾向にあります。

イ 水道水

令和 4 年度は放射性セシウム（管理目標値 10Bq/kg）について、3 か月に 1 回のモニタリングを盛岡市、一関市、奥州市及び平泉町において実施した結果、4 市町全てで検出されませんでした。

なお、放射性セシウムの事故後の最大値は 0.73Bq/kg でしたが、平成 23 年 5 月以降は不検出の状況が続いています。

※ 放射性ヨウ素については、半減期が短い（約 8 日）ことや、平成 23 年 5 月以降、全ての地点で不検出であったことなどから、平成 27 年度からはモニタリングの対象外としています。

③ 生活環境の除染等

平成 23 年度に文部科学省が実施した航空機モニタリング調査結果等で、追加被ばく線量が年間 1 mSv に相当する 0.23μSv/h 以上の地域が存在する市町村を、平成 23 年 12 月に環境大臣が汚染状況重点調査地域に指定しました。

本県では、一関市、奥州市及び平泉町が指定され、除染実施計画を策定して除染等を行った結果、3

市町全てで、計画に基づく除染を終了しています。

④ 食品（流通食品）への放射性物質の影響

県内に流通する食品について、食品衛生法に基づき除去を実施し、食品中の放射性物質濃度を測定しています。令和4年度は、生鮮野菜、鶏卵、食肉、牛乳等200検体の検査を実施し、全て基準値以下であることを確認しました。（表4-7-3）

⑤ 野生鳥獣肉の放射性物質検査

食用となる可能性が高い県内のニホンジカ等の野生鳥獣肉から基準値を超える放射性セシウムが検出され、国による出荷制限指示が出されていることから放射性物質検査を実施し、県ウェブサイト等で県民等への情報提供を行いました。（表4-7-4）

⑥ ごみ処理関連と放射性物質の影響

原発事故による放射性物質に汚染された廃棄物については、事故当初、廃棄物処理法の対象外となっていました。平成24年1月に放射性物質汚染対処特別措置法が全面施行され、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下のものについて、既存の廃棄物処理施設で処理できることになりました。

また、市町村や事業者等の焼却施設などは特定一般廃棄物処理施設や特定産業廃棄物処理施設として、排ガスなどの放射性物質濃度や施設の敷地境界での空間線量率を測定することが義務付けられました。

県では、市町村や事業者等が実施した測定結果を取りまとめ、県ウェブサイトで公表しました。

令和4年度は、焼却施設の飛灰について、8,000Bq/kgを下回り、また、排ガスなどの放射性物質濃度は、基準値を下回っていました。

空間線量率は、追加線量が0.19μSv/h(年間1mSv)を超えない値となっていました。

最終処分場や汚泥脱水施設も、基準値を下回っていました。（表4-7-5～表4-7-8）

⑦ 農林業系副産物の焼却について

原発事故により放射性物質に汚染された稲わら、牧草など農林業系副産物については、生産現場で利用ができなくなりました。

環境省は、これら農林業系副産物が既存の焼却施設で安全に処理できることを実証するため、一関市大東清掃センターの焼却施設において、平成23～24年度にかけて牧草を一般廃棄物と混合して焼却するモデル事業「放射性物質を含む可燃性廃棄物(牧草)焼却実証事業」を行いました。

このモデル事業の結果を受け、県では農林業系副産物について、市町村等の既存焼却施設で一般廃棄物と混焼し、焼却灰を8,000Bq/kg以下となるよう管理して処理する方針を決定し、平成24年11月に「放射性物質により汚染された廃棄物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン」にて除染土壌及び除染廃棄物と合わせ、その処理方針を示しました。その後、遠野市などにおいて試験焼却や本焼却の取組が始まり、令和5年3月末時点では16市町で焼却処理（焼却終了を含む）が行われました。

⑧ 普及・啓発の実施

各分野で放射線対策を円滑に進めるため、市町村職員等向けセミナーを開催しました。

表4-7-3 食品中の放射線物質検査件数

食品分類	件数
農産物	100
畜産物	25
水産物	40
牛乳・乳幼児食品	12
飲料水	2
その他	21
計	200

※全て基準値以下

表4-7-4 野生鳥獣肉の放射線物質検査検体数

	年度	対象検体数 (うち基準値※超過)	出荷制限指示年月日
クマ肉	R4	16検体(超過2)	平成24年9月10日
シカ肉	R4	46検体(超過0)	平成24年7月26日
ヤマドリ肉	R4	22検体(超過0)	平成24年10月22日

※放射性セシウム基準値 100ベクレル/kg

表4-7-5 市町村等一般廃棄物焼却施設

施設数	調査義務施設数※	排ガス(Bq/m ³)
14	1	不検出

表4-7-6 市町村等一般廃棄物最終処分場

施設数	排水(Bq/l)	周辺地下水(Bq/l)
21	不検出～2.0	不検出

表4-7-7 産業廃棄物の焼却施設

施設数	調査義務施設数※	排ガス(Bq/m ³)
12	1	不検出

表4-7-8 産業廃棄物の最終処分場

特定産業廃棄物等を埋立している施設	排水(Bq/l)	周辺地下水(Bq/l)
1	不検出	不検出

※ 休止施設、稼働をしていない施設や放射性物質濃度が低いなど一定の要件に該当する施設として環境大臣の確認を受け排ガスなどの調査義務が免除されている施設を除いたもの。

※ 施設数は令和5年3月末現在

特定一般廃棄物処理施設等における放射性物質のモニタリング結果
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/ippai/1006107.html>
 特定産業廃棄物処理施設等における放射性物質のモニタリング結果
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/sanpai/1006090.html>

8 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用

(1) 概要

環境影響評価制度は、事業者が事業を実施するに当たって、あらかじめ環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、県民、市町村長や知事から環境の保全の見地からの意見を聴き、それを踏まえて環境に配慮した事業計画を作成する一連の手続の仕組みです。

(2) 国の環境影響評価制度（環境影響評価法）

国においては、昭和47年の閣議了解以来、所掌する公共事業について取組が進められ、昭和59年から閣議決定に基づき環境影響評価が実施されてきました。また、港湾法や公有水面埋立法等の個別法に基づく環境影響評価も行われてきました。

このような中、統一的な手続等による環境影響評価の実施が課題となって法制化の準備が進められ、国会の審議等を経て、「環境影響評価法」が成立、平成9年6月に公布され、平成11年6月に全面施行されています。

法で対象とする事業は、国が関与する高速道路、河川工事、発電所等13の事業のうち大規模なものとなっています。

(3) 県の環境影響評価制度（岩手県環境影響評価条例）

本県では、平成2年に「ゴルフ場等大規模開発行為指導要綱」が制定され、ゴルフ場やレクリエーション施設等に対する指導を行ってきました。上記要綱に該当しない規模の土地利用に関しても、国土利用計画法に基づき、国土利用計画岩手県計画及び岩手県土地利用基本計画を策定し、岩手県の県土の利用に関する基本的事項を定めるとともに、岩手県土地利用基本計画の変更等の諮問に対して、岩手県国土利用計画審議会を開催しています。また、国土利用計画法に基づく注視・監視区域等の指定や土地取引への勧告等を行うにあたり、必要に応じて専門家の意見を聴取する岩手県土地利用審査会を適時開催しています。

その後、平成10年3月に制定した「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」において環境影響評価の推進が明記され、平成10年7月に「岩手県環境影響評価条例」を制定して、法と同じく平成11年6月から全面施行しています。

条例で対象とする事業は、実施主体を問わず、県道、市町村道、農道、林道などの道路、廃棄物処理施設、スポーツ・レクリエーション施設、工場、事業場、建築物など法対象外事業も含む17種の事業のうち一定規模以上のものとなっています。

なお、東日本大震災津波による災害からの復興を推進するため、平成24年7月に条例を一部改正し、復興事業のうち、鉄道事業、土地区画整理事業及び住宅団地等の用地造成事業について、条例に基づく環境影響評価手続の適用を除外しています。

また、近年、全国的に太陽電池発電事業の建設にあたり、環境との調和や住民との合意形成などでトラブルになるケースが発生していることから、令和2年4月1日から、太陽電池発電事業を法及び条例に基づく環境影響評価の対象としています。

加えて、令和3年10月に法対象となる風力発電事業の規模要件が引き上げられたことを受け、本県の実情等を踏まえた環境保全への適切な配慮を確保するため、令和4年10月1日から、風力発電事業を条例に基づく環境影響評価の対象とすることとしました。

(4) 環境影響評価に係る県の取組

県では、事業者が行った環境影響評価に対し、県民等、関係市町村長及び専門家（岩手県環境影響評価技術審査会）からの意見を踏まえて環境の保全の見地から意見を述べています。また、所定の規模に該当する事業については、環境影響評価の手続を実施する必要がある事業かどうか個別に判定（スクリーニング）を行っています。（表4-8-1）

表4-8-1 環境影響評価に係る知事意見等の件数

	R2年度	R3年度	R4年度
合計	3	7	10
法	2	4	9
風力発電所	1	3	9
太陽電池発電所	0	0	0
その他	1	1	0
条例	1	3	1
風力発電所	対象外	対象外	0
太陽電池発電所	0	0	0
その他	1	3	1

(5) 環境影響評価の実施により期待される効果（メリット）

環境影響評価手続が適切に実施されることにより、環境保全の観点のみならず地域住民、事業者それぞれ

れにとって、次のような効果（メリット）が期待されます。

- ① 地域の環境保全にとっては、客観的、科学的な視点で環境配慮がなされた、より良い事業となることが期待されます。
- ② 地域住民にとっては、住民説明会や環境影響評価図書（事業者が実施した環境影響評価の情報が記載された文書）の縦覧の機会を通じて、事業者に対し意見を直接述べることができます。
- ③ 事業者にとっては、住民説明会等の機会を通じて得た地域住民からの意見を事業計画に反映させることで、事業に対する住民の理解を得て、より円滑に事業を進めていくことが可能となります。また、手続を通じて、文献調査では分からない地域の環境情報を専門家はもとより地域住民から得ることで、より環境に配慮した事業計画に見直すなど、地域と協働して環境づくりを行うことが可能となります。

9 北上川清流化確保対策

(1) 概要

旧松尾鉱山は、北上川の支流の一つ赤川の上流、八幡平の中腹に位置し、大正3年から硫黄の生産を開始し、一時は「雲上の楽園」と呼ばれ隆盛を極めました。昭和40年代に石油精製で得られる安い回収硫黄が市場に出回るようになると経営が悪化し、昭和46年に閉山、昭和47年に鉱業権を放棄しました。閉山後も大量の強酸性水が赤川に流出し、北上川本流を汚染し、大きな社会問題となっていました。

このような状況の中で、岩手県議会は昭和46年7月「北上川水質汚濁防止のための抜本的対策」を国に請願しました。これを受けて国は、同年11月に林野庁、通商産業省（現、経済産業省）、建設省（現、国土交通省）、自治省（現、総務省）、環境庁（現、環境省）で構成される「北上川水質汚濁対策各省連絡会議」、いわゆる五省庁会議を設置し対策の検討を進めました。昭和47年5月から建設省において暫定中和処理が行われる一方、昭和52年には、新たな中和処理施設を岩手県が通商産業省の補助を受けて建設することになりました。昭和56年12月には、その維持管理を岩手県の依頼により金属鉱業事業団（現、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC））が実施することとなりました。

(2) 鉱害防止対策の状況

新中和処理施設の維持管理は、岩手県が経済産業省の補助を受け、JOGMECに委託しており、昭和57年4月から本格的に稼働を開始しています。

以来片時も休むことなく、現在も新中和処理施設において、365日24時間体制で大量の強酸性坑廃水が処理され、中和沈殿物を分離した処理水だけが赤川に放流されています。（表4-9-1）

新中和処理施設の稼働によって北上川は清らかな流れを取り戻し、今日に至っています。

また、坑廃水の中和処理とは別に、坑内あるいは堆積物への雨水の浸透・流入を防ぎ、坑内水や浸透水を減少させることを目的として、発生源対策工事が行われました。県では、昭和47年から露天掘り跡地や堆積場の整形、覆土、植栽工事、地表水の排水路の設置工事などを平成14年度まで行いました。

表4-9-1 平成30年度から令和4年度までの
旧松尾鉱山における坑廃水処理の状況

年度	処理水量 (千 m ³)	毎分水量 (m ³)	炭カル 使用量 (t)	中和沈殿 物(t)	原水 (pH)	処理水 (pH)	坑廃水処 理事業費 (百万円)
30	9,346	17.8	6,335	4,006	2.33	4.20	604
R1	10,001	19.0	6,820	4,269	2.35	4.21	715
R2	9,689	18.4	6,440	3,960	2.33	4.20	707
R3	9,563	18.2	6,226	3,823	2.33	4.21	676
R4	9,991	19.0	6,513	3,877	2.32	4.20	744

(3) 最近の動向

五省庁会議は昭和56年を最後に開かれていませんが、坑廃水処理は半永久的に行わなければならない、国との連携を継続していくため、平成11年から「五省庁等連絡会」を毎年開催しています。令和4年は11月に各省庁の担当者と危機管理や中和処理施設の維持管理等の課題に対する取組等を意見交換するなど、認識の共有を図っています。

平成23年3月11日の東日本大震災津波では施設に大きな被害はありませんでしたが、大規模な自然災害に備えて様々な事態を想定し、毎年、関係機関が協力して災害訓練を実施しています。

また、旧松尾鉱山の坑廃水処理の重要性を広く県民に知らせるため、平成28年度に開運橋に北上川清流化の取組を紹介する解説ボードを設置したほか、小中学生を対象に環境学習として新中和処理施設の役割を伝える出前授業を行うなど、環境保全意識を拡げていく取組を推進しています。

第5章 環境人材と協働



【概要】

本県では、これまで、環境教育の推進に当たり、「自らが学ぶ」という視点を重視した「環境学習」に取り組んできています。そこでは、県民一人ひとりが、人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、よりよい環境の保全及び創造活動に自ら取り組めるように、体系的に学習を進めることを目指しています。今後の環境学習等の取組においては、学校教育との連携も図りながら、これまで以上にESDやSDGsとの関連を踏まえたものとしていく必要があります。

私たちの社会経済活動の基盤となる環境が持続可能なものとなるよう、あらゆる主体が自発的に活動することで、行動は協働へと深化し、社会全体の大きな取組に発展します。気候の安定、健全な資源循環、生物多様性などの持続可能な環境を、現在世代のみならず、将来世代の財産として認識し、その価値を棄損することなく守り育み、確実に引き継いでいくことが、今、求められています。

1 水生生物による水質調査

調査では、川底に棲み、肉眼で見ることができる大きさの様々な生き物(カゲロウやサワガニなど)の生息状況を調べ、その結果から川の水質を把握します。

この調査は、手軽に、しかも誰でも参加できることから小・中学生から大人まで広く水質保全意識を啓発するための学習教材として極めて有効と考えられます。令和2、3年度は、新型コロナウイルスの影響で全国調査が中止されていましたが、令和4年度からは再開され、県内で多くの参加がありました。集計の結果、岩手県の調査参加人数は全国第2位でした。(表5-1-1)

調査の結果、水質階級Ⅰ「きれいな水」と判定された地点が87%でした。(表5-1-2)

表5-1-1 水生生物調査状況

区分	岩手県主催	国土交通省主催	合計
団体数	129	2	131
延べ参加数	3,719	64	3,783
河川数	93	1	93
延べ地点数	139	2	141

表5-1-2 調査結果による水質階級の状況

水質階級	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	判定できず	計
判定地点数	123	11	4	3	0	141
%	87	8	3	2	0	100

※ 河川数は重複して計算されているものがある

2 こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は、次代を担う子どもたちが、地域において仲間と一緒に体験的、継続的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成7年度から開始した事業です。

各クラブでは、水生生物による水質調査、自然観察などの活動が行われています。(図5-2-1)

環境学習交流センターを県事務局として、こどもエコクラブNEWSによる情報提供を行ったほか、県内のエコクラブの交流会を開催しました。



こどもエコクラブ交流会の様子

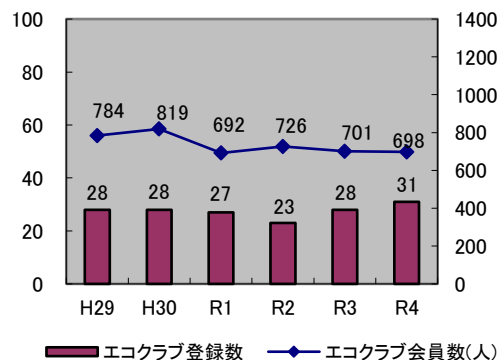


図5-2-1 こどもエコクラブの登録・会員数推移

3 環境学習交流センター

今日の環境問題の解決には、県民、事業者、行政が相互に連携し、県民一人ひとりが各々の役割を認識し、自主的かつ積極的に環境に配慮した行動を実践することが求められています。

このため県では、平成18年4月1日に「いわて県民情報交流センター(アイーナ)」に県内の環境活動拠点施設として「環境学習交流センター」を設置しました。

センターでは、環境情報の収集提供や環境学習の支援、環境保全活動の支援等を行い、県民やNPO等との連携・協働により、環境パートナーシップの構築を促進しています。(表5-3-1)



環境学習交流センターにおける
環境学習講座の様子

表5-3-1 環境学習交流センター利用者数

	利用者数(人)
平成29年度	43,048
平成30年度	45,010
令和元年度	49,789
令和2年度	30,511
令和3年度	33,258
令和4年度	33,748

4 流域の連携による環境保全活動の推進

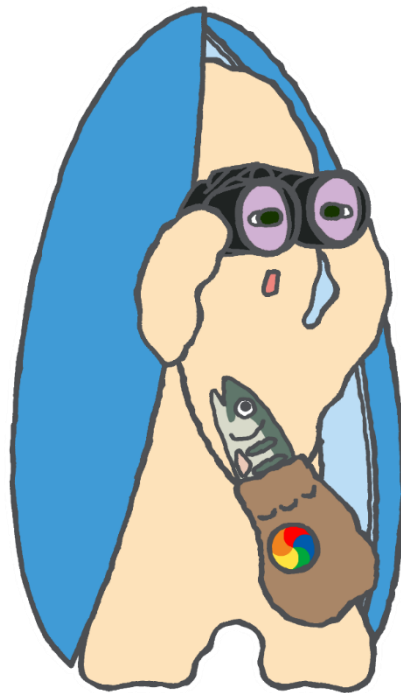
「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に基づき、各広域振興局・保健福祉環境センター単位で設置されている流域協議会(15協議会)が主体となって流域基本計画の策定に取り組み、県内の全ての流域において計画を策定するとともに、住民参加による様々な環境保全活動を実施しています。(表5-4-1)

表5-4-1 流域基本計画の策定状況

年度	策定計画
H16	花巻(豊沢川)、北上(和賀川)、宮古(閉伊川・小本川)、久慈(久慈川)
H17	奥州(北上川、胆沢川)、花巻(葛丸川)、遠野(猿ヶ石川)、一関(磐井川、金流川、太田川、砂鉄川、千厩川、黄海川、大川・津谷川)、釜石(大槌川・小槌川・鶴住居川・水海川・小川川・甲子川・片岸川・熊野川)、久慈(洋野町流域)、二戸(馬淵川・新井田川)
H18	盛岡(北上川上流、米代川・馬淵川上流)、花巻(稗貫川、猿ヶ石川)、大船渡(三陸町流域、盛川、気仙川)、久慈(野田村・普代村流域)
H23	遠野(猿ヶ石川)、花巻(猿ヶ石川)を統合
H28	盛岡(北上川上流、米代川・馬淵川上流)を統合、奥州(北上川、胆沢川)を統合、久慈(久慈川、洋野町流域、野田村・普代村流域)を統合
H30	一関(磐井川、金流川、太田川、砂鉄川、千厩川、黄海川、大川・津谷川)を統合
	計 15 計画

第 2 部

岩手県環境基本計画の 進 捗 状 況



序章 概況

岩手県環境基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）では、本県の環境・経済・社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策である「環境分野別施策」の2つの施策領域を設けています。

「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」においては、総合的指標として3分野に5指標を、「環境分野別施策」においては、総合的指標として5分野10指標の他、施策推進指標として32指標を設定しています。

（1） 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

◎ 主な取組

1 地域資源の活用による環境と経済の好循環

地域脱炭素の推進に向け、市町村における脱炭素先行地域への応募を支援し、3市町（令和4年11月に宮古市、久慈市、令和5年4月に紫波町）が選定されるなど、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築を推進しました。

2 自然と共生した持続可能な県土づくり

自然環境と共生する陸上風力発電事業の導入を図るため、環境アセスメントの計画初期段階における配慮事項を示したガイドラインを作成するなど、持続可能な県土づくりを推進しました。

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

飲食店での食べ残しの削減を図るため、「新ドギーバッグ（持ち帰り容器）デザインコンテスト」を開催するとともに、優秀作品のデザインによる持ち帰り容器の制作し、エコ協力店等の飲食店と連携した普及啓発活動を実施するなど、環境にやさしく健康で質の高い生活を推進しました。

◎ 指標の達成状況

総合的指標5指標は向上が4指標（80%）、横ばいが1指標（20%）でした。

各横断的施策の進捗状況は「順調」または「概ね順調」と判断しました。

【横断的施策】	総合的指標 達成度			進捗状況
	向上	横ばい	低下	
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	1	-	-	順調
2 自然と共生した持続可能な県土づくり	1	1	0	概ね順調
3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	2	0	0	順調

（2） 環境分野別施策

◎ 主な取組

1 気候変動対策

岩手県地球温暖化対策実行計画を改訂し、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収減対策など多様な手法による地球温暖化対策の推進により、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で57%削減する新たな目標を設定するなど、気候変動対策を推進しました。

2 循環型地域社会の形成

青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復について、汚染土壌及び地下水の浄化対策に取り組んだ結果、令和4年度で事業完了となりました。また、不法投棄の原因者等に対する徹底した責任追及や、事案に係る広報を実施するなど、廃棄物の適正処理を推進しました。

3 生物多様性の保全・自然との共生

ツキノワグマの市街地出没に対応するための訓練等を実施するとともに、シカ及びイノシシの生息数増加による自然生態系への影響、農林業被害の低減を図るため、捕獲等の対策を実施するなど、野生動植物との共生を推進しました。

4 環境リスクの管理

風力発電事業の計画初期段階の配慮事項や評価手法等を記載した配慮書作成ガイドラインを作成するなど、環境影響評価制度の適切な運用と適正な土地利用を促進しました。

5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

水生生物による水質調査は、129 団体、延べ 3, 783 人の参加のもと、93 河川の延べ 139 地点で県内児童等が実施し、水質保全意識の高揚を図るなど、持続可能な社会づくりに向けた環境学習等を推進しました。

◎ 指標の達成状況

総合的指標 10 指標は、達成度 A が 4 指標 (40%)、達成度 B が 5 指標 (50%)、達成度 D が 1 指標 (10%) でした。

施策推進指標 32 指標は、達成度 A が 21 指標 (66%)、達成度 B が 5 指標 (16%)、達成度 C が 1 指標 (3%)、D が 5 指標 (16%) でした。

各分野別施策の進捗状況は、「順調」又は「概ね順調」と判断しました。

【環境分野別施策】	総合的指標 達成度				施策推進指標 達成度				進捗状況
	A	B	C	D	A	B	C	D	
1 気候変動対策	2	0	0	0	6	3	0	1	順調
2 循環型地域社会の形成	0	1	0	1	5	1	1	1	概ね順調
3 生物多様性の保全・自然との共生	1	1	0	0	4	1	0	2	順調
4 環境リスクの管理	1	1	0	0	4	0	0	1	順調
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進	0	2	0	0	2	0	0	0	順調
計	4	5	0	1	21	5	1	5	

※達成度の計算方法

達成度	達成率	目標達成率目標達成率 (%) 計算式
A	100%以上	①現状値等から数値を上げる目標 (R4実績値-現状値等) / (R4目標値-現状値等) × 100
B	80%以上 100%未満	
C	60%以上 80%未満	②現状値等を維持または累計目標 (R4 実績値) / (R4 目標値等) × 100
D	60%未満	

※進捗状況判断方法

進捗状況	考え方
順調	全ての指標達成度が向上またはA, B以上であり、他の状況も踏まえ、順調に進んでいると判断されるもの。
概ね順調	半数以上の指標達成度が向上またはA, Bであり、他の状況も踏まえ、概ね順調に進んでいると判断されるもの。
やや遅れ	達成度が向上またはA, Bである指標が半数未満であり、他の状況も踏まえ、やや遅れていると判断されるもの。
遅れ	達成度が低下またはDである指標が半数以上であり、他の状況も踏まえ、遅れていると判断されるもの。

※指標達成度は「総合的指標」を対象とする。

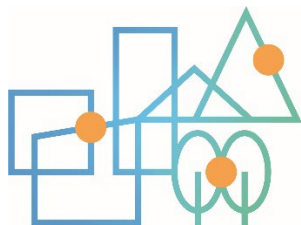
第1章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

1 地域資源の活用による環境と経済の好循環

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 持続可能な経済に資する企業経営や投資活動が一般化し、脱炭素型の製品・サービスの需要と供給が拡大し、企業の競争力の向上と県内経済の成長が図られ、環境負荷の低減と経済の好循環が実現している。
- 地域の自然、エネルギー、産業、文化、風土などの豊かな資源を将来にわたって持続的に活用することにより、地域産業の付加価値向上による経済と地域の活性化が図られている。
- 地域資源を生かした持続可能な地域づくりを支える人材が豊富になり、地域内で資金が循環しているとともに、都市と農山漁村が地域資源を補完し合う広域的なネットワークが形成されている。
- 豊かな環境づくりに資する研究開発が進み、県内経済の成長に貢献している。

I 主な事例紹介



脱炭素先行地域

地域脱炭素の推進に向け、市町村における脱炭素先行地域への応募を支援し、3市町（令和4年11月に宮古市、久慈市、令和5年4月に紫波町）が選定されるなど、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築を推進しました。

II 個別施策の取組状況

（1）持続可能な生産と消費を可能にするグリーンな経済システムの構築（環境生活部、商工労働観光部、農林水産部）

■ 環境経営の推進

- 温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロに向けた県民運動の展開、岩手県地球温暖化防止活動推進センターを拠点とした普及啓発等を実施しました。
- 地球温暖化対策に積極的な事業所を支援する「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度の登録事業所数は251事業所となっています。（令和5年4月末現在）
また、事業所における省エネルギーの取組の中心となる人材を養成するエコスタッフの登録者数は2,220人となっています。（令和5年4月末現在）
- 事業者の環境負荷低減に向けた自主的な取組を促進するため、環境報告書バンクの運営やセミナー等を実施しました。（環境報告書バンク掲載件数：466件（累計）、セミナー開催：1件）

■ 環境関連産業の育成・集積

- （地独）岩手県工業技術センターを活用し、高度デジタル技術者の育成、企業間ネットワークの構築、デジタル技術による生産の高度化を図るための共同研究等の重点的な企業支援を通じて、中小企業等の生産性向上に資する取組を推進しました。（支援企業数実績：13件）
- 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入促進のため、設備設置資金等への低利融資を実施しました。（融資実績：5件）
- 産業廃棄物処理業者の格付け制度により、優良な処理業者の育成に努め、令和5年3月末で99事業者を認定（★★★30件、★★58件、★11件）しました。
- 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、令和5年3月末で県内延べ140事業者による産業廃棄物等の3Rの取組を支援しました。

- 一定の基準を満たすリサイクル製品について、「岩手県再生資源利用認定製品」として認定した製品は令和5年3月末で169製品であり、ウェブサイト等でPRするとともに、県自ら優先的な使用に努め、リサイクル製品の利用拡大を推進しました。
- 再生可能エネルギー由来の水素の利活用推進や水素関連製品の普及促進、水素利活用に関する県民や事業者等への理解促進などに取り組んだほか、水素関連産業の可能性調査を実施しました。(勉強会開催：4回、85人)

■ 環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大

- グリーン購入基本方針等に沿って、環境に配慮した製品の購入に努めました。
- 県産木材の新たな需要創出を図るため、県産木材活用住宅等のPR、木造建築設計技術者等の養成、木造建築アドバイザーによる技術指導等を実施しました。(研修会の開催回数：5回)
- 消費者を対象としたセミナーや出前講座等によりエシカル消費の普及啓発を実施しました。(消費者教育関連セミナー実施回数：141回)

■ 環境に配慮した金融

- 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入促進のため、設備設置資金等への低利融資を実施しました。(融資実績：5件)【再掲】

■ エネルギーや資源の地域循環

- 県内の多くを占める中小事業者の温暖化対策を推進するため、高効率な省エネルギー設備(LED照明、空調設備、給湯設備、変圧器)の導入に係る費用を補助しました。(補助実績：35件)
- 地域に根ざした再生可能エネルギーの普及に向けた、被災家屋等への太陽光導入、自立・分散型エネルギー供給システムの整備に向けた支援等を実施しました。
- 地域脱炭素の推進に向け、市町村における脱炭素先行地域への応募を支援し、3市町(令和4年11月に宮古市、久慈市、令和5年4月に紫波町)が選定されました。
- 再生可能エネルギー由来の水素の利活用推進や水素関連製品の普及促進、水素利活用に関する県民や事業者等への理解促進などに取り組むほか、水素関連産業の可能性調査を実施しました。(勉強会開催：4回、85人)【再掲】
- 木質バイオマスの利用を促進するため、フォーラムの開催や市町村等に木質バイオマスコーディネーターを派遣し技術指導等を実施しました。(派遣実績：6件)
- 畜産主要産地として発展が期待される地域において、担い手育成を通じた畜産の構造改善を図るため、飼料基盤や施設の整備を支援しました。

■ 循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進

- 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、令和5年3月末で県内延べ140事業者による産業廃棄物等の3Rの取組を支援しました。【再掲】
- 一定の基準を満たすリサイクル製品について、「岩手県再生資源利用認定製品」として認定した製品は令和5年3月末で169製品であり、ウェブサイト等でPRするとともに、県自ら優先的な使用に努め、リサイクル製品の利用拡大を推進しました。【再掲】
- 自動車関連産業の集積に向けて、県内企業の取引拡大、サプライチェーンの構築、研究開発及び人材育成等の取組を推進しました。(研修参加企業数：36社)
- 個店の魅力創出を通じた商店街全体でのにぎわい創出を図るため、個店の経営力向上や、商店街活性化の取組を支援しました。(商店街アドバイザーの派遣業者数：9件)

(2) 地域資源を活用した自然共生型産業の振興(文化スポーツ部、環境生活部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、教育委員会)

■ 環境と調和した農林水産業の推進

- エコファーマーや環境保全型農業直接支援対策等の制度を活用し、自然環境の保全に資する農業の生産方式の導入など、環境に優しい農業への取組を推進しました。(環境保全型農業直接支援対策に係る説明会等回数：4回)

- 環境保全に効果の高い営農活動を進めるため、化学合成農薬・化学肥料を低減した栽培技術や、高度なGAPの導入を支援しました。(県版GAP確認登録及びGAP認証取得農場数：348件)
- 有機農業の取組拡大のため、有機JAS制度や栽培技術等について、指導・助言を行う有機農業指導員を育成し、国際水準の有機農業を志向する農業者の指導体制を整備しました。(有機農業指導員育成数：5人)
- 木材の搬出コストを低減し、間伐材の安定供給体制を確保するため、搬出間伐や路網整備等の支援に要する経費を補助しました。
- 漁業資源の持続的利用に向け、漁協等が策定する資源管理計画に基づく取組を支援しました。(累計策定 161件)
- 農林水産物の域内消費の拡大を図るため、市町村の地産地消推進計画の策定を支援しました。
- 養殖漁場を良好な状態に維持すること等による持続的な養殖生産の確保に向け、適正養殖可能数量の遵守状況調査等を実施しました。
- 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、有害捕獲や恒久電気柵等の設置、地域全体で行う被害防止活動を支援するとともに、食肉加工を目的とするニホンジカの放射性物質検査を実施しました。

■ 豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興

- 県産木材の販路拡大を図るため、全国規模の木材製品展示商談会への出展支援などを実施したほか、県産木材の利用促進を働きかけるPRイベントを開催しました。(出展者数：15者)
- 県産木材の需要拡大や利用普及を図るため、県産木材を使用した民間施設の木質化や木製品の導入について支援しました。(補助件数：8件)
- 発電事業者に対し、燃料調達に関する助言を行ったほか、フォーラムの開催や木質燃料ボイラーに関心を持つ市町村等へ木質バイオマスコーディネーターを派遣し導入に係る技術指導等を実施しました。(派遣実績：6件)
- 広葉樹資源の付加価値向上を図るため、フローリングなど広葉樹製材品の人工乾燥技術の研究開発や、木材加工事業体への技術の普及・指導を実施しました。
- 薪の生産・流通に係るアンケート調査結果を踏まえ、令和5年度から令和8年度までを計画期間とする「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針(第3期)」を策定しました。

■ 優れた自然を活用した観光産業の振興

- 御所野遺跡の世界遺産登録1周年に合わせ、管内での登録記念事業等を展開しました。また、縄文遺跡群のつながりを活かした隣接圏域等との連携強化により、県北地域への周遊促進に取り組みました。
- 県北地域への継続的な観光流動の創出を図るため、地域一体となった情報発信の実施や、観光コンテンツの充実、周遊促進の取組を実施して、誘客拡大を推進しました。
- 県内全域への一層の誘客拡大を図るため、いわて観光キャンペーン推進協議会が行う宣伝・誘客事業及び観光地づくりを推進しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、市場の回復が遅れる中、関係市町・機関と連携し、観光コンテンツの造成支援を進めるとともに、マイクロツーリズムのニーズを生かした情報を発信しました。
- 遠距離観光地イメージの払拭による隣県からの誘客を促進するため、仙台圏、青森圏及び県内タウン誌への観光PR情報を掲載するとともに、教育旅行誘致活動を実施しました。(教育旅行モニターツアーの実施(1/18盛岡発着、2/16仙台発着)、隣県旅行エージェントを対象とした誘致プロモーションの実施)
- 首都圏からの誘客を促進するため、東日本大震災津波伝承館をゲートウェイとした旅行商品の造成を支援しました。(3ツアー計16本催行 329人参加)
- 温泉の保護及び利用の適正化を図るため、温泉法に基づく温泉掘削、利用等の許可事務等を実施しました。

■ 自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進

- グリーン・ツーリズム交流人口の拡大に向け、各地域の交流活動をコーディネートする組織が開催する研修会に専門家を派遣しました。(派遣回数：5回)
- 多様な旅行者ニーズに対応可能なグリーン・ツーリズム実践者の確保・育成に向けた講座を開催しました。(講座開催回数：6回)
- 複数のアクティビティを組み合わせたパッケージプラン等の創出や、いわてスポーツコミッションウェブサイト等を活用した情報発信を実施しました。(体験会：8回(35名)、勉強会：1回(4名)、パッケージプランシート、パンフレットの作成・配布)
- 「食」を軸に据えた三陸地域の振興を図るため、県内の生産者・料理人や国内外の料理人等と連携し、三陸の豊かな食材や自然、歴史、文化等を活用した「食」の関連イベントを実施しました。(著名料理人等の三陸の食材産地視察：1回、三陸フュージョン料理ツアー：4回)
- 文部科学省事業「みんなの廃校プロジェクト」について、廃校活用事例集、廃校活用推進イベント及び現在活用用途を募集している廃校施設の一覧への掲載希望調査を各市町村に対して情報提供しました。
- 農業生産団地の形成と農業生産の効率化とともに、農村地域の活性化を図るため、農地、農村集落、農業用施設等を安全かつ効率的に結ぶ農業用道路を整備しました。(実施地区数：7地区)
- 市町村の公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽に係る事業に対し財政的支援を行い、汚水処理施設の整備を促進しました。

■ 自然資本を活用した地域産業の付加価値向上

- 地域ぐるみの6次産業化を促進するため、生産者と商工業者等が連携して行う特産品開発や販路拡大等の取組を支援しました。また、6次産業化に取り組んでいる農林漁業者等の交流会を実施しました。(交流会開催回数：4回)
- 農林漁業者や食品関連企業などの地域の食に関わる関係者の持続的なビジネスモデルを創出するため、関係者のネットワークの構築等を実施しました。
- 中山間地域等において、将来にわたり持続可能な活力ある地域コミュニティを確立するため、ビジョンの策定・実践をリードする人材の育成や、集落等の将来ビジョン策定、地域資源を活かした活性化の取組等を支援しました。(支援地区数：3地区)
- 首都圏における県産食材の認知度や評価を高めるため、バイヤーを対象とした産地見学会や、「黄金の國、いわて。」応援の店等と連携したフェアなどを開催しました。
- 自然とのふれあいを促進するため、優れた自然環境を有する国立、国定、県立自然公園等の登山道や遊歩道の改修等を実施しました。
- 三陸の豊かな食材や自然、歴史、文化等を活用した「食」の関係イベントを実施したほか、地域資源を活用した持続可能なビジネス創出に向けた関係者のネットワーク構築を支援しました。
- 三陸DMOセンターと連携し、観光地域づくり関係者の連携促進や売れる旅行商品づくりを担う人材育成を支援しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、市場の回復が遅れる中、関係市町・機関と連携し、観光コンテンツの造成支援を進めるとともに、マイクロツーリズムのニーズを生かした情報を発信しました。【再掲】
- 遠距離観光地イメージの払拭による隣県からの誘客を促進するため、仙台圏、青森圏及び県内タウン誌への観光PR情報を掲載するとともに、教育旅行誘致活動を実施しました。(教育旅行モニターツアーの実施(1/18盛岡発着、2/16仙台発着)、隣県旅行エージェントを対象とした誘致プロモーションの実施)【再掲】
- 首都圏からの誘客を促進するため、東日本大震災津波伝承館をゲートウェイとした旅行商品の造成を支援しました。(3ツアー計16本催行329人参加)【再掲】
- 県北地域への継続的な観光流動の創出を図るため、地域一体となった情報発信の実施や、観光コンテンツの充実、周遊促進の取組を実施して、誘客拡大を推進しました。【再掲】

- 御所野遺跡の世界遺産登録1周年に合わせ、管内での登録記念事業等を展開しました。また、縄文遺跡群のつながりを活かした隣接圏域等との連携強化により、県北地域への周遊促進に取り組みました。【再掲】

(3) 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり（環境生活部、農林水産部）

■ 地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流

- グリーン・ツーリズム交流人口の拡大に向け、各地域の交流活動をコーディネートする組織が開催する研修会に専門家を派遣しました。（派遣回数：5回）【再掲】
- 多様な旅行者ニーズに対応可能なグリーン・ツーリズム実践者の確保・育成に向けた講座を開催しました。（講座開催回数：6回）【再掲】
- 「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」及び「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。

■ 人づくりによる地域づくり

- 環境学習交流センターや岩手県地球温暖化防止活動推進センターにおいて、岩手県環境アドバイザーや岩手県地球温暖化防止活動推進員を派遣するとともに、環境学習広報車「エコカーゴ」を活用し県内各地を訪問する出張環境学習会等を実施することにより、環境学習及び環境保全活動を支援しました。（移動環境学習広報車による出前環境学習実施数：32回、環境アドバイザー派遣実績数：230回）
- 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、小学校を対象としたジオパーク授業を実施（1校）したほか、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、認定ガイド認定講座講習（全4回24講座・29人受講）の開催を推進しました。

■ 市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり

- 地域脱炭素の推進に向け、市町村における脱炭素先行地域への応募を支援し、3市町（令和4年11月に宮古市、久慈市、令和5年4月に紫波町）が選定されました。【再掲】
- 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入促進のため、設備設置資金等への低利融資を実施しました。（融資実績：5件）【再掲】

(4) 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興（ふるさと振興部、環境生活部、商工労働観光部、農林水産部、ILC推進局）

■ 豊かな環境づくりに資する研究開発の促進

- 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、令和5年3月末で県内延べ140事業者による産業廃棄物等の3Rの取組を支援しました。【再掲】
- 化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、大気、河川水、河川底質および生物に含まれる化学物質（18物質）の調査及び未規制物質の分析法（2物質）の開発を行いました。
- 環境保全に効果の高い営農活動を進めるため、化学合成農薬・化学肥料を低減した栽培技術や、高度なGAPの導入を支援しました。（県版GAP確認登録及びGAP認証取得農場数：348件）【再掲】
- 再生可能エネルギー由来の水素の利活用推進や水素関連製品の普及促進、水素利活用に関する県民や事業者等への理解促進などに取り組むほか、水素関連産業の可能性調査を実施しました。（勉強会開催：4回、85人）【再掲】
- 本県の実情に合った技術開発や迅速な技術普及を支援するため、「いわてスマート農業推進シンポジウム」を開催（令和4年8月26日、359名参加）したほか、ドローンを活用した水稻画像生育診断に関する実証研究などを実施しました。
- 北いわて型スマート農業技術の導入を促進するため、自動走行農機や環境制御に関する技術実証などを実施したほか、農業経営者、研究機関、大学、関係市町村等をメンバーとする「北いわてスマート農業サロン」を通じて、研究成果や現地実証技術の評価を行いました。（研修会開催：2回、成果発表会開催：1回）

- 森林資源を活用し、林業の成長産業化を実現するため、スマート林業技術の導入とともに、森林GISやドローン等のスマート林業技術を活用できる人材を育成しました。(研修会開催：3回)
- サケ・マス類の海面養殖用種苗の効率的な生産に向け、ICT機器の導入試験を実施しました。
- 超スマート社会 Society5.0 の実現に向け、先端技術の実証実験やドローン物流研究会、ドローン利活用に係る勉強会等を実施し、科学技術を活用した地域社会課題解決の取組を推進しました。(物流研究会及び勉強会ほか：5回)

■ 産学官共同研究等の推進

- 岩手大学と「水域生態系への安全性を考慮した下水中の抗菌剤分解除去法の開発に関する研究」、国立環境研究所と「河川プラスチックごみの排出実態把握と排出抑制対策に資する研究」、「災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発」、「公共用水域における有機・無機化学物質まで拡張した生態リスク評価に向けた研究」などの共同研究を実施しました。
- 医療機器等関連産業の創出に向けて、医療関連機器製品開発支援(1社)、コーディネーターによる総合的支援(企業支援延べ23社、情報収集延べ52回、メーカー等訪問延べ32社)、展示会出展等により地場企業の参入や取引拡大を促進(取引成立7件)するとともに、医工連携を推進しました。
- 北上川バレープロジェクトの推進に向け、情報関連事業の成長を促進するため、県内外企業との取引拡大、産学官の連携強化、高度IT人材育成等の戦略的な取組を一体的に推進しました。
- 海洋研究の拠点化を推進するため、いわて海洋研究コンソーシアムの活動を通じた海洋研究機関の連携促進や研究活動の支援等を実施しました。(セミナーの開催回数：5回)
- ILC施設から生じる排熱の有効活用に向けた蓄熱吸着材の実証実験や、施設等の整備時における県産木材の利活用に係る検討など、大学や民間企業との共同研究を推進しました。

■ 環境保健行政施策推進のための研究の推進

- 岩手県環境保健研究センターでは、本県の環境保健行政施策を推進するための科学的・技術的拠点として、県民の健康保持・推進及び環境保全に寄与するための調査研究を実施しました。

III 進捗状況の点検

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 (2017)	計画目標値 R12 (2030)	実績値 R4 (2022)	前年度との 比較
炭素生産性(温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産)	千円/トン-CO ₂	353.4	向上を目指す	462.7 (2020)	向上

(2) 点検結果

総合的指標1指標(炭素生産性(温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産))が向上であることから、各施策は概ね順調に進められていると認められ、「地域資源の活用による環境と経済の好循環」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

2 自然と共生した持続可能な県土づくり


【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 親水空間や緑地、汚水処理施設等の整備が進み、快適でうおいのある生活環境が築かれている。
- 美しい景観や歴史的なまち並みが保全され、人々から大切にされるとともに、日々の暮らしの中で親しまれている。
- 歴史的・文化的環境の保全について、住民が主体となった保全の取組が展開されるとともに、誇るべき地域固有の資産として地域の活性化に生かされている。
- 自然環境が有する多様な機能を活用した持続可能で魅力ある県土づくりが進んでいる。
- 農林水産業や生態系、沿岸域など気候変動の影響を受けやすいあらゆる分野で、将来の気候リスクを考慮した取組が行われている。

I 主な事例紹介

岩手県

風力発電事業に係る環境影響評価の
計画段階環境配慮書作成ガイドライン



2023年3月策定
岩手県

【ガイドラインの主な内容】

- 地域とのコミュニケーションの進め方
 - ・ 市町村や県への適切な事前相談
 - ・ 地域住民への十分な周知と説明
 - ・ 促進区域の設定と連携した地域の環境配慮の考え方の反映
- 配慮書作成のポイント
 - ・ 複数案による環境影響の比較検討の実施
 - ・ 自然条件及び社会条件等を適切に考慮した事業区域の設定
 - ・ 騒音、水質、動植物などの環境影響の回避・極力低減を検討

自然環境と共生する陸上風力発電事業の導入を図るため、環境アセスメントの計画初期段階における配慮事項を示したガイドラインを作成するなど、持続可能な県土づくりを推進しました。

II 個別施策の取組状況

(1) 快適で魅力あるまちづくりの推進（総務部、ふるさと振興部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業局）

■ 健全な水循環

- 「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」及び「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】
- 基幹的農業水利施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定と機能保全対策工事を実施しました。（実施地区数：7地区）
- 山地災害から県民の生命・財産を守るため、治山施設を整備しました。（実施地区数：37地区）
- イヌワシをはじめとする本県の豊かな自然環境と風力発電事業との両立を図るため、促進区域の設定に関する岩手県基準の策定と連携し、環境アセスメントにおける計画段階環境配慮書に関するガイドラインを全国に先駆けて作成しました。
- 岩手県公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の整備・維持管理を実施しました。

■ 水インフラの適切な維持管理等の推進

- 基幹的農業水利施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定と機能保全対策工事を実施しました。（実施地区数：7地区）【再掲】
- 工業用水の供給や新北上浄水場の建設事業など、概ね計画どおり進捗しました。
- 市町村等が計画的に取り組む水道施設の耐震化対策の支援を実施しました。

- 岩手県水道事業広域連携検討会を開催し「水道広域化推進プラン」を令和5年3月に策定したほか、主な浄水方法が「消毒のみ」の水道事業者を対象として水安全計画策定ゼミナールを開催（3回）しました。
- 市町村の公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽に係る事業に対し財政的支援を行い、汚水処理施設の整備を促進しました。【再掲】
- 家庭の生活排水による水環境への影響について、小学生等を対象に出前講座を10回開催しました。

■ 水と緑のうるおいある空間の確保

- 道路区域内（緑地帯や植樹帯含む）の適切な維持管理に取り組みました。
- 生物の生息環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進しました。（整備実施箇所数：28箇所）

■ 良好な景観の形成

- 良好な景観形成を推進するため、住民参加による景観点検（2件）や、小中学生を対象とした景観学習（8回）を実施しました。
- 電線共同溝の整備を推進し、電線類の地中化による道路環境の改善に取り組みました。（無電柱化事業実施地区数：2箇所）

■ 持続可能なまちづくり・地域づくり

- 都市交通の円滑化等を図るため、都市計画道路の整備（4箇所）を推進しました。
- 公共施設を整備・改善するとともに、宅地の利用増進を図り、良好な市街地形成を図るため、土地区画整理事業の施行者である市町村に対し支援を実施しました。
- 地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」に基づき、国の補助制度を活用しながら、市町村と連携し、三陸鉄道とIGRいわて銀河鉄道に対する設備投資、利用促進への支援を行うとともに、広域バス路線の運行欠損額に対する支援等を通じて、路線の維持・確保に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた公共交通事業者を支援するため、運行支援金を交付し、路線の維持を図りました。
- 市町村におけるコミュニティバスの運行等による地域内交通の改善や再編などの取組に対する補助などを通じて支援することで、住民のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築を支援しました。
- 地域住民が主体となり、先駆的な活動に取り組む地域コミュニティ団体を「元気なコミュニティ特選団体」として認定するとともに、「地域づくりフォーラム」や「地域コミュニティ活性化セミナー」を開催し、地域運営組織の育成を図るなど、持続可能な地域コミュニティ活動を促進しました。
また、特定地域づくり事業協同組合制度の周知を行うとともに、関係団体と連携し特定地域づくり事業協同組合の設立に向けて取り組んでいる団体等を対象とした勉強会を開催するなど、設立に向けた支援を行いました。
- 省エネ技術の向上を図るためのセミナーを県内各地で開催し、地域活性化に向けた意識啓発を行いました。（開催回数：5回）
- 若者・移住者向け住宅支援施策の一環として、市町村を対象とした研修会の開催（2回）、市町村空き家担当者向けのマニュアル整備等、技術的な支援を実施し、「空き家バンク」等の情報発信ツールの利活用促進を図るとともに、「空き家バンク」に登録された空き家の取得・改修費の一部を助成することにより、若者の住宅確保の支援と併せ、空き家の流通を促進しました。（補助実施件数：8件）
- 「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく各部局の個別施設計画の見直しに係る支援など公共施設等の長寿命化に向けた将来負担の軽減に取り組みました。
- 各施設の個別施設計画に基づき、長寿命化を図るための施設の計画的な修繕等に取り組みました。

(2) 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用（文化スポーツ部、商工労働観光部、県土整備部、教育委員会）

■ 歴史的・文化的環境の保存と活用

- 国・県指定文化財の所有者等が行う修理、保存整備、記録保存等に要する経費の一部を補助しました。
- 市町村が埋蔵文化財発掘調査を実施する際に、その経費の一部を助成しました。
- 地域の文化財を地域づくりに活用するための「文化財保存活用地域計画」について、4市で行われている計画作成の取組を支援しました。
- 本県の歴史についての理解促進を図るため、「いわての文化情報大事典」ウェブサイトなどにより、情報発信を実施しました。
- 「平泉の文化遺産」の拡張登録に向けて専門家からの意見聴取を行いながら、関係市町との連携・調整を行ったほか、「明治日本の産業革命遺産」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、各協議会に参画しながら保存活用の取組を実施しました。
- 電線共同溝の整備を推進し、電線類の地中化による道路環境の改善に取り組みました。（無電柱化事業実施地区数：2箇所）【再掲】
- 歴史的・文化的環境の保存と活用を推進するため、住民参加による景観点検（2件）や、小中学生を対象とした景観学習（8回）を実施しました。【再掲】

■ 環境と共生する生活文化の継承と創造

- 担い手の確保、漆文化の発信及び魅力向上を図るため、学生インターンシップや漆工品の展示販売会、関係団体等による連携会議を実施しました。
- 本県伝統工芸産業事業者の経営力向上を図るため、専門家派遣や展示販売会の開催等により、商品開発や販路開拓を支援しました。

(3) 気候変動リスクを踏まえた防災・減災（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

■ 気候変動の影響への適応の推進

- 道路の安全性・信頼性の確保を図るため、通行危険箇所の防災対策を推進しました。
- 台風第10号による被害等を踏まえた河川の改良工事（護岸、築堤等）及び河道掘削等を実施しました。
- 急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、擁壁等を整備するとともに、新たに地域の安全の向上を図るため、既存施設の老朽化対策を実施しました。
- 土石流による被害を防止するため、砂防堰堤等を整備しました。
- 海岸保全施設の老朽化対策を実施しました。
- 二酸化炭素の吸収・固定など森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐・再造林などの森林整備に取り組みました。（再造林面積：804ha）

■ 災害に備えた土地利用

- 国土利用計画法に基づき、適正な土地利用の確保を図るため、国土利用計画及び土地利用基本計画の管理運営、土地売買に係る届出審査、地価調査等を実施しました。

■ グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災の推進

- 生物の生息環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進しました。（整備実施箇所数：28箇所）【再掲】
- 山地災害から県民の生命・財産を守るため、治山施設を整備しました。（実施地区数：37地区）【再掲】

■ 平時から災害時まで一貫した安全の確保

- 近年頻繁に発生している自然災害によって生じる災害廃棄物の処理体制を平時から構築するため、市町村に対し説明会を実施し、市町村の災害廃棄物処理計画策定の支援に取り組みました。（処理計画策定済み市町村数：25市町村）

- 地域に根ざした再生可能エネルギーの普及に向けた、被災家屋等への太陽光導入、自立・分散型エネルギー供給システムの整備に向けた支援等を実施しました。
- 地球温暖化による気温上昇に伴う気候変動の影響とその対策について、イベントによる普及啓発を行うことで、対策の実践を促しました。
- P R T R法に基づく届出に係る事務の実施により、化学物質の適正管理や排出削減を促進するとともに、使用状況を把握しました。

Ⅲ 進捗状況の点検

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 R12 (2030)	実績値 R4 (2022)	現状値との 比較
快適に暮らせる生活環境に関する満足度	%	23.5	向上を目指す	23.3	横ばい
災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	%	24.4	向上を目指す	27.8	向上

(2) 点検結果

総合的指標 1 指標（災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度）が向上、1 指標（快適に暮らせる生活環境に関する満足度）が横ばいであり、個別施策の取組状況を踏まえ、「自然と共生した持続可能な県土づくり」分野の進捗状況は「概ね順調」と判断しました。

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 日常生活の中に省エネルギーや省資源・3Rなどの環境行動が広く浸透し、環境負荷の少ない製品・サービスが消費者に選ばれている。
- 住まいや移動、職場環境など日々の暮らしにおける環境負荷の低減が図られると同時に、健康増進やワーク・ライフ・バランスが確保されている。
- 環境への配慮や自然とのふれあいを通じた健康で心豊かなライフスタイルやワークスタイルが実現し、それが魅力となって移住者や定住者が増加している。

I 主な事例紹介



飲食店での食べ残しの削減を図るため、「新ドギーバッグ（持ち帰り容器）デザインコンテスト」を開催するとともに、優秀作品のデザインによる持ち帰り容器の制作し、エコ協力店等の飲食店と連携した普及啓発活動を実施するなど、環境にやさしく健康で質の高い生活を推進しました。

II 個別施策の取組状況

(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進（環境生活部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部）

■ 持続可能なライフスタイルと消費活動

- 温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロに向けた県民運動の展開、岩手県地球温暖化防止活動推進センターを拠点とした普及啓発等を実施しました。【再掲】
- 県民、事業者、市町村等の各主体との連携による3Rの促進、リサイクル製品の開発等に取り組む事業者への支援等を実施するほか、広報媒体を活用した県民に対する3Rの普及啓発を実施しました。
- エシカル消費の普及啓発と連動させ、消費者に対し、食品ロス等の削減に関する啓発資材を出前講座等で配付するなど、普及啓発を実施しました。（消費者教育関連セミナー実施回数：141回）【再掲】
- 飲食店での食べ残しの削減を図るため、「新ドギーバッグ（持ち帰り容器）デザインコンテスト」を開催するとともに、優秀作品のデザインによる持ち帰り容器の制作し、エコ協力店等の飲食店と連携した普及啓発活動を実施しました。
- 令和3年12月に策定した「岩手県食品ロス削減推進計画」に基づき、「食品ロス」の削減に係る取組を推進するため、有識者や関係機関との意見交換を実施しました。

■ 県産木材を活用した低炭素で健康な住まい

- 県産木材の利用を促進するため、県産木材を使用した住宅の新築やリフォームを支援（JAS材の活用等を対象に上乘せ支援）しました。（県産木材を使用した住宅新築・リフォームへの支援件数：142件）

- 県産木材を活用した岩手型住宅などの良質な住宅ストックの形成を支援しました。(補助実施件数：40件)
- 省エネ改修等に要する経費に対して補助金を交付し、ZEH水準等の高い省エネ性能へ向上させる取組を支援しました。(補助実施件数：7件)

■ 徒歩・自転車移動等による二酸化炭素の削減と健康寿命の延伸

- ウォーキングコースを広く募集し、県民の歩行数増加及び運動習慣定着のための健康生活環境を整備しました(地域のお宝さがしてプラス2000歩マップ:令和4年度に14コース追加)。
- 「岩手県自転車活用推進計画」に基づき、自転車通行空間の設計など、自転車の利用促進のための取組を推進しました。

■ 環境負荷の低減につながるテレワークなど働き方改革等の推進

- 県内企業における働き方改革の促進と生産性向上を両輪とした取組を推進していくため、労働環境の整備と処遇改善に向けた取組への支援や中小企業者が行うテレワークの導入を支援しました。(いわて働き方改革推進運動参加事業者数：822事業者)
- 社会全体で子育て支援を行う意識の啓発や機運の醸成を図るため、「いわて子育て応援の店」協賛店舗の拡大や「いわて子育てにやさしい企業等」の認証等を実施しました。(子育てにやさしい企業認証企業数：80社)

■ 「新・湯治」等による健康寿命の延伸

- 県内全域への一層の誘客拡大を図るため、いわて観光キャンペーン推進協議会が行う宣伝・誘客事業及び観光地づくりを推進しました。【再掲】
- 温泉の保護及び利用の適正化を図るため、温泉法に基づく温泉掘削、利用等の許可事務等を実施しました。

■ 人と動物の共生を目指したペットの適正飼養の推進

- 動物愛護思想や適正飼養に関する普及啓発を行う拠点機能に係る検討を共同設置者である盛岡市と進めました。

(2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実(商工労働観光部、農林水産部、教育委員会)

■ 自然体験活動等の推進

- 広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育の拠点施設である森林公園の機能強化に取り組むとともに、自然観察会や木工教室など広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るイベントを開催しました。(イベント等参加者数：1,474人)
- 新型コロナウイルス感染症による影響がありましたが、感染症予防対策を講じながら、トレッキングやマリンスポーツ、ウィンタースポーツ体験等、各青少年の家や野外活動センターにおいて体験活動を実施しました。

■ 森・里・川・海の保全・再生に貢献する地方移住等の促進

- 本県への定住・交流人口の拡大を促進するため、相談窓口の運営やイベントの開催など、市町村と連携し、全県的な移住促進の取組を実施しました。(移住・定住ポータルサイトのイベント情報等の更新：221件)
- U・Iターン就職者の増加を図るため、県外若手人材等に対し、本県で生活するメリットをPRするとともに、求人情報の提供や職業紹介等を実施しました。(岩手県U・Iターンセンター相談件数：969件)
- グリーン・ツーリズム交流人口の拡大に向け、各地域の交流活動をコーディネートする組織が開催する研修会に専門家を派遣しました。(派遣回数：5回)【再掲】
- 多様な旅行者ニーズに対応可能なグリーン・ツーリズム実践者の確保・育成に向けた講座を開催しました。(講座開催回数：6回)【再掲】

■ 新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成

- 県産木材の販路拡大を図るため、全国規模の木材製品展示商談会への出展支援などを実施したほか、県産木材の利用促進を働きかけるPRイベントを開催しました。(出展者数：15 者)。

【再掲】

- 県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動を支援しました。(県民参加の森林づくり活動団体数：31 団体)

III 進捗状況の点検

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 R12 (2030)	実績値 R4 (2022)	現状値との 比較
自然に恵まれていると感じている人の割合	%	78.9	向上を目指す	81.6	向上
住まいに快適さを感じている人の割合	%	47.6	向上を目指す	48.9	向上

(2) 点検結果

総合的指標2指標（自然に恵まれていると感じている人の割合、住まいに快適さを感じている人の割合）が向上であり、個別施策の取組状況を踏まえ、「環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

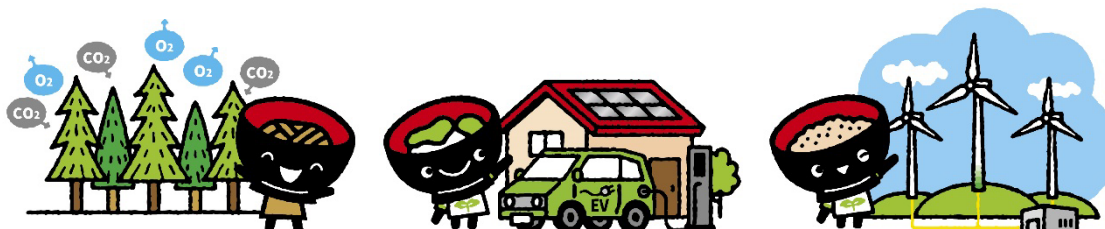
第2章 環境分野別施策

1 気候変動対策

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 省エネルギー性能に優れた設備や機器、再生可能エネルギーを導入した住宅が普及するとともに、健康にも配慮した快適で便利なくらしが実現している。
- 再生可能エネルギーの導入が進み、市町村等の地域のエネルギーシステムが構築され、災害にも強い、快適で安全・安心な地域社会が形成されている。再生可能エネルギーの需給関係を通じた地域のつながりや新たな産業の創出により、地域社会や経済が活性化し、持続的な脱炭素社会を実現している。
- 森林整備の必要性に対する理解や木材資源の利活用が進むとともに、本県の豊かな森林の適切な管理が行われ、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能が持続的に発揮されている。

I 主な事例紹介



岩手県地球温暖化対策実行計画を改訂し、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収減対策など多様な手法による地球温暖化対策の推進により、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で57%削減する新たな目標を設定するなど、気候変動対策を推進しました。

II 個別施策の取組状況

(1) 省エネルギー対策の推進（ふるさと振興部、環境生活部、県土整備部）

■ エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換

- 温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロに向けた県民運動の展開、岩手県地球温暖化防止活動推進センターを拠点とした普及啓発等を実施しました。【再掲】
- いわてわんこ節電所
県民の地球温暖化に関する意識を高め、自主的な取組促進につなげることを目的に、県民の省エネ行動の成果をウェブサイト上で分かりやすく表示する「いわてわんこ節電所」を運営しました。（令和4年度の参加者数：11,450人）
- 地球温暖化を防ごう隊
自主的に温暖化対策に取り組もうとする県内小学校の児童を「地球温暖化を防ごう隊員」に任命し、「隊員証」と「地球温暖化を防ごう隊員ノート」を配付しました。家庭における省エネを進めようとする取組で、平成16年度から令和4年度までに県内で39,127人が取り組んでいます。
- 岩手県地球温暖化防止活動推進センターの活動
本県の地球温暖化対策の普及啓発を図るため、省エネ節電キャンペーンの実施や地域への岩手県地球温暖化防止活動推進員の派遣など様々な取組を進めました。
- 省エネ住宅の普及促進に向けた、省エネ住宅に関する相談・アドバイスの実施、省エネ住宅セミナー、省エネ診断を実施しました。（セミナー開催回数：1回）
- 県産木材を活用した岩手型住宅などの良質な住宅ストックの形成を支援しました。（補助実施件数：40件）【再掲】
- 市町村等と連携して家庭系ごみの削減を推進するとともに、ごみの分別、使い捨てプラスチックの使用抑制、食品ロスの削減の3つのマナーを掲げる「いわて三ツ星 eco マナーアクション」の定着に向けて、普及啓発の取組を推進しました。

■ 事業活動における低炭素化の推進

- 県内の多くを占める中小事業者の温暖化対策を推進するため、高効率な省エネルギー設備（LED照明、空調設備、給湯設備、変圧器）の導入を支援しました。（補助件数：35件）【再掲】
- エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備・機器の自主的かつ計画的な導入を促進するため、「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に基づき、二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者に地球温暖化対策計画書の提出を求めています。
- 温暖化防止いわて県民会議において、冬季の省エネ・節電等の取組を行い優れた取組を表彰する「できることからECOアクション表彰」を行いました。（参加団体：42団体）
- 令和4年9月、令和5年1月に県及び市町村等で構成する「家庭ごみ有料化減量化研究会」を開催し、ごみ処理手数料有料化や令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」への対応等、市町村のごみ減量化施策に関する意見交換を行いました。【再掲】
- 県民、事業者、市町村等の各主体との連携による3Rの促進、リサイクル製品の開発等に取り組む事業者への支援等を実施するほか、広報媒体を活用した県民に対する3Rの普及啓発を実施しました。
- グリーン購入基本方針等に沿って、環境に配慮した製品の購入に努めました。【再掲】

■ 自動車交通における低炭素化の推進

- 地球温暖化による気温上昇に伴う気候変動の影響とその対策について、イベント（パネル展示会）による普及啓発を行うことで、対策の実践を促しました。【再掲】
- 気候変動について理解を深め、温室効果ガス削減効果の高い緩和策及び気候変動への適応策について、広く県民へ啓発し、取組実践に繋げることを目的としてパネル展示会「いわて気候変動対策展2022」を実施し、6,180名の来場がありました。
- 気候変動の影響について、県民に身近なメディアを用いて理解増進を図るため、気候変動メッセージ動画を制作し、令和4年11月8日～12月9日の期間で45本放送しました。
- 主要交差点における混雑箇所の解消・緩和に向けて、道路整備等の推進を図りました。
- 地球温暖化対策を積極的に行っている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定する制度及び普及啓発を実施するとともに、温暖化対策計画書制度に基づき事業者への助言及び指導を実施しました。

■ 低炭素なまちづくり

- 県産木材を活用した岩手型住宅などの良質な住宅ストックの形成を支援しました。（補助実施件数：40件）【再掲】
- 都市交通の円滑化等を図るため、都市計画道路の整備（4箇所）を推進しました。【再掲】
- 三陸鉄道の持続的な運営を支援するため、関係市町村と連携した利用促進に加え、三鉄沿線地域の魅力発信と誘客拡大のための事業を実施しました。
- 地球温暖化対策を積極的に行っている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定する制度及び普及啓発を実施するとともに、温暖化対策計画書制度に基づき事業者への助言及び指導を実施しました。【再掲】
- 「岩手県自転車活用推進計画」に基づき、自転車通行空間の設計など、自転車の利用促進のための取組を推進しました。【再掲】

■ 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出

- フロン製品の適正な使用及びフロンの適切な回収を周知するため、県民への周知や事業所への立入検査を実施しました。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進（ふるさと振興部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業局）

■ 自立・分散型エネルギーシステムの構築

- 災害に強い街づくり及び再生可能エネルギー普及促進の一環として、東日本大震災津波の被災者が住宅の修繕や新築を行う際に、新たに太陽光発電設備を設置する場合に要する経費の一部を支援しました。（補助実績：5件）【再掲】

- 家庭・産業の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入促進に取り組み、温室効果ガス排出量の削減を図りました。

■ 地域に根差した再生可能エネルギーの導入促進

- 環境影響評価技術審査会において「促進区域の設定に関する岩手県基準」に対する意見を頂戴し、自然環境への配慮に努めたほか、国及び県補助金の紹介などの助言等を行ったことで、事業者の再生可能エネルギー導入促進に努めました。
- 令和4年度、「促進区域の設定に関する岩手県基準」を新たに策定するにあたり、パブリック・コメントを実施し、県内市町村及び事業者の適切な導入促進のための基準を策定しました。
- 地熱発電については、「いわて気候変動対策展 2022」においてパネル展示を行い、地熱発電に関する理解促進に努めました。
- 再生可能エネルギー事業者等に対し、環境省及び経済産業省ガイドラインに沿った再エネ発電設備の設置について助言しました。
- 県民、事業者や団体等を対象としたセミナー等を開催し、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進や、関連産業の創出、育成に取り組みました。
- 事業者向けに国及び県事業の補助事業を紹介する説明会を実施し、地元企業への参入に向けた支援を行いました。
- 農村地域に賦存する再生可能エネルギーの有効活用を図るため、農業水利施設への小水力発電整備を実施しました。
- 経年劣化が進行している風車など主要機器を更新し、再生可能エネルギーの維持拡大を図る稲庭高原風力発電所再開発電事業は、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により、営業運転に必要な海外製一部部品の納入に遅れが生じておりましたが、令和4年7月に完成・運転開始しました。
- 経年劣化が進行している水車発電機など主要機器を更新し、再生可能エネルギーの維持拡大を図る入畑発電所及び胆沢第二発電所の再開発電事業は、概ね計画どおり進捗しました。
- 「岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業」により、市町村等が地域の公共施設に小規模なクリーンエネルギー設備を設置する場合に要する経費を支援しました。(支援実績：15件)
- 三陸の海の資源である海洋再生可能エネルギーの利用が期待されていることから、関連産業創出に向け、研究開発事業や関連産業の創出、発電事業の実現を支援しました。(シンポジウムの開催回数：1回)
- 再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援や電力系統への連携可能量拡大に向けた送配電網増強施策の展開について国へ要望しました。
- 環境影響評価法又は岩手県環境影響評価条例に基づき、9件の電気工作物の新築等の事業において、環境影響評価技術審査会を開催し事業者へ意見を述べました。(全て法アセス)
- 畜産主要産地として発展が期待される地域において、担い手育成を通じた畜産の構造改善を図るため、飼料基盤や施設の整備を支援しました。【再掲】
- 木質バイオマスの利用を促進するため、フォーラムの開催や市町村等に木質バイオマスコーディネーターを派遣し技術指導等を実施しました。(派遣実績：6件)【再掲】
- 北上川上流流域下水道北上浄化センターにおいて、汚水処理に伴い発生する消化ガス(バイオガス)を発電用燃料として民間事業者へ売却しました。民間事業者は、消化ガス発電を行い売電しました。

■ 水素の利活用推進

- 再生可能エネルギー由来の水素の利活用推進や水素関連製品の普及促進、水素利活用に関する県民や事業者等への理解促進などに取り組むほか、水素関連産業の可能性調査を実施しました。(勉強会開催：4回、85人)【再掲】

(3) 適切な森林整備等による森林吸収源対策の推進 (農林水産部)

■ 適切な森林整備の促進

- 二酸化炭素の吸収・固定など森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐・再造林などの森林整備に取り組みました。(再造林面積：804ha)【再掲】

- 森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、針葉樹と広葉樹の混交林化を進める強度間伐や伐採跡地への植栽のほか、気象被害を受けた森林の整備等を支援しました。(整備件数：197件)

■ 木材資源の有効利用の促進

- 県産木材の新たな需要創出を図るため、県産木材活用住宅等のPR、木造建築設計技術者等の養成、木造建築アドバイザーによる技術指導等を実施しました。(研修会の回数：5回)【再掲】
- 木質バイオマスの利用を促進するため、フォーラムの開催や市町村等に木質バイオマスコーディネーターを派遣し技術指導等を実施しました。(派遣実績：6件)【再掲】
- 持続的な森林経営を推進するため、県有林が実施した計画的な間伐による二酸化炭素吸収量をクレジット化し、販売収益を県有林事業に還元しました。(販売実績：93件)
- 薪の生産・流通に係るアンケート調査結果を踏まえ、令和5年度から令和8年度までを計画期間とする「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針(第3期)」を策定しました。【再掲】

(4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応(環境生活部)

■ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

- 地域気候変動適応センター設置に向けた情報収集を行いました。
- 気候変動について理解を深め、温室効果ガス削減効果の高い緩和策及び気候変動への適応策について、広く県民へ啓発し、取組実践に繋げることを目的としてパネル展示会「いわて気候変動対策展2022」を実施し、6,180名の来場がありました。【再掲】
- 気候変動の影響について、県民に身近なメディアを用いて理解増進を図るため、気候変動メッセージ動画を制作し、令和4年11月8日～12月9日の期間で45本放送しました。【再掲】

III 進捗状況の点検

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R4 (2022)		
温室効果ガス排出削減割合(2013年度比)	%	16.6 <small>(H29 2017)</small>	41	②22.1	②30.3	A
再生可能エネルギーによる電力自給率	%	34.4	65	37.0	41.0	A

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値	年度目標値	実績値 R4(2022)	達成 度
			-	R4 (2022)		
省エネ活動を実施している 県民の割合	%	86.4	87.5 (2022)	87.5	84.3	B
いわて地球環境にやさしい 事業所認定数	事業 所	211	272 (2022)	272	308	A
乗用車の登録台数に占める 電動車の割合	%	17.4	29.0 (2025)	25.7	24.7	B
再生可能エネルギー導入量 (累計)	MW	1,444	2,081 (2025)	1,687	1,833	A
住宅用太陽光発電設備導入 件数 (累計)	件	29,145	38,500 (2025)	29,700	33,927	A
農業水利施設を活用した小 水力発電導入数 (累計)	箇所	8	10 (2022)	10	10	A
チップの利用量	BDt ^[注]	229,064	233,800 (2022)	233,800	299,810	A
間伐材利用率	%	42.0	42.8 (2022)	42.8	43.0	A
再造林面積	ha	830	1,000 (2022)	1,000	804	D
気候変動対策に関する総合 イベント参加者数 (オンラ インを含む) (累計)	人	6,851	20,000 (2022)	20,000	17,836	B

[注] BDt : 重量を表す単位であり、絶乾比重 (含水率0%) に基づき算出された実重量を指す。

- ・ 再造林面積は、国や県の補助事業等を活用した再造林を促進しましたが、木材の需要減に伴う主伐面積の減少により、その後の再造林の面積も減少したため、達成度はDとなりました。

(3) 点検結果

総合的指標2指標 (温室効果ガス排出削減割合 (2013年度比)、再生可能エネルギーによる電力自給率) の達成度がAであり、施策推進指標の達成度も1指標を除き、AまたはBであったことから、各施策は順調に進められていると認められ、「気候変動対策」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

2 循環型地域社会の形成

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 廃棄物の発生が可能な限り抑制され、資源の循環利用（再使用・再生利用）が徹底した社会が確立されている。
- 災害に強く、循環利用が考慮された持続可能な廃棄物処理体制が構築されている。
- 廃棄物の適正処理が確保され、良好な生活環境が維持されている。

I 主な事例紹介



青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復について、汚染土壌及び地下水の浄化対策に取り組んだ結果、令和4年度で事業完了となりました。

また、不法投棄の原因者等に対する徹底した責任追及や、事案に係る広報を実施するなど、廃棄物の適正処理を推進しました。

II 個別施策の取組状況

（1）廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（3R）の推進（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

■ 一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進

- 令和4年9月、令和5年1月に県及び市町村等で構成する「家庭ごみ有料化・減量化研究会」を開催し、ごみ処理手数料有料化や令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」への対応等、市町村のごみ減量化施策に関する意見交換を行いました。
- 岩手県3R推進キャラクター「エコロル」を活用し、保育園訪問及びエコ協力店におけるPR活動等による3Rの普及啓発を行いました。
- 食品ロス削減月間（10月）、年末年始及び歓送迎会シーズンに合わせて、「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」を実施し、3010運動や適量注文等食べ残し削減の呼びかけを行いました。
- 廃棄物処理施設整備に係る指導監督並びに産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設の許可及び監視指導を行いました。
- 各種リサイクルの円滑な推進に向け、市町村への助言や県民への普及啓発等を実施しました。
- 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町村等が行う海岸漂着物の回収・処理等に対する支援や、環境保全活動の促進、情報発信等を実施したほか、海洋ごみの分布調査を実施しました。（海ごみゼロウイークに参加して河川・海岸の清掃活動を行った団体数：14団体）

■ 産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進

- 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、令和5年3月末で県内延べ140事業者による産業廃棄物等の3Rの取組を支援しました。【再掲】
- 一定の基準を満たすリサイクル製品について、「岩手県再生資源利用認定製品」として認定した製品は令和5年3月末で169製品であり、県ウェブサイト等でPRするとともに、県自ら優先的な使用に努め、リサイクル製品の利用拡大を推進しました。【再掲】
- フロン製品の適正な使用及びフロンの適切な回収を周知するため、県民への周知や事業所への立入検査を実施しました。【再掲】

- 畜産主要産地として発展が期待される地域において、担い手育成を通じた畜産業の構造改善を図るため、飼料基盤や施設の整備を支援しました。【再掲】
- 農業協同組合、市町村及び県等で構成する地域協議会を通じ、農業者に対して適正処理に係る啓発資料の配付や指導を実施しました。
- 漁業者自らの責任で漁業系廃棄物の適正処理が図られるよう、関係団体と連携して漁業者への指導に取り組みました。
- 国の「公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」」に基づき、再生資源の利用に取り組みました。
- 汚水処理において発生する汚泥焼却灰については、セメント原料への利用に取り組みました。

■ 海岸漂着物対策

- 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町村等が行う海岸漂着物の回収・処理等に対する支援や、環境保全活動の促進、情報発信等を実施したほか、海洋ごみの分布調査を実施しました。（海ごみゼロウィークに参加して河川・海岸の清掃活動を行った団体数：14 団体）【再掲】

（2）災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築（環境生活部）

- 一般廃棄物処理施設の広域化の取組の進捗状況に応じて、市町村等の協議会に参画し、処理体制の構築や施設整備・維持管理等に関する助言を行いました。
- 近年頻繁に発生している自然災害によって生じる災害廃棄物の処理体制を平時から構築するため、市町村に対し説明会を実施し、市町村の災害廃棄物処理計画策定の支援に取り組みました。（処理計画策定済み市町村数：25 市町村）
- 「いわてクリーンセンター」について、安定運営に向けた必要な支援を実施し、公共関与による産業廃棄物処理を推進しました。
- 「いわて第2クリーンセンター」について、PFI事業契約に基づき、運営・維持管理モニタリングを行い、公共関与による産業廃棄物処理を推進しました。
- いわてクリーンセンターの後継となる公共関与型産業廃棄物最終処分場について、円滑に工事が進捗するよう事業主体である（一財）クリーンいわて事業団への支援を行いました。

（3）廃棄物の適正処理の推進（環境生活部、農林水産部）

- 廃棄物処理施設整備に係る指導監督並びに産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設の許可及び監視指導を実施しました。【再掲】
- 産業廃棄物不適正処理の未然防止のため、産業廃棄物適正処理指導員による監視指導やスカイパトロール等を実施しました。（施設等立入検査件数：27,822 件）
- 産業廃棄物処理業者の格付け制度により、優良な処理業者の育成に努め、令和5年3月末で99事業者を認定（★★★30件、★★58件、★11件）しました。【再掲】
- 畜産主要産地として発展が期待される地域において、担い手育成を通じた畜産業の構造改善を図るため、飼料基盤や施設の整備を支援しました。【再掲】
- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復については、汚染土壌及び地下水の浄化対策に取り組んだ結果、令和4年度で事業完了となりました。また、不法投棄の原因者等に対する徹底した責任追及や、事案に係る広報を実施しました。

Ⅲ 進捗状況の点検

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R4 (2022)	R4 (2022)	
一般廃棄物のリサイクル率	%	18.2	①27.0	③21.2	③17.1	D
産業廃棄物の再生利用率	%	60.6 (H30 2018)	①61	③61	③58.6	B

- 「一般廃棄物のリサイクル率」は、店頭資源回収の定着による市町村計画収集以外の資源リサイクルの増加のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による集団資源回収の中止や、在宅時間増加によるリサイクルされない片付けごみ排出量の増加により、達成度はDとなりました。

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	-	R4 (2022)	R4 (2022)	
エコ協力店いわて認定店舗数	店舗	225	226 (2022)	226	293	A
エコショップいわて認定店等による店頭資源回収量	トン	1,542	2,200 (2025)	1,900	1,031	D
事業者等の3R推進の取組に対する支援実施件数(累計)	件	118	131 (2022)	131	140	A
産業廃棄物の自県内処理率	%	②9 94.1	97.5 (2025)	③97.5	③95.5	B
災害廃棄物処理計画策定市町村数(累計)	市町村数	8	33 (2022)	33	25	C
産業廃棄物適正処理率	%	99.6	100 (2025)	100	99.8	A
電子マニフェスト普及率	%	62	70 (2022)	70	76	A
青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る浄化完了済み地区の割合	%	80.0	100 (2022)	100.0	100.0	A

- エコショップいわて認定店等による店頭資源回収量は、系列店舗の統合により回収品目数が減少した店舗が複数あったため、達成度はDとなりました。
- 災害廃棄物処理計画策定市町村数(累計)は、リモート研修等により計画策定を支援しましたが、市町村において計画策定に必要なデータ整理や災害廃棄物仮置場設置地区への説明等に時間を要したため、達成度はCとなりました。

(3) 点検結果

総合的指標1指標(一般廃棄物のリサイクル率)の達成度がDであったものの、1指標(産業廃棄物の再生利用率)の達成度がBであり、施策推進指標の達成度は半数以上がAであったことから、各施策は概ね順調に進められていると認められ、「循環型地域社会の形成」分野の進捗状況は「概ね順調」と判断しました。

3 生物多様性の保全・自然との共生

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 森や里、川、海の優れた自然環境が適切に保全されるとともに、生物の多様性や地域固有の生態系が確保され、人と野生動植物が共生している。
- 優れた景観や自然環境を有する自然公園、身近な自然とのふれあいの場である森林公園や都市公園等が適切に保護・管理され、野外レクリエーションの場、環境を学ぶ場として多くの県民に親しまれ、利用されている。
- 環境に配慮した農林水産業の展開や、環境と調和した農地等の利用により、森林、農地、海岸の環境保全機能が持続的に発揮されている。

I 主な事例紹介

クマに出逢わないために

事前に入山地域の**出没情報**や**被害情報**を確認する
 ・単独ではなく、**複数で行動**する
 ・明け方、夕方の入山を避ける
 ・**撃退グッズ**（忌避スプレー、鉈など）を携帯する
 ・鈴やラジオなど**音の出るもの**を携帯する
 ・音の届きにくい**悪天候時**や**溪流沿い**などに注意
 ・クマの**糞**や**足跡**を見たら引き返す

入山する方へ

廃棄野菜や生ごみ、コンポストを適切に管理する
 ・周辺のヤブを刈り払い、**見通しの良い環境**を整備する
 ・**電気柵**を設置し、クマを寄せ付けない対策をする
 ・庭先果樹は**適期**が来たらなるべく**速やかに収穫**する

クマに出逢ってしまったら

走って**逃げない!**背中を見せない!
 ・**目を離さず**静かにゆっくり後退する
 ・クマとの間に木や岩を挟むようにする
 ・風向きに注意して**撃退スプレー**を使う
 ・クマが攻撃してきたら両腕で**顔や頭部をカバー**する
 ・**体を丸く**して地面に伏せて防御する

《複数人での行動》 《誘引物の撤去・管理》
クマ注意
 《ヤブの刈払いの徹底》
 《子連れのクマに近づかない》
 岩手県

ツキノワグマの市街地出没に対応するための訓練等を実施するとともに、シカ及びイノシシの生息数増加による自然生態系への影響、農林業被害の低減を図るため、捕獲を推進するなど、野生動植物との共生を推進しました。

II 個別施策の取組状況

(1) 生物多様性の保全（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

■ 多様な自然環境の保全

- 自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティア等との連携・協働により、外来植物の防除活動を実施するとともに、盗採パトロールや利用者のマナー指導等のキャンペーンを実施しました。
- 自然環境の保全に関する施策の総合的な推進を図るため、自然環境保全地域における行為の規制を行いました。
- 岩手県自然環境保全条例、岩手県環境影響評価条例等に基づき、大規模開発に際し、自然環境に配慮するよう助言・指導を行いました。
- 岩手県環境影響評価条例に基づく第2種事業に係る届出があり、判定を行ったほか、事業者等からの問い合わせや事前相談の機会を通じ、適切に環境配慮がなされるよう助言・指導を行いました。
- いわてレッドデータブックの改訂に向けた生息状況調査を実施しました。

- 絶滅のおそれがある種の生息環境の把握と改善のため、生息状況調査、生息地の環境保全等を実施しました。

■ 多様な動植物が生息・生育できる環境の確保

- 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例及びいわての水を守り育てる条例の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】
- 県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動を支援しました、(県民参加の森林づくり活動団体数：31 団体)【再掲】
- 二酸化炭素の吸収・固定など森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐・再造林などの森林整備に取り組みました。(再造林面積：804ha)【再掲】
- 環境保全に効果の高い営農活動を進めるため、化学合成農薬・化学肥料を低減した栽培技術や、高度なGAPの導入を支援しました。(県版GAP確認登録及びGAP認証取得農場数：348 件)【再掲】
- 「中山間地域等直接支払制度」を活用し、農業生産活動を通じて農地の多面的機能の維持・増進に取り組む農業者を支援しました。(中山間地域等直接支払制度に基づく環境保全活動参加人数：31,667 人)
- 地域特性を生かした農業と活力ある農村づくりの促進等を図るため、地域の実情に応じた農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を実施しました。(実施地区数：5 地区)
- いきいきとした岩手の農業・農村を創り上げていくため、中山間地域等の耕作条件が不利な小規模農地等を対象とした簡易な基盤整備を支援しました。(実施面積：29ha)
- 生物の生息環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進しました。(整備実施箇所数：28 箇所)【再掲】
- 公共用水域や地下水の水質を把握するため、262 地点の公共用水域、147 地点の地下水を測定しました。
- 県漁場環境保全方針の重点監視水域における水質調査等を実施するとともに、二枚貝等を毒化させる貝毒原因プランクトンの出現や貝毒の発生状況を監視しました。
- 適正な漁場利用の促進と漁場環境の維持・保全を図るため、水質や底質等の漁場環境調査等を実施しました。
- 漁業者等が行う藻場・干潟の保全活動に対して支援しました。(藻場・干潟等の保全活動への支援地区数：9 地区、藻場・干潟等の保全活動面積：179ha)

■ 野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制

- 関係機関の意見を踏まえ、鳥獣保護区 17 箇所を更新しました。
- ツキノワグマ及びカモシカの地域個体群の安定的な維持と被害防除を図り、イノシシについては捕獲を中心とした適正管理を行いながら人と野生動物との共生を推進するため、捕獲技術マニュアルを活用した捕獲技術講習会、ツキノワグマの市街地出没に対応するための訓練等を実施しました。
- シカ及びイノシシの生息数増加による自然生態系への影響、農林業被害の低減を図るため、捕獲を推進しました。
- 早池峰山周辺地域のシカ生息密度が増加し、シカによる高山植物の食害が増加していることから、早池峰山周辺地域における捕獲を強化し、防鹿柵を設置しました。
- 狩猟者の増加を図るため、若年層に狩猟への参入を促すとともに若手狩猟者の育成を進め、中長期的かつ安定した鳥獣捕獲の担い手確保を実施しました。
- 野生生物保護を推進し、幼傷病野生鳥獣救護の効率化を図るため、開業獣医師に一次救護業務を委託するとともに、鳥獣保護センターによる幼傷病野生鳥獣救護を実施しました。
- 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、有害捕獲や恒久電気柵等の設置、地域全体で行う被害防止活動を支援するとともに、食肉加工を目的とするニホンジカの放射性物質検査を実施しました。【再掲】
- いわてレッドデータブックの改訂に向けた生息状況調査を実施しました。【再掲】

- 早池峰山周辺地域のシカ生息密度が増加し、シカによる高山植物の食害が増加していることから、早池峰山周辺地域における捕獲を強化し、防鹿柵を増設しました。【再掲】
- 絶滅のおそれがある種の生息環境の把握と改善のため、生息状況調査、生息地の環境保全等を実施しました。【再掲】

■ 外来生物の駆除

- 特定外来生物生息状況の調査、県ウェブサイト等による周知等を実施しました。
- 自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティア等との連携・協働により、外来植物の防除活動を実施するとともに、盗採パトロールや利用者のマナー指導等のキャンペーンを実施しました。【再掲】
- 松林及び広葉樹林を松くい虫及びナラ枯れ被害から守るため、松くい虫被害防除監視員等の設置や被害木の駆除、被害発生の予防等を実施しました。
- 養殖ホタテガイでの作業負担の軽減を図るため、ヨーロッパザラボヤの付着状況を調査し、その結果について、県ウェブサイト等を通じ、漁協や養殖業者に情報発信しました。

■ 生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進

- いわてレッドデータブックの改訂に向けた生息状況調査を実施しました。【再掲】
- 特定外来生物生息状況の調査、県ウェブサイト等による周知等を実施しました。【再掲】
- 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例及びいわての水を守り育てる条例の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】
- 自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティア等との連携・協働により、外来植物の防除活動を実施するとともに、盗採パトロールや利用者のマナー指導等のキャンペーンを実施しました。【再掲】
- ツキノワグマやイノシシ等の第二種鳥獣に係る管理検討委員会を開催し、シカの捕獲目標数やツキノワグマの捕獲方針等、第二種鳥獣管理計画について令和4年度の方針を検討し対策を促進するとともに、中期的な取組について検討を行いました。
- 狩猟者の増加を図るため、若年層に狩猟への参入を促すとともに若手狩猟者の育成を進め、中長期的かつ安定した鳥獣捕獲の担い手確保を実施しました。【再掲】
- 野生生物保護を推進し、幼傷病野生鳥獣救護の効率化を図るため、開業獣医師に一次救護業務を委託するとともに、鳥獣保護センターによる幼傷病野生鳥獣救護を実施しました。【再掲】

(2) 自然とのふれあいの促進（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

■ 自然公園等の整備の推進及び利用の促進

- 自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティア等との連携・協働により、外来植物の防除活動を実施するとともに、盗採パトロールや利用者のマナー指導等のキャンペーンを実施しました。【再掲】
- 自然とのふれあいを促進するため、優れた自然環境を有する国立、国定、県立自然公園等の登山道や遊歩道の改修等を実施しました。
- 三陸ジオパーク推進協議会と連携し、観光ガイドブックの三陸復興国立公園協会との共同制作（2,500部）を推進したほか、三陸ジオパーク推進協議会のウェブサイトや「三陸ジオだより」等での情報発信を推進しました。
- 栗駒山の昭和湖付近の火山ガス濃度が高いことから、岩手県立大学と連携しガス濃度の観測等を行い、登山者の安全対策を実施しました。
- 早池峰地域の優れた自然環境を保全し、自然と人間の共生を実現するため、民間団体、関係機関等のパートナーシップによる保全対策事業を推進しました。

■ 都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進

- 広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育の拠点施設である森林公園の機能強化に取り組むとともに、自然観察会や木工教室など広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るイベントを開催しました。（イベント等参加者数：1,474人）【再掲】
- 岩手県公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の整備・維持管理を実施しました。

■ 里山など身近な自然環境の整備・保全の推進

- 県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動を支援しました。(県民参加の森林づくり活動団体数：31 団体)【再掲】

■ エコツーリズムの推進

- 三陸ジオパーク推進協議会と民間業者等との連携協定に基づく、みちのく潮風トレイルコース等を含むジオツアー「三鉄ジオトレイン」(2回、計32人参加)の催行や教育旅行資料「いわて三陸 まなびの旅」の作成、ジオタウン@釜石(延べ約1,680人参加)の開催を推進しました。

■ 三陸ジオパークに関する取組の推進

- 三陸ジオパーク推進協議会や構成市町村等と連携し、住民等を対象とした講習会・学習会の開催を推進しました。(65回、2,812人)。
- 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、小学校を対象としたジオパーク授業を実施(1校)したほか、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、認定ガイド認定講座講習(全4回24講座・29人受講)の開催を推進しました。【再掲】
- ジオパークを通じて三陸地域を担う人材を育成するため、小学校を対象とした公開モデル授業を実施するとともに、三陸ジオパークのサイト等を活用した野外学習を推進するため、東日本大震災津波伝承館と連携し、中学校向けのテキストを作成しました。(ジオパーク授業：3校、テキスト作成：1,000部)

■ 温泉の保護と安全安心な利用の推進

- 温泉資源の保護と利用者の安全確保を図るため、事業者等に対し、温泉の掘削や利用等に係る指導を行うとともに、主要源泉の調査等を行いました。

(3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上(環境生活部、農林水産部、県土整備部)

■ 農地や森林の多面的機能の維持・増進

- 環境保全に効果の高い営農活動を進めるため、化学合成農薬・化学肥料を低減した栽培技術や、高度なGAPの導入を支援しました。(県版GAP確認登録及びGAP認証取得農場数：348件)【再掲】
- 県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動を支援しました。(県民参加の森林づくり活動団体数：31 団体)【再掲】
- 地域における森林整備活動を推進するため、森林の整備・保全等に関する幅広い専門知識と技術を有し、地域に根ざした取組をコーディネートする人材を育成しました。(研修開催数：1回)
- 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のため、水路の泥上げや農道の砂利補充など、農地や農業用水路等を守る地域共同活動を支援しました。(実施地区数：1,035 地区)
- 「中山間地域等直接支払制度」を活用し、農業生産活動を通じて農地の多面的機能の維持・増進に取り組む農業者を支援しました。(中山間地域等直接支払制度に基づく環境保全活動参加人数：31,667人)【再掲】
- 森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が協力して実施する森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組を支援しました。(活動組織数：85 団体、里山林の保全活動面積：985ha)

■ 多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進

- 森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、針葉樹と広葉樹の混交林化を進める強度間伐や伐採跡地への植栽のほか、気象被害を受けた森林の整備等を支援しました。(整備件数：197件)【再掲】
- 二酸化炭素の吸収・固定など森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐・再造林などの森林整備に取り組みました。(再造林面積：804ha)【再掲】
- 森林法に基づき、保安林整備事業、保安林整備管理事業及び森林保全管理事業を実施しました。

■ 様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進

- 漁業者等が行う藻場・干潟の保全活動に対して支援しました。(藻場・干潟等の保全活動への支援地区数：9地区、藻場・干潟等の保全活動面積：179ha)【再掲】

■ 陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全

- 市町村が行う海岸漂着物の回収・処分、住民団体が行う海岸清掃等への取組支援と啓発活動を行いました(海ごみゼロウィーク時に海岸清掃等を行った団体：14団体)【再掲】
- 「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」により、県が管理する河川、海岸において地元自治会等が行う清掃や美化等のボランティア活動の支援を実施しました。(支援件数:62件)
- 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町村等が行う海岸漂着物の回収・処理等に対する支援や、環境保全活動の促進、情報発信等を実施したほか、海洋ごみの分布調査を実施しました。(海ごみゼロウィークに参加して河川・海岸の清掃活動を行った団体数：14団体)【再掲】

■ 生態系に配慮した災害に強い県土づくり

- 山地災害から県民の生命・財産を守るため、治山施設を整備しました。(実施地区数：37地区)【再掲】
- 溪流環境の保全、生態系に配慮した透過型構造の砂防堰堤の整備に取り組みました。

III 進捗状況の点検

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R4 (2022)		
イヌワシつがい数	ペア	27	29	29	26	B
自然公園ビジターセンター等利用者数	千人	420 (2010~19平均)	470	470	486	A

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値 R1(2019)	計画目標値	年度目標値	実績値 R4(2022)	達成度
			-	R4(2022)		
イヌワシの繁殖率	%	7.4	14.0 (2022)	14.0	3.8	D
狩猟免許所持者数	人	3,268	3,268 (2022)	3,268	3,735	A
グリーンボランティア登録者数	人	226	230 (2022)	230	225	B
ジオパーク学習会等の参加者数 (オンラインを含む)(累計)	人	1,648 (2020)	3,200 (2022)	3,200	6,161.0	A
主要ジオサイトの観光入込客数	千人	1,203	1,115 (2022)	1,115	1,219.0	A
農山漁村の環境保全活動への参加人数	人	126,100	123,500 (2022)	123,500	129,870	A
県民参画による公益的な機能を重視する森林整備面積(累計)	ha	16,666	20,780 (2022)	20,780	18,468	D

- ・ イヌワシの繁殖率は、餌の不足やクマなどの捕食者による危害、大雨・大雪・暴風などの気象状況等の自然的なものに加え、営巣地周辺への人の立ち入り等の影響により、達成度はDとなりました。
- ・ 県民参画による公益的な機能を重視する森林整備面積(累計)は、森林所有者や林業事業者への森林整備の働きかけなどに取り組みましたが、植林やそれに伴う育林作業が増加したことにより、間伐を担う作業員の確保が難しいほか、事業の対象となる森林が奥地化していること等により、施工可能な森林の確保が進まなかったため、達成度はDとなりました。

(3) 点検結果

総合的指標 2 指標（イヌワシつがい数、自然公園ビジターセンター等利用者数）の達成度がAまたはBであり、施策推進指標は 2 指標を除き、AまたはBであったことなどから、各施策は順調に進められていると認められ、「生物多様性の保全・自然との共生」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

4 環境リスクの管理


【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 環境基準を満たすとともに、安全で安心できるきれいな大気や静かな環境の中で、豊富な水の恩恵を受けながら、県民生活が営まれている。
- 化学物質による環境汚染が防止されているとともに、化学物質に関する県民の理解が深まり、安全・安心な県民生活が営まれている。
- 有害な化学物質等について、適切な監視、測定や指導等により、適正な管理や使用が行われ、水や大気等の安全性が守られている。
- 環境影響評価制度等に基づく基準が遵守され、大規模な開発事業等における環境への影響の回避や低減が図られている。

I 主な事例紹介

氷岩手県

風力発電事業に係る環境影響評価の
計画段階環境配慮書作成ガイドライン



2023年3月策定
岩手県

【ガイドラインの主な内容】

- 地域とのコミュニケーションの進め方
 - ・市町村や県への適切な事前相談
 - ・地域住民への十分な周知と説明
 - ・促進区域の設定と連携した地域の環境配慮の考え方の反映
- 配慮書作成のポイント
 - ・複数案による環境影響の比較検討の実施
 - ・自然条件及び社会条件等を適切に考慮した事業区域の設定
 - ・騒音、水質、動植物などの環境影響の回避・極力低減を検討

風力発電事業の計画初期段階の配慮事項や評価手法等を記載した配慮書作成ガイドラインを作成するなど、環境影響評価制度の適切な運用と適正な土地利用を促進しました。

II 個別施策の取組状況

(1) 大気環境の保全（環境生活部）

- 大気汚染実態の把握のため、大気環境の常時監視を実施しました。また、大気環境における有害大気汚染物質の常時監視を実施するとともに、事業者に対して排出又は飛散の抑制等を啓発し、事業者の自主的な排出等の抑制を促進しました。
- オゾン層の破壊を防止するため、フロン類の回収及び破壊の確保を図りました。

(2) 水環境の保全（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

- 公共用水域や地下水の水質を把握するため、262 地点の公共用水域、148 地点の地下水を測定しました。【再掲】
- 有害物質等を排出する事業者への立入検査及び排水検査を実施しました。
- 早池峰ダム貯水池の水質環境基準類型の見直しを実施しました。また、高家川に係る水質環境基準類型の見直し調査を業務委託により実施しました。
- 市町村の公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽に係る事業に対し財政的支援を行い、汚水処理施設の整備を促進しました。【再掲】
- 家庭の生活排水による水環境への影響について、小学生等を対象に出前講座を 10 回開催しました。【再掲】
- 北上川上流流域下水道及び磐井川流域下水道を整備しました。
- 県及び関係市村が指定検査機関と連携し、浄化槽台帳の精査及び法定検査を受検していない浄化槽管理者への指導等を実施しました。

(3) 土壌環境及び地盤環境の保全（環境生活部）

- 公共用水域や地下水の水質を把握するため、262 地点の公共用水域、147 地点の地下水を測定しました。【再掲】
- 有害物質等を排出する事業者への立入検査及び排水検査を実施しました。【再掲】

(4) 騒音・振動・悪臭対策の推進（環境生活部）

- 新幹線の騒音・振動測定を実施し、測定結果を事業者へ情報提供するとともに、環境基準が未達成な地域の騒音等の防止対策の推進について各事業者に要望しました。
- 花巻空港周辺地域において航空機騒音の測定を実施し、環境基準値以下であることを確認しました。
- 悪臭公害は、近年、発生源が飲食店やサービス業等多岐にわたっていることから、市町村と連携して悪臭苦情への対応を行いました。
- 県内の 11 町村の監視地域を 4 か年間で一巡して実施するよう計画し、自動車騒音常時監視を行っています。令和 4 年度は 3 町において測定を実施し、一部地域において環境基準を超過した地点がありましたが、環境省令で定める要請限度を超過した地点はありませんでした。

(5) 化学物質の環境リスク対策の推進（環境生活部）

- P R T R 法に基づく届出に係る事務の実施により、化学物質の適正管理や排出削減を促進するとともに、使用状況を把握しました。【再掲】
- 事業者の環境負荷低減に向けた自主的な取組を促進するため、環境報告書バンクの運営やセミナー等を実施しました。（環境報告書バンク掲載件数：466 件（累計）、セミナー開催：1 件）【再掲】
- 化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、大気、河川水、河川底質および生物に含まれる化学物質（18 物質）の調査及び未規制物質の分析法（2 物質）の開発を行いました。
- 有害化学物質の排出状況を把握するために、水質汚濁防止法に基づく対象事業場への立入（423 件）、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等への立入（273 件）を行うなど、関係法令に基づく指導を実施しました。
- 大気、河川水、地下水、土壌の一般環境中及び発生源周辺のダイオキシン類の常時監視を実施しました。

(6) 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応（環境生活部）

- 環境保全対策の推進を図るため、研修会等の開催・参加、公害防止知識の普及啓発及び大気常時監視測定機器等の整備を実施しました。
- 化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、大気、河川水、河川底質および生物に含まれる化学物質（18 物質）の調査及び未規制物質の分析法（2 物質）の開発を行いました。【再掲】
- 令和 4 年度に県及び市町村が受理した公害に関する苦情は 607 件でした。
- 調停等の申請件数は 0 件でした。

(7) 放射性物質による影響の把握等（環境生活部）

- 環境中の放射性物質等のモニタリングを実施し、測定結果を公表しました。
- 市町村による円滑な除染等を推進するために支援を行うとともに、放射線に対する基礎知識の普及啓発を実施しました。
- 市町村による農林業系副産物の処理を推進するため技術的支援を実施しました。

(8) 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進（環境生活部）

- 岩手県環境影響評価条例に基づく第 2 種事業に係る届出があり、判定を行ったほか、事業者等からの問い合わせや事前相談の機会を通じ、適切に環境配慮がなされるよう助言・指導を行いました。【再掲】
- 風力発電事業等を岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象とすることとしました。

- 風力発電事業の計画初期段階の配慮事項や評価手法等を記載した配慮書作成ガイドラインを作成しました。【再掲】
- 岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更 11 件について、国及び市町村と協議のうえ岩手県国土利用計画審議会に諮問し、承認されました。
- 国土利用計画法に基づく土地取引の届出が円滑になされるよう、個々の取引が届出対象面積未満であっても一体の取引と見なされる、いわゆる「一団の土地」の判断ポイントを示した事例集を作成・公表しました。
- 国土利用計画法施行令の規定に基づく地価調査について、不動産鑑定評価を委託して基準地 354 地点の標準価格を判定し、一般の土地取引価格の指標となるよう公表しました。

（9）北上川清流化対策の推進（環境生活部）

- 旧松尾鉱山から排出される坑廃水の中和処理を確実に実施するとともに、施設の耐震補強工事を進めるなど、長期安定的な処理の確立に努め、北上川清流化を推進しました。
- 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構主催の旧松尾鉱山新中和処理施設 40 周年記念シンポジウムにおいて副知事が北上川清流化対策について講演を行うなど、その取組の重要性を周知しました。
- 植樹団体が構成する松尾再生の森協議会に参画し植樹活動の調整・支援にあたりました。

Ⅲ 進捗状況の点検

（1）総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R4 (2022)		
河川・湖沼・海域のBOD等 ^[注1] 環境基準達成率	%	98.2	99.1	99.1	96.5	B
大気中のPM2.5等環境基準達成率 ^[注2]	%	100	100	100	100	A

【注1】BOD等：BOD（生物化学的酸素要求量）及びCOD（化学的酸素要求量）

【注2】PM2.5等：二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）

（2）施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	-	R4 (2022)		
光化学オキシダント注意報の年間発令日数	日	0	0 (2022)	0	0	A
有害大気汚染物質の環境基準達成率	%	100.0	100 (2022)	100	100	A
汚水処理人口普及率	%	82.6	91 (2025)	86.5	84.9	D
排水基準適用の事業場における排水基準適合率	%	100	100 (2022)	100	100	A
新中和処理施設放流水水質基準達成率	%	100	100 (2022)	100	100	A

- ・ 汚水人口普及率は、汚水処理施設のうち浄化槽において、浄化槽の設置を希望する個人に対し設置費用の一部を補助することで設置基数を着実に増加させているものの、浄化槽を利用している世帯人口の減少等により、普及率の伸びが見込みを下回り、達成度はDとなりました。

(3) 点検結果

総合的指標 1 指標（河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率）の達成度がB、1 指標（大気中のPM2.5 等環境基準達成率）の達成度がAであり、施策推進指標も 1 指標を除き、達成度はAであったことから。各施策は順調に進められていると認められ、「環境リスクの管理」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 県民が環境問題について理解を深め、自らの問題として捉え、自発的に活動することにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいる。
- 県民、NPO、企業、行政等の協働により、環境に配慮した行動が日常生活や事業活動の場で実践されている。

I 主な事例紹介



水生生物による水質調査は、129 団体、延べ 3,783 人の参加のもと、93 河川の延べ 139 地点で県内児童等が実施し、水質保全意識の高揚を図るなど、持続可能な社会づくりに向けた環境学習等を推進しました。

II 個別施策の取組状況

(1) 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進（環境生活部、教育委員会）

■ 学校における環境学習の推進

- 岩手県地球温暖化防止活動推進員による学校等への研修会を開催しました。
- 岩手県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、温暖化対策に取り組もうとする県内小学校に「地球温暖化を防ごう隊員ノート」を配付し、小学生とその家庭における、省エネルギーに関する取組を支援するとともに、「いわてわんこ節電所」での各学校の取組紹介や動画配信を通じて、取組の普及を図りました。
- 環境学習交流センターにおいて、大学、高等学校、中学校、支援学校からの訪問学習を受け入れ、環境学習の取組を支援しました。（受入実績 10 校、197 名）
- 県内全小学校に環境副読本を配付し、学校における環境学習を推進しました。
- 岩手大学において環境学習の一環として、県の環境施策について講義を行いました。

■ 多様で身近な環境学習機会の提供、支援

- 水生生物による水質調査は、129 団体、延べ 3,783 人の参加のもと、93 河川の延べ 139 地点で県内児童等が実施し、水質保全意識の高揚を図ることができました。
- 環境学習交流センターや岩手県地球温暖化防止活動推進センターにおいて、環境アドバイザーや岩手県地球温暖化防止活動推進員を派遣するとともに、環境学習広報車「エコカーゴ」を活用し県内各地を訪問する出張環境学習会等を実施することにより、環境学習及び環境保全活動を支援しました。（移動環境学習広報車による出前環境学習実施数：32 回、環境アドバイザー派遣実績数：230 回）【再掲】
- ごみの散乱を防止し住環境の清潔を保持するとともに、廃棄物の発生を抑制し、3Rを推進するため、「クリーンいわて運動」として各種清掃活動等を実施しました。

- 県立博物館及び県立美術館での学芸員等による公開講座を実施しました（講座の実施回数：博物館 28 回、美術館 44 回）
- 新型コロナウイルス感染症による影響がありましたが、感染症予防対策を講じながら、トレッキングやマリンスポーツ、ウィンタースポーツ体験等、各青少年の家や野外活動センターにおいて体験活動を実施しました。
- 事業所や家庭での地球温暖化防止の取組を促進するために、岩手県地球温暖化防止活動推進員による地域の研修会・イベント等による普及啓発を実施しました。（派遣回数：85 回）
- 環境に関する講師派遣や見学受入等を行う企業・団体を環境学習応援隊として登録・周知することにより、地域における体験による環境学習を推進しました。
- 「水の週間（8月1日から1週間）」行事の一環として、広く水に対する関心を高め、理解を深めることを目的に、次代を担う中学生を対象とした水の作文コンクールを実施しました。この結果は、作文集として取りまとめ関係者に配付するとともに、県ウェブサイトに掲載し周知を図りました。

■ 環境人材の育成

- ライフスタイルの転換を呼びかけるウェブサイト「いわてわんこ節電所」による普及啓発などを実施しました。（令和4年度の参加者数：11,450人）
- 岩手県環境アドバイザー及び岩手県地球温暖化防止活動推進員を対象とする研修会を開催しました（研修会開催回数：2回）。
- 新たな人材の発掘や、さらなる人材育成を目的とし、「いわて環境塾」を開催しました。（全6回、受講者数のべ280人）
- 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、小学校を対象としたジオパーク授業を実施（1校）したほか、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、認定ガイド認定講座講習（全4回24講座・29人受講）の開催を推進しました。【再掲】
- 岩手大学において環境学習の一環として、県の環境施策について講義を行いました。【再掲】
- 「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」及び「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】

（2）環境に配慮した行動・協働の推進（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

■ 環境に配慮した県民の行動・協働の推進

- 事業所や家庭での地球温暖化防止の取組を促進するために、岩手県地球温暖化防止活動推進員による地域の研修会・イベント等における普及啓発を実施しました。（派遣回数：85回）【再掲】
- 一定の基準を満たすリサイクル製品について、「岩手県再生資源利用認定製品」として認定した製品は令和5年3月末で169製品であり、ウェブサイト等でPRするとともに、県自ら優先的な使用に努め、リサイクル製品の利用拡大を推進しました。【再掲】
- 東北環境パートナーシップオフィスから各種情報を収集するとともに、東北地方ESD活動支援センター業務を地域で担う地域ESD活動推進拠点であるNPO法人環境パートナーシップいわてと連携し、各種行事等を通じてESDを推進しました。
- 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のため、水路の泥上げや農道の砂利補充など、農地や農業用水路等を守る地域共同活動を支援しました。（実施地区数：1,035地区）【再掲】
- 県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動を支援しました。（県民参加の森林づくり活動団体数：31団体）【再掲】
- 地域住民との協働により、道路、河川及び海岸の草刈り、清掃など、身近な社会資本の整備に取り組みました。
- 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例及びいわての水を守り育てる条例の理念に基づき、活動団体等の環境美化活動等に係る流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】
- 住民、NPO、大学等の研究機関、事業者、行政の積極的な協力による、農地・農業用水等の地域資源を保全する取組や森林整備、道路や河川・海岸の環境美化活動、海洋ごみの回収・処理、自然環境保全活動等への支援を行いました。

■ 環境に配慮した企業の行動・協働の推進

- 地球温暖化対策を積極的に行っている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定する制度及び普及啓発を実施するとともに、温暖化対策計画書制度に基づき事業者への助言及び指導を実施しました。【再掲】
- 事業者の環境負荷低減に向けた自主的な取組を促進するため、環境報告書バンクの運営やセミナー等を実施しました。(環境報告書バンク掲載件数：466件(累計)、セミナー開催：1件)【再掲】
- 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町村等が行う海岸漂着物の回収・処理等に対する支援や、環境保全活動の促進、情報発信等を実施したほか、海洋ごみの分布調査を実施しました。(海ごみゼロウイークに参加して河川・海岸の清掃活動を行った団体数：14団体)【再掲】

■ 環境に配慮した県の率先実行

- 県関係施設において節電・省エネに取り組んだほか、グリーン購入基本方針等に沿って、環境に配慮した製品の購入に努めました。県では、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」により、県の事務事業に係る温室効果ガス排出量を令和12年度に平成25年度(基準年度)比で60%削減することを目標に掲げて取り組んでいます。令和3年度の温室効果ガス排出量は、14万8,197トンであり、基準年度比で10.8%減少しています。
- 県有施設における再生可能エネルギーの導入のため、県有施設への太陽光発電設備や木質バイオマスの導入に向けた検討を実施しました。

■ 県民等の参加による環境保全取組の推進

- 県民会議事業として、できることからEcoアクション表彰の実施等、構成団体相互間で情報共有を行い、連携を強化しました。【再掲】
- 市町村等と連携して家庭系ごみの削減を推進するとともに、ごみの分別、使い捨てプラスチックの使用抑制、食品ロスの削減の3つのマナーを掲げる「いわて三ツ星 eco マナーアクション」の定着に向けて、普及啓発の取組を推進しました。【再掲】
- 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町村等が行う海岸漂着物の回収・処理等に対する支援や、環境保全活動の促進、情報発信等を実施したほか、海洋ごみの分布調査を実施しました。(海ごみゼロウイークに参加して河川・海岸の清掃活動を行った団体数：14団体)【再掲】
- 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例及びいわての水を守り育てる条例の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】

■ 環境広報及び情報提供の推進

- 温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロに向けて、温暖化防止いわて県民会議を中心とした全県的な運動を実施しました。
- 令和4年度の環境月間(6月)行事として県内では、テレビやゲームを消して、読書・読み聞かせなどにより環境のことを考えてもらう運動を北海道、秋田県、青森県とともに実施した4道県共同行動、地球温暖化に関する講演、夏季の節電の実施、ごみ拾い等の清掃活動の実施及び環境に関する図書展示・ミニイベントなどが行われました。
- 毎年度、県内の環境の現状や課題、その解決に向けた施策をとりまとめた環境報告書を出版するとともに、県ウェブサイトでも県の環境施策を公表しています。
- 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例及びいわての水を守り育てる条例の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】
- 環境学習交流センターや岩手県地球温暖化防止活動推進センターにおいて、定期的にメールマガジンや広報誌を発行するとともに、環境に関する企画展を開催するなど、県民へ環境情報を提供しました。
- ライフスタイルの転換を呼びかけるウェブサイト「いわてわんこ節電所」による普及啓発などを実施しました。(令和4年度の参加者数：11,450人)【再掲】

Ⅲ 進捗状況の点検

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R4 (2022)		
環境学習交流センター利用者数	人	49,789	50,000	42,000	33,748	B
水生生物調査参加率 ^(注1) (参考：参加者数)	% (人)	6.9 ^(注2) (4,272) ^(注2)	7 (3,100)	7 (3,800)	6.9 (3,783)	B

(注1) 参加者数／児童数

(注2) 2013～19 平均

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	-	R4 (2022)		
水と緑を守り育てる環境保全活動数(累計)	件	965	3,360 (2022)	3,360	3,664	A
身近な水辺空間の環境保全等に継続的に取り組む団体数	団体	61	60 (2022)	60	62	A

(3) 点検結果

総合的指標2指標（環境学習交流センター利用者数、水生生物調査参加率）の達成度がBであり、施策推進指標も達成度はAであったことなどから、各施策は順調に進められていると認められ、「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

第 3 部

資 料 編



第1章 いわての水を守り育てる施策の実施状況

【要旨】

「いわての水を守り育てる条例」に基づき、令和4年度の施策の実施状況を取りまとめましたので、公表します。令和4年度は70の取組・事業を実施し、うち予算事業は44事業、約149億円でした。

なお、令和5年度の事業予算は43事業、約190億円となっており、関係部局間で連携を図りながら施策を推進していきます。

1 水環境の保全及び水資源の確保に関する施策

■ 生態系の維持に配慮した河川整備、森林整備等を実施したほか、水環境のモニタリング等を通じた水質監視、汚水処理施設の整備による生活雑排水対策等に取り組んだ結果、公共用水域の環境基準達成率が良好に推移するなど、健全な水環境が維持されました。

(1) 河川などの生態系の維持及び多様な生物が生息できる親水空間の創造 (環境生活部、農林水産部、県土整備部)

ア 公共用水域及び地下水の水質保全（工場・事業場監視）

267地点の公共用水域、134井戸の地下水の水質測定を実施しました。また、公共用水域及び地下水の水質保全のため、有害物質を使用し、又は排水量が多い工場・事業場の排水の検査を行い、排水基準を超過するなど違反が認められた場合、改善を指導しました。

イ 北上川清流化確保対策

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁を防止するため、新中和処理施設において処理を実施しました。

ウ ダイオキシン類環境モニタリング

公共用水域、地下水及び土壌におけるダイオキシン類の常時監視を実施し、環境基準達成率は100%でした。

エ 汚水処理施設の整備

生活雑排水が適正に処理されて川などに流れるようにするため、下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備を進め、汚水処理人口普及率が0.5%増加しました（R3：84.4%⇒R4：84.9%）。

オ 放射性物質モニタリング

公共用水域（河川34地点、海域2地点、海水浴場10地点）及び地下水（22地点）の水質測定等を実施しました。

その結果、放射性セシウムについては、公共用水域等の水質全地点では不検出となっていますが、河川の底質及び河川敷土壌では昨年度と概ね同程度の濃度で検出されています。

周辺環境の空間線量率については、県で測定している一般環境と



新中和処理施設



都南浄化センター



放射性物質の検査

同程度であり、全体としては低下傾向を示しています。

また、盛岡市及び放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域である一関市、奥州市、平泉町の水道水の放射性物質濃度を測定しました。その結果、放射性セシウムは全地点で不検出でした。

カ 多自然川づくりの取組

河川の維持・改修工事等において、河川が本来持つ多様な生物の生息・生育環境及び良好な水辺空間の保全と創出を図る「多自然川づくり」を実施しました。

キ 生物多様性に配慮した農村環境の整備

農業農村整備事業の実施に当たっては、振興局等に設置している公共事業等に係る「希少野生動植物調査検討委員会」において、学識経験者の助言を受け、事業計画区域内に生息する希少野生動植物等の状況確認のほか、必要に応じて動物の移送や植物の移植を行うなど、希少野生動植物の生息環境を維持・形成する取組を推進し、環境との調和に努めました。

ク 希少野生動植物の保護

平成14年に指定した指定希少野生動植物16種、特定希少野生動植物10種の監視や保護対策を実施しました。



希少野生動植物保護対策（生息状況調査）

(2) 森林及び水田が持つ水源かん養機能の維持及び増進（農林水産部）

ア 森林の環境保全

森林の有する水源かん養機能の維持増進を図るため、伐採跡地への再造林や間伐等への支援、県有林の整備、保安林制度の運用、治山施設の整備等を実施しました。

イ いわて環境の森の整備

「いわての森林づくり県民税」を活用し、水源のかん養や県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、管理不十分な人工林の混交林誘導伐や公益上重要な伐採跡地への植栽等を実施しました。

ウ 環境保全型農業の普及

環境に配慮した持続的な農業を広く普及定着させるため、農薬、化学肥料の使用量を低減する取組や堆肥の施用、長期中干等による地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援を実施しました。

エ 中山間地域等における多面的機能の維持

中山間地域等直接支払制度を活用し、地域の農業者等による耕作放棄地の発生防止活動や水路、農道等の管理活動等による、水源かん養や洪水防止等の多面的機能の維持活動への支援を実施しました。

オ 農地、農業用水等の保全

農地の水源かん養機能など、農業・農村の多面的機能の発揮に向け、地域が共同で行う農地・農業用水等の地域資源の保全活動への支援を実施しました。

(3) 都市部の道路又は公園における雨水の浸透面の保全及び浸透能力の向上（県土整備部）

御所湖広域公園などにおいて植栽や緑化等の維持管理を実施し、公園における雨水の浸透面の保全等を行いました。



御所湖広域公園

2 効率的で持続的な水の利用を推進する施策

- 「新しいわて水道ビジョン」に基づいた水道事業者等への支援や水安全計画策定に関する研修会を開催したほか、農業水利施設を活用した小水力発電設備の導入や下水熱の活用等、河川の適切な管理を通じた河川水の適切な利用、節水型機器の導入等の呼びかけを通じた効率的、持続的な水の利用を促進する取組を行いました。

(1) 生活用水、農業用水、工業用水その他の用水の合理的又は効率的な利用（環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業局）

ア 「新しいわて水道ビジョン」の推進

新しいわて水道ビジョンに定める「持続」「安全」「強靱」の基本方針に従って、水道事業者等が進める水道施設の耐震化や水安全計画策定の取組を財政面やノウハウ面で支援したほか、水道広域化推進プランを策定しました。

イ 農業水利施設の整備

農業用水を安定的に供給するため、農業水利施設を整備したほか、施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定と機能保全対策工事を実施しました。

ウ 農業用水の活用

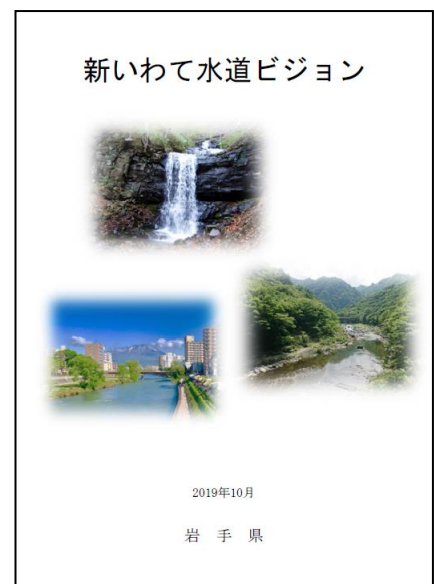
農村地域に賦存する再生可能エネルギーを有効活用するため、農業水利施設を活用した小水力発電設備の導入を進めました。

エ 工業用水

将来にわたり安定供給が図られるよう、送配水管等の施設の老朽化対策などの改良・修繕を計画的に実施しながら、良質な工業用水を工業団地に供給しています。

オ 下水熱の活用

下水熱を回収し、盛岡駅西口地区に空調用冷温水を供給する地域熱供給事業を平成7年度から実施し、下水が持つエネルギーの効率的な利用を図っています。



新しいわて水道ビジョン

(2) 地下水及び河川水の適切な利用（農林水産部、県土整備部）

ア 河川水の適切な利用

県が所有する農業用水利権について、営農状況の変化等に応じた見直しに向けた協議・調整を行いました。

イ 河川の適切な管理

県が管理する 313 河川について、ダムや主要河川において流量観測を実施し、河川水量を的確に把握するとともに、河川水の利用について調査・調整を行い、適正な管理及び許認可を実施しました。

(3) 家庭又は事業所における節水型の機器又は設備の導入促進（環境生活部）

環境学習交流センター及び岩手県地球温暖化防止活動推進センター事業において、節水型機器の導入等と呼びかけました。

3 雑用水の利用その他水の再利用（水の有効利用）を推進する施策

- 雨水利用設備を導入した県の公共施設の情報発信を行うとともに、水需給の動向調査を実施するなど、水の有効利用についての普及啓発や調査等に取り組みました。

(1) 公共施設等における雑用水の利用を図る設備・雨水貯留設備の導入促進、雑用水の利用を図る設備に関する情報発信及び技術の普及（環境生活部）

盛岡駅西口の「いわて県民情報交流センター（アイーナ）」に設置している雨水利用や中水道利用施設等を、ホームページで紹介するなど普及啓発を行いました。

(2) 温泉水、雪及び氷の特性を活かした地域の取組の奨励（環境生活部）

近年では、温泉水の持つエネルギーを有効活用した取組が進められており、導入した施設の紹介などを行いました。

(3) 水の有効利用に関する技術開発及び調査研究の推進（環境生活部）

県内の水需給の動向を把握し、将来的な水需給計画の基礎資料とするため、水需給動向調査などを行いました。

4 水の価値を再認識するための施策

- 県民・事業者等が実施する水環境保全活動に対する顕彰として「水と緑を守り育てる活動知事感謝状」を贈呈したほか、県内各地の学校や環境保全団体が水生生物調査等を実施するなど、活発な活動が展開されました。

(1) 生態系の調査及び保護に関する情報の発信（環境生活部）

ア 公共用水域及び地下水の水質保全

公共用水域・地下水等の水質やダイオキシン類の測定を実施するとともに、結果をホームページや環境報告書で公表しました。

イ 希少野生動植物の生息状況調査

「いわてレッドデータブック」改訂に向け、希少野生動植物の生息状況調査を行いました。

(2) 学校及び家庭における水の大切さに関する環境学習の奨励（環境生活部、農林水産部、県土整備部、教育委員会）

ア 学校における環境教育の推進

学校における環境教育は、関係教科、特別活動や総合的な学習の時間等において、それぞれの教科・領域等の目標に即して取り上げられています。

学校ごとに地域の河川等の清掃活動やそれに関わる調査活動等を通して地域の水について学ぶとともに、よりよい環境づくりを目指した実践が行われました。

イ 環境学習の支援

盛岡駅西口の「いわて県民情報交流センター（アイーナ）」内に設置している環境学習交流センターにおいて、地域の自然体験・環境学習等への講師派遣や、環境学習広報車を活用し、地域に出向いて環境学習を行う出張環境講座等により、学校・地域における環境学習の取組を支援しています。

また、学校における環境学習の支援を図るため、本県の自然の豊かさや様々な環境問題について紹介した児童向け環境副読本を作成し、県内の小学校5年生全員に配付しました。

環境をテーマとした講習会である「いわて環境塾」を開催し、地域で活動する環境人材の発掘及び育成を行いました。



環境学習教材



いわて環境塾

ウ 水生生物調査

県内の93河川139地点において、地域の小学校や環境保全団体の3,783名が「水生生物による水質調査」を実施しました。県でも、広域振興局の担当者や講師の派遣等により支援するとともに、調査結果を「水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップ」としてまとめ、関係機関や参加団体等に広く配布し、周知を行っています。



エ 農村地域における生きもの調査

農業農村整備事業の計画・実施区域や多面的機能支払制度に取り組む地域において、農家や地域住民の参加による生きもの調査を行い、農業・農村が有する多面的な機能についての理解の促進と普及啓発に努めました。

オ 水の作文コンクール

水の週間（8月1日から7日まで）行事の一環として作文コンクールを実施し、7校から応募のあった28作品から優秀賞5作品と佳作5作品を選定しました。これら入選した作文は県のホームページで公開するとともに、文集として関係者及び県内の中学校へ配付しました。

なお、優秀賞5作品を優れた作品として国のコンクールへ推薦し、うち2作品が入選しました。



下水道・浄化槽出前講座

カ 下水道・浄化槽出前講座

公益財団法人岩手県下水道公社、公益社団法人岩手県浄化槽協会と連携し、小学生等を対象に汚水処理施設の役割や機能について学習する出前講座（オンライン方式）の実施及び、水循環や水の大切さについて普及啓発教材の配布などを行い、環境教育の充実、意識の向上を図りました。

(3) 県民及び事業者が実施する水環境の保全及び水資源の確保に関する活動並びに水の有効利用に関する顕彰 (環境生活部)

ア 環境大臣表彰

永年にわたる活動の実績が認められ、大瀬川たろし滝測定保存会（花巻市）が地域環境保全功労者表彰を受賞しました。

イ 環境保全活動表彰

永年にわたり環境保全活動等に取り組んでいる3団体・5個人に対し知事表彰の贈呈を行いました。

ウ 水と緑を守り育てる活動知事感謝状

条例に基づき創設した表彰制度により、2団体に対し知事感謝状を贈呈しました。

エ 「水生生物による水質調査」実施団体知事感謝状

永年にわたり継続して「水生生物による水質調査」活動を行っている学校等に対し感謝状の贈呈を行いました。



環境保全活動表彰

(4) いわたの水の価値、水文化及び水質保全活動の歴史に関する情報の発信
(環境生活部、農林水産部、県土整備部)

ア 水の価値に関する情報発信

昭和60年に岩手県が選定した県内の優れた水環境「いわての名水20選」と平成の名水百選（平成20年度環境省選定）について、県ホームページ等でPRしています。

水質保全活動の歴史については、北上川清流化確保対策に関する解説ボードを開運橋に設置し周知を図るとともに、パネル・パンフレット等により、イベント等を通じて情報発信を行いました。

イ 農業用水等まつわる先人たちの功績や歴史に関する情報発信

郷土の先人たちが築き上げてきた農業用水等の開発の歴史を紹介する「農業農村整備紙芝居」について、イベント等で上演したほか、県ホームページや動画配信サイトで公開するなど情報発信を行いました。

ウ 事例に係る情報発信

県内の親水公園や多自然川づくりの事例について、ホームページで紹介しています。



名水マップ

5 県民・事業者等への支援等

- 事業者等が県民と環境情報を共有するリスクコミュニケーションの取組に対する支援を行ったほか、県民の取組への支援として、「環境学習交流センター」による出前環境講座や環境保全活動等を実施する団体等に対する支援等を実施しました。

(1) 事業者の取組への支援（環境生活部、農林水産部）

- ア 地域で事業を実施する企業の環境配慮の取組を、住民・行政と情報共有する環境コミュニケーションについて、企業が自主的に環境報告会を開催しています。県も企業向けのセミナーや研修会等を開催し、これらの取組を支援しています。
- イ 県内の河川の流域ごとに行政・事業者・NPO・環境保全団体等からなる流域協議会を設置し、水環境のあり方や環境保全について定期的に情報交換・協議が行われています。
- ウ 農薬適正使用研修会の開催や農薬管理使用アドバイザーの認定等を行い、農業者や販売業者等の農薬に対する適正使用・管理意識の向上を図りました。
また、畜産業者に対して、家畜排せつ物の適切な処理についての巡回指導や処理施設整備の支援を実施しています。

(2) 県民への普及啓発・環境保全活動の促進、支援（環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業局）

- ア 森川海条例に基づく各流域協議会の活動を支援することにより、県民の環境保全活動への意識向上を図っています。
- イ 環境学習交流センターによる講師派遣や出前環境講座、中学生を対象とした水の作文コンクールを開催するなど、環境意識の向上を図っています。
- ウ 地域住民や企業等が、農業水利施設の管理者である土地改良区等と施設管理協定（アドプト協定）を締結し、地域が主体となった環境保全活動を実施しました。
- エ ダムや農業用水路など農業水利施設が持つ多面的機能の理解を深めるため、イベント等普及啓発活動を支援しました。
- オ 農業・農村が有する多面的機能の維持・増進を図るため、地域が共同で行う農地・農業用水等の地域資源の保全活動を支援しました。
- カ 河川や海岸の清掃・美化活動等を行うボランティア団体 62 団体に対して、物品支給などの支援を実施しました。
- キ 各種イベントでのチラシ配布等、関係機関と連携し、河川への油流出事故防止活動を行いました。また、植樹を行う市町村や団体に対して苗木を提供するなど、環境保全活動を支援しました。



環境学習交流センター・
岩手県地球温暖化防止活動推進センター



植樹活動支援事業

第2章 資料

1 県行政組織

岩手県の環境保全等に関する主な行政機構

(令和4年4月1日現在)



2 県における環境保全関係条例の制定状況

条例名称	制定年月日
岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例	平成10年3月30日
新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例	平成15年3月19日
岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	平成15年10月9日
いわての水を守り育てる条例	平成20年12月12日
水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	昭和48年3月30日
岩手県国土利用計画審議会条例	昭和49年10月15日
岩手県土地利用審査会条例	昭和49年10月15日
岩手県環境影響評価条例	平成10年7月15日
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	平成13年12月21日
浄化槽法施行条例	昭和60年7月12日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例	平成12年3月28日
循環型地域社会の形成に関する条例	平成14年12月16日
県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議に関する条例	平成14年12月16日
岩手県産業廃棄物税条例	平成14年12月16日
県立自然公園条例	昭和33年12月26日
岩手県自然環境保全条例	昭和48年12月25日
温泉法施行条例	平成12年3月28日
岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	平成14年3月29日

3 審議会等の開催状況

(1) 岩手県環境審議会開催状況

回	開催年月日	主要審議事項
第49回	令和4年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県環境審議会会長の選任について 岩手県環境審議会会長職務代理者の指名について 岩手県環境審議会部会員の指名について 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しに係る基本的方向について（諮問）
第50回	令和4年9月21日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直しに係る基本的考え方について（答申案）
第51回	令和4年10月6日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画見直しに係る基本的考え方について（答申案）
第52回	令和5年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の改訂（最終案）について 第2期岩手県海岸漂着物対策推進地域計画（最終案）について 岩手・青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復事業の完了について 岩手県環境審議会大気部会審議結果について 岩手県環境審議会水質部会審議結果について

大気部会

回	開催年月日	主要審議事項
第45回	令和4年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> 部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しについて
第46回	令和4年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の進捗状況について 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の見直しについて
第47回	令和4年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（改訂素案）について
第48回	令和5年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法に基づく令和5年度大気汚染調査測定計画について ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和5年度ダイオキシン類調査測定計画について 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の変更について

水質部会

回	開催年月日	主要審議事項
第39回	令和4年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> 部会長の選任について 部会長職務代理者の指名について
第40回	令和5年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法に基づく令和5年度水質測定計画について ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和5年度ダイオキシン類調査測定計画について 早池峰ダム貯水池に係る水質環境基準の類型の当てはめについて

自然・鳥獣部会

回	開催年月日	主要審議事項
第1回	令和4年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会会長の選任について 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会会長職務代理者の指名について 鳥獣保護区特別保護地区の指定について

温泉部会

回	開催年月日	主要審議事項
		開催実績なし

岩手県環境審議会委員名簿（任期R4. 4. 1～R6. 3. 31）

部会長：◎ 部会長職務代理者：●

区分	氏名	所属及び職	部 会						備 考
			大気	水質	鳥獣	温泉	不法投棄	民泊	
	石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授		○			○		
	伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授		◎			○		水質部会長
	小野澤 章子	岩手大学人文社会科学部 准教授	○				○		
	齊藤 貢	岩手大学理工学部 教授	○						
	渋谷 晃太郎	岩手県立大学研究・地域連携本部 名誉教授			●	◎			会長、温泉部会長
	鈴木 まほろ	岩手県立博物館 主任専門学芸員			○				
	丹野 高三	岩手医科大学 教授	◎				○		大気部会長
	塚本 善弘	岩手大学人文社会科学部 准教授						◎	住宅宿泊事業特別部会長
	辻 盛生	岩手県立大学総合政策学部 教授			◎	●	○		
	晴山 涉	岩手大学理工学部 助教					○		
	山内 貴義	岩手大学農学部 准教授			○				
	山崎 朗子	岩手大学農学部 助教		○					
	阿部 江利子	JA岩手県女性組織協議会 監事			○				
	内澤 稲子	(株)リエゾンパブリッシング 執行役員				○			
	小野寺 真澄	岩手県環境保全連絡協議会	○						
	菅野 範正	公益社団法人岩手県猟友会 副会長			○				
	後藤 均	岩手県漁業協同組合連合会 専務理事		○					
	佐藤 康	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長				○		●	
	篠原 亜希	岩手弁護士会（日高法律事務所）				○			
	鷹觜 紅子	岩手県森林・林業会議 幹事			○				
	滝川 佐波子	一般社団法人岩手県医師会 常任理事	●			○			
	沼田 けさ子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 副会長				○			
	渡邊 里沙	有限会社秀吉 取締役 地域応援部長		○					
	平元 尚人	(公募委員)							
	松本 勝徳	(公募委員)							
	佐藤 信逸	岩手県町村会（山田町長）		○					
	武田 哲	岩手県市長会（滝沢市長）	○						
特別 委員	稲葉 恭正	農林水産省東北農政局生産部長		○					
	杉山 佳弘	経済産業省東北経済産業局資源エネルギー環境部長		○					
	中平 善伸	国土交通省東北地方整備局企画部長		○					

(令和5年3月末現在)

(2) 岩手県環境影響評価技術審査会開催状況

回	開催年月日	主要審議事項
第94回	令和4年6月14日	・(仮称)西久慈風力発電事業 計画段階環境配慮書について ・岩手県環境影響評価技術指針の一部改正について
第95回	令和4年7月5日	・(仮称)一戸・稲庭風力発電事業 計画段階環境配慮書について
第96回	令和4年7月26日	・(仮称)久慈山形風力発電事業 計画段階環境配慮書について
第97回	令和4年9月29日	・(仮称)藪川地区風力発電事業 計画段階環境配慮書について
第98回	令和4年11月7日	・(仮称)盛岡菜園プロジェクト 第2種事業の判定について ・(仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業 計画段階環境配慮書について
第99回	令和5年1月27日	・(仮称)小軽米風力発電事業 計画段階環境配慮書について ・(仮称)洋野風力発電事業 環境影響評価準備書について ・(仮称)盛岡藪川風力発電事業 計画段階環境配慮書について
第100回	令和5年3月22日	・(仮称)岩手久慈風力発電事業環境影響評価方法書について

環境影響評価技術審査会委員名簿 (任期 令和4年9月18日～令和6年9月17日)

区分	氏名	所属及び職
会長	伊藤 歩	岩手大学理工学部教授
会長代理	齊藤 貢	岩手大学理工学部教授
委員	石川 奈緒	岩手大学理工学部准教授
〃	伊藤 絹子	元 東北大学大学院農学研究科准教授
〃	大河原 正文	岩手大学理工学部准教授
〃	大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科教授
〃	大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所動物生態遺伝チーム長
〃	久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所森林防災研究領域チーム長 (水流出管理担当)
〃	櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部講師
〃	鈴木 まほろ	岩手県立博物館主任専門学芸員
〃	永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類教授
〃	平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部准教授
〃	前田 琢	岩手県環境保健研究センター上席専門研究員
〃	三宅 諭	岩手大学農学部教授

環境影響評価技術審査会専門調査員名簿

氏名	所属及び職
高橋 雅雄	岩手県立博物館専門学芸調査員
山崎 朗子	岩手大学農学部助教

(令和5年3月末現在)

(3) 岩手県国土利用計画審議会開催状況

回	開催年月日	主要審議事項
第68回	令和5年2月2日	・岩手県国土利用計画審議会の概要について ・岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について

岩手県国土利用計画審議会委員名簿 (任期 令和4年11月1日～令和7年10月31日)

分野	氏名	職業・役職名
農業	遠藤 美江子	J A岩手県女性組織協議会会長
農業	高野 寛子	自営業(農業)、青年農業士
林業	中崎 和久	県森林・林業会議常任理事長
林業	佐藤 美加子	奥州地方森林組合総務課長
商工業	内沢 由美子	二戸市商工会女性部長
自然保護	平山 順子	自然保護指導員
文教	山本 ゆかり	北上市立黒沢尻幼稚園長
社会福祉	佐藤 哲郎	岩手県立大学社会福祉学部准教授
地方行政	上田 東一	県市長会(花巻市長)
地方行政	佐藤 信逸	県町村会副会長(山田町長)
都市	及川 一輝	都市計画コンサルタント・巴計画事務所
土地	吉田 美弥	不動産鑑定士
交通	宇佐美 誠史	岩手県立大学総合政策学部准教授
水	倉島 栄一	岩手大学農学部名誉教授
防災	福留 邦洋	岩手大学地域防災研究センター教授
環境	木幡 英雄	環境アドバイザー
一般言論	佐藤 晋	岩手日報社 総合メディア局長

(令和5年3月末現在)

(4) 岩手県土地利用審査会開催状況

回	開催年月日	主要審議事項
第50回	令和4年12月19日	・土地利用審査会の概要について ・令和4年度地価調査結果について

岩手県土地利用審査会委員名簿 (任期 令和4年11月1日～令和7年10月31日)

分野	氏名	職業・役職名
法律実務	望月 敦允	弁護士
不動産鑑定	服部 幸司	不動産鑑定士
自然環境保全	松政 正俊	岩手医科大学教養教育センターセンター長
都市計画	小山田 サナエ	1級建築士
農業	高橋 真悟	前岩手県農協青年組織協議会会長
林業	京谷 朱美	遠野地方森林組合総務課長
その他	八木橋 美紀	税理士

(令和5年3月末現在)

4 自然環境保全地域等の指定の状況

(1) 制度の概要

自然環境保全地域とは、優れた自然環境を有しており、学術的価値や希少性等の観点から保全することが必要な地域を、自然環境保全法及び県自然環境保全条例に基づき指定したもので、各種の行為規制を行っています。

指定地域等名	指 定 要 件	行 為 規 制	備 考
原生自然環境保全地域 (国指定)	① 原生状態を維持 ② 面積要件 (1,000ha 以上、島は 300ha 以上) ③ 国公有地	① 工作物の新改増築、土地の形質変更等は原則禁止	県内該当なし
自然環境保全地域 (国指定)	原生自然環境保全地域を除き、保全することが特に必要な地域 ① 高山・亜高山植生 (1,000ha 以上) ② 優れた天然林 (100ha 以上) ③ 特異な地形・地質 (10ha 以上) ④ 野生動物の生息地(10ha 以上)	① 特別地区 ② 野生動植物保護地区 ③ 海中特別地区 各種行為には許可が必要 ④ 普通地区 各種行為には届出が必要	和賀岳 早池峰山 (北側)
自然環境保全地域 (県指定)	国指定の自然環境保全地域に準ずる優れた自然を有する地域 ① 高山・亜高山植生 (100ha 以上) ② 優れた天然林 (10ha 以上) ③ 特異な地形・地質 (5ha 以上) ④ 豊かな生態系を保っている海岸、湖沼、湿原、河川の区域 (5ha 以上) ⑤ 野生動物の生息地(5ha 以上)	① 特別地区 ② 野生動植物保護地区 工作物の新築等保全地域に影響を与える各種行為には許可が必要 ③ 普通地区 各種行為には届出が必要 (受理後 30 日間の行為規制あり)	県内 12 地域
環境緑地保全地域 (県指定)	① 良好な生活環境を維持するために必要な地域 (3ha 以上) ② 良好な環境を形成するために緑地の確保が必要な地域 (10ha 以上)	届出の受理 (受理後 30 日間の行為規制あり) ① 工作物の新、増、改築 ② 土地の形質の変更 ③ 鉱物、土石の採取 ④ 水面の埋め立て、干拓 ⑤ 木竹の伐採	県内 9 地域

(2) 自然環境保全地域等の指定状況

区分		地域の名称	所在地	面積 (ha)	特別 地区	自然環境の特質	指 定 年月日	
国	自然環境保全地域	早池峰	宮古市	1,370	1,370	わが国の代表的な蛇紋岩山地の優れた自然環境	S50. 5.17	
		和賀岳	西和賀町	1,451	1,451	わが国の代表的なブナ原生林等の優れた自然環境	S56. 5.21	
小 計		2地域		2,821	2,821			
県	自然環境保全地域	琴畑湿原	遠野市	17	17	北上高地の低層湿原	S48. 2. 6	
		松森山	八幡平市	8	7	アカマツ林 御堂松	S48. 2. 6	
		荒川高原	遠野市	281		雄大な自然景観、シクガク群落等	S48. 2. 6	
		宇霊羅山	岩泉町	163		石灰岩地帯特有の植生	S48.12. 5	
		滝観洞	住田町	50	50	原始性に富む石灰洞	S48.12. 5	
		区界高原	盛岡市・宮古市	550		高原、残丘とシカバ等の樹林・草原	S49. 1.23	
		大洞カルスト	遠野市	250		典型的なカルスト地形	S50.12. 9	
		蓬来山	奥州市・一関市	300	98	蛇紋岩特有の植生	S50.12. 9	
		青松葉山	宮古市・岩泉町	163	163	北上高地のアカマツ林の北端残存地	S56.10.23	
		櫃取湿原	岩泉町	277	55	北上高地の中間湿原	S56.10.23	
		和山湿原	釜石市	38	6	北上高地の低層・中間湿原	S58.10.14	
		春子谷地	滝沢市	38	38	低標高地における本県最大規模の低層湿原	H8. 6.14	
			1 2地域		2,135	434		
	環境緑地保全地域	国道4号・282号沿線	盛岡市・滝沢市	22		沿道の樹林地	S48.12. 5	
		正法寺及び黒石寺	奥州市	140		歴史的な自然環境	S49. 7. 1	
東八幡平観光施設団地		八幡平市	380		植生の保護、緑地の造成	S49. 7. 1		
網張観光施設団地		雫石町	180		同 上	S50. 2.18		
胡四王山		花巻市	90		歴史的な自然環境	S51. 5.25		
国見山		北上市	230		同 上	S51. 5.25		
蘭梅山		一関市	35		同 上	S52. 6. 3		
天台寺		二戸市	69		同 上	S52. 6. 3		
黒森山		宮古市	24		同 上	S60. 1.18		
		9地域		1,170				
小 計		21地域		3,305	434			
合 計		23地域		6,126	3,255			

(令和5年3月末現在)

5 希少野生動植物の状況

(1) 種の保存法(※)で指定されている国内希少野生動植物種(県内関係)

※絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)

名称		主な飛来地と繁殖地	指定年月日
【動物】	イヌワシ	北上山系・奥羽山系	平成5年4月1日
	クマタカ	北上山系・奥羽山系	〃
	オジロワシ	三陸海岸	〃
	オオワシ	三陸海岸	〃
	ハヤブサ	三陸海岸	〃
	マルコガタノゲンゴロウ	北上市・一関市	平成23年4月1日
	クロコシジロウミツバメ	宮古市・釜石市・山田町	平成31年2月6日
	アカモズ	県内一円	令和3年1月4日
	カワシンジュガイ	県中部以北、北上市、陸前高田市	令和4年1月24日
	コガタカワシンジュガイ	八幡平市	令和4年1月24日
【植物】	アツモリソウ	北上山地	平成9年11月1日
	カラフトグワイ	八幡平市	平成31年2月6日
	ヤブヒョウタンボク	姫神山・早池峰山・五葉山	令和2年2月10日
	ヒメスズムシソウ	早池峰山	〃
	キタカミヒョウタンボク	北上山地	令和3年1月4日
	ミスズラン	八幡平市	〃

(2) 文化財保護法で指定されている天然記念物(県内の鳥獣関係)

名称		主な飛来地と繁殖地	指定年月日
【鳥類】	イヌワシ	北上山系・奥羽山系	昭和40年5月12日
	クマゲラ	八幡平	〃
	オジロワシ	三陸海岸	昭和45年1月23日
	オオワシ	三陸海岸	〃
	マガン	一関市(永井鹿沼)	昭和46年6月28日
	椿島ウミネコ繁殖地	陸前高田市	昭和9年12月28日
	三貫島オオミズナギドリ及びヒメクロウミツバメ繁殖地	釜石市	昭和10年12月24日
	日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地	宮古市	昭和10年12月24日
	イヌワシ繁殖地	岩泉町	昭和51年12月22日
【獣類】	カモシカ(特別天然記念物)	北上山系・奥羽山系	昭和30年2月15日
	ヤマネ	北上山系・奥羽山系	昭和50年6月26日
	岩泉湧窟及びコウモリ	岩泉町(龍泉洞)	昭和13年12月14日

(3) 希少野生動植物保護条例で指定・特定されている希少野生動植物

分類	種名(和名)	科名(和名)	指定	特定	指定年月日
植物	ハヤチネウスユキソウ	キク科	○	○	平成 14 年 12 月 16 日
植物	ナンブトラノオ	タデ科	○	○	〃
植物	ナンブトウチソウ	バラ科	○	○	〃
植物	トチナイソウ	サクラソウ科	○	○	〃
植物	ヒメコザクラ	サクラソウ科	○	○	〃
植物	ナンブイヌナズナ	アブラナ科	○	○	〃
植物	チシマトツガザクラ	ツツジ科	○	○	〃
植物	エゾノツガザクラ	ツツジ科	○	○	〃
植物	チシマギキョウ	キキョウ科	○	○	〃
植物	ゴヨウザンヨウラク	ツツジ科	○		〃
植物	チシマウスバスマイレ	スマイレ科	○		〃
植物	ホソバノシバナ	シバナ科	○		〃
植物	リシリシノブ	ホウライシダ科	○	○	〃
植物	ゲイビゼキショウ	ユリ科	○		〃
動物	ゴマシジミ	シジミチョウ科	○		〃
動物	イワテセダカオサムシ	オサムシ科	○		〃

※注 「指定」は指定希少野生動植物：捕獲・採取等が禁じられている種

「特定」は特定希少野生動植物：個体の取引等の監視が必要な種

(4) いわてレッドデータブック (2014年版) 掲載種数一覧

区分	絶滅	野生絶滅	A ランク	B ランク	C ランク	D ランク	情報不足	計
植物	11	0	167	217	151	20	58	624
動物	5	0	47	73	119	183	45	472
計	16	0	214	290	270	203	103	1,096

区分	基本概念	要件
絶滅 (Ex)	すでに絶滅したと考えられる種	環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅」の基準に相当する種
野生絶滅 (Ew)	飼育・栽培下でのみ存続している種	環境省レッドデータブックカテゴリーの「野生絶滅」の基準に相当する種
A ランク	1 絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難な種 2 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて脆弱な種	次のいずれかに該当するもの 1 環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅰ類」の基準に相当する種 2 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて脆弱な種
B ランク	絶滅の危機が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来 A ランクに移行することが考えられるもの	環境省のレッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅱ類」の基準に相当する種
C ランク	存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては A ランク及び B ランクに移行する要素を有するもの	環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種
D ランク	1 C ランクに準ずる種 2 優れた自然環境の指標となる種 3 岩手県を南限又は北限とする種等	次のいずれかに該当するもの 1 現状では絶滅のおそれはないが、最近減少が著しい等、C ランクに準ずる種 2 優れた自然環境の指標となる種 3 岩手県を南限又は北限とする種や特殊な分布をする種
情報不足	情報不足	環境省のレッドデータブックカテゴリーの「情報不足」の基準に相当する種

6 国立公園等の指定の状況

(1) 国立公園法の制定

昭和6年4月制定、同年9月施行された。

(2) 国立公園法の一部改正

昭和24年5月19日法律改正が行われ、同年6月1日施行された。

この改正により、国立公園に準ずる公園として国定公園の制度が設けられた。

三陸復興国立公園・・・・・・・・平成25年5月24日 名称変更・区域変更告示、平成27年3月31日 区域変更告示

(注) 昭和30年5月2日、陸中海岸国立公園として指定。その後、指定区域が拡張され、名称が変更された。

十和田八幡平国立公園・・・・・・・・昭和31年7月10日 指定告示、平成28年2月22日 区域変更告示

(注) 昭和11年2月1日、十和田国立公園として指定。その後、八幡平が追加され、十和田八幡平国立公園として指定された。

(3) 自然公園法の制定

昭和32年6月1日法律第161号で国立公園法を改め自然公園法が制定され、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3つを体系的に制度化した。

栗駒国定公園・・・・・・・・昭和43年7月22日 指定告示

早池峰国定公園・・・・・・・・昭和57年6月10日 指定告示

(4) 県立自然公園条例の制定

昭和32年6月1日の自然公園法制定に基づき、県は県立自然公園条例を昭和33年12月26日条例第53号で公布し、翌年の昭和34年4月1日施行した。

この県立自然公園条例の施行に伴い、昭和23年5月19日公布の岩手県公園条例を昭和34年4月1日に廃止した。

岩手県立公園の指定 (昭和23年～昭和34年)

	岩手県立公園名 (指定当初)		指定告示
1	花 卷 温 泉 郷	県立公園	S23. 7. 11
2	須 川 夏 油 焼 石 山 郷	〃	S24. 7. 11
3	八 幡 平	〃	S24. 10. 5
4	三 陸 海 岸	〃	〃
5	早 池 峰 山 郷	〃	〃

(注) 三陸海岸県立公園は、昭和30年5月2日陸中海岸国立公園に、八幡平県立公園は、昭和31年7月10日十和田八幡平国立公園として指定され、岩手県立公園から除外された。

県立自然公園の指定（令和5年3月末現在）

	県立自然公園名（現名）		指定告示
1	花巻温泉郷	県立自然公園	S36. 5. 8
2	久慈平庭	〃	〃
3	外山早坂高原	〃	〃
4	早池峰	〃	〃
5	須川焼石	〃	〃
6	湯田温泉峡	〃	〃
7	折爪馬仙峡	〃	S37. 11. 27
8	五葉山	〃	S41. 6. 1
9	室根高原	〃	S49. 6. 4

（注）須川焼石県立自然公園は昭和43年7月22日栗駒国定公園に、早池峰県立自然公園は昭和57年6月10日早池峰国定公園に指定され、県立自然公園から除外された。

（5）自然公園の面積等一覧表

（令和5年3月末現在）

公園の種別	公園名	指定年月日	関係市町村	面積（ha）					計
				特別地域				普通地域	
				特別保護区	第一種	第二種	第三種		
国立公園	十和田八幡平	S31. 7. 10	八幡平市、滝沢市、雫石町	1,885	1,742	7,085	7,262		17,974
	三陸復興	H25. 5. 24	久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市	438	772	4,991	3,156	1,875	11,232
	小計	2		2,323	2,514	12,076	10,418	1,875	29,206
国定公園	栗駒	S43. 7. 22	一関市、北上市、奥州市、金ヶ崎町、西和賀町	247	6,362	3,711	4,436		14,756
	早池峰	S57. 6. 10	遠野市、花巻市、宮古市	698	1,230	1,682	1,853		5,463
	小計	2		945	7,592	5,393	6,289		20,219
県立自然公園	花巻温泉郷	S36. 5. 8	花巻市				597	990	1,587
	久慈平庭	S36. 5. 8	久慈市、葛巻町			1,106	738		1,844
	外山早坂高原	S36. 5. 8	岩泉町、盛岡市		146	3,936	4,715	536	9,333
	湯田温泉峡	S36. 5. 8	西和賀町		4	1,000	40	653	1,697
	折爪馬仙峡	S37. 11. 27	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村			98	845		943
	五葉山	S41. 6. 1	釜石市、大船渡市、住田町		235	1,023	4,660		5,918
	室根高原	S49. 6. 4	陸前高田市、一関市			166	1,329		1,495
	小計	7			385	7,329	12,924	2,179	22,817
合計	11			3,268	10,498	24,791	29,631	4,054	72,242

7 大気環境基準の達成状況

表1 一般環境大気測定局の測定結果

(令和4年度)

所在地	測定局	二酸化硫黄 (ppm)							二酸化窒素 (ppm)			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)						一酸化炭素 (ppm)					オキシダント (ppm)		非メタン炭化水素 (ppmC)		微小粒子状物質 (μg/m ³)										
		継続局	年平均値	長期的評価			短期的評価			継続局	年平均値	長期的評価			短期的評価			継続局	年平均値	長期的評価			短期的評価		継続局	昼間の年平均値	短期的評価		継続局	6~9時の年平均値	指針値	継続局	長期的評価				
				2%除外値	2日間連続超過	適否	超過時間数	超過日数	適否			98%値	適否	2%除外値	2日間連続超過	適否	超過時間数			超過日数	適否	2%除外値	2日間連続超過	適否			超過回数	超過日数					適否	超過時間数	適否	超過日数	年平均値
盛岡市	津志田	*	0.000	0.001	無	○	0	0	○	*	0.005	0.020	○	*	0.014	0.032	無	○	0	0	○							*	0.031	168	×			*	7.6	19.2	○
滝沢市	巢子	*	0.000	0.001	無	○	0	0	○	*	0.004	0.012	○	*	0.011	0.023	無	○	0	0	○												*	6.5	15.8	○	
紫波町	日詰									*	0.004	0.013	○																								
花巻市	花城	*	0.000	0.001	無	○	0	0	○	*	0.005	0.015	○	*	0.012	0.026	無	○	0	0	○													*	7.1	17.5	○
北上市	芳町									*	0.005	0.016	○														*	0.031	161	×							
奥州市	水沢	*	0.001	0.001	無	○	0	0	○	*	0.005	0.015	○	*	0.011	0.025	無	○	0	0	○						*	0.031	162	×				*	8.7	19.9	○
奥州市	江刺									*	0.003	0.010	○																								
一関市	竹山町	*	0.000	0.001	無	○	0	0	○	*	0.011	0.024	無	○	0	0	○										*	0.031	159	×	*	0.05	0	*	7.1	18.2	○
大船渡市	猪川町									*	0.004	0.008	○																								
釜石市	新町	*	0.001	0.002	無	○	0	0	○	*	0.006	0.012	○	*	0.009	0.022	無	○	0	0	○													*	6.7	16.7	○
宮古市	横町	*	0.001	0.002	無	○	0	0	○	*	0.004	0.009	○	*	0.009	0.022	無	○	0	0	○						*	0.030	114	×				*	7.3	17.0	○
久慈市	八日町	*	0.001	0.001	無	○	0	0	○	*	0.004	0.010	○	*	0.010	0.023	無	○	0	0	○													*	6.1	18.4	○
二戸市	荷渡									*	0.004	0.011	○																								
平均値	全測定局		0.001	0.001							0.004	0.013			0.011	0.025												0.031				0.05			7.1	17.8	
	継続測定局		0.001	0.001							0.004	0.013			0.011	0.025												0.031				0.05			7.1	17.8	
測定局数			8							12			8											5		1		8									
有効測定局数			8							12			8											-		-		8									
環境基準達成状況	達成局数		8			8				12			8			8								0		-		8									
	達成率		100%			100%				100%			100%			100%								0%		-		100%									

表2 自動車排出ガス測定局の測定結果

所在地	測定局	二酸化硫黄 (ppm)							二酸化窒素 (ppm)			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)						一酸化炭素 (ppm)					オキシダント (ppm)		非メタン炭化水素 (ppmC)		微小粒子状物質 (μg/m ³)											
		継続局	年平均値	長期的評価			短期的評価			継続局	年平均値	長期的評価			短期的評価			継続局	年平均値	長期的評価			短期的評価		継続局	昼間の年平均値	短期的評価		継続局	6~9時の年平均値	指針値	継続局	長期的評価					
				2%除外値	2日間連続超過	適否	超過時間数	超過日数	適否			98%値	適否	2%除外値	2日間連続超過	適否	超過時間数			超過日数	適否	2%除外値	2日間連続超過	適否			超過回数	超過日数					適否	超過時間数	適否	超過日数	年平均値	98%値
盛岡市	上田									*	0.007	0.019	○	*	0.011	0.023	無	○	0	0	○	*	0.3	0.5	無	○	0	0	○						*	9.8	21.0	○
一関市	三反田									*	0.008	0.015	○	*	0.011	0.029	無	○	0	0	○													*	6.7	14.9	○	
平均値	全測定局		-	-							0.008	0.017			0.011	0.026							0.3	0.5											8.3	18.0		
	継続測定局		-	-							0.008	0.017			0.011	0.026							0.3	0.5											-	-		
測定局数										2			2						1									2										
有効測定局数										2			2						1									2										
環境基準達成状況	達成局数									2			2			2			1					1				2										
	達成率									100%			100%			100%			100%					100%				100%										

- 【注】
- 継続測定局 : *印は、10年間以上の測定を継続している局。継続局の平均値で過去10年間の推移を評価する。
 - 有効測定局 : 測定が年間 6,000時間以上の局。
 - 環境基準達成率 : [達成局数] / [有効測定局数] の百分率。
 - 年間2%除外値 : 1日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した最高値。年間98%値も同義。
 - 一酸化炭素の超過回数 : 1時間値の8時間平均値が 20ppmを超えた回数。

8 水質に係る環境基準の類型指定状況及び達成状況

注 達成期間 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成
 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成
 ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

(1) 水質にかかる環境基準の類型指定状況

水 域	範 囲	当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考	
北上川水域	北上川	(1) 松川合流点より上流	AA	イ	第21号 S48.3.31	環境庁	
		(2) 松川合流点から南大橋までに限る。ただし、四十四ダム貯水池（南部片富士湖）（全域）を除く。	A	イ	第21号 S48.3.31	環境庁	pHを適用しない
		(3) 南大橋から和賀川合流点まで	A	ロ	第21号 S48.3.31	環境庁	pHを適用しない
		(4) 和賀川合流点より下流	A	イ	第21号 S48.3.31	環境庁	宮城県の水域を含む 北上川橋より上流についてはpHは適用しない
	四十四ダム貯水池（南部片富士湖）	四十四ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する北上川本流と各支流を除く。）	湖沼A	イ	第36号 H15.3.27	環境省	全窒素を適用しない
			湖沼III	イ	第36号 H15.3.27		
			湖沼生物A	イ	第93号 H18.6.30		
	岩洞ダム貯水池（岩洞湖）	岩洞ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する各支流を除く。）	湖沼A	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	丹藤川 S50.3.25県告示を改訂（水域名、貯水池に統一）
			湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	丹藤川	岩洞ダムえん堤から丹藤川と北上川との合流点までの丹藤川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	
生物A			イ	第309号 H22.3.31			
雫石川	上流	A	イ	第210号 H12.3.14	岩手県	S50.3.25県告示を改訂（範囲の変更、貯水池を除く）	
	下流			第210号 H12.3.14			
御所ダム貯水池	御所ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する雫石川本流と各支流を除く。）	湖沼A	イ	第210号 H12.3.14	岩手県	雫石川 全窒素を適用しない	
		湖沼II	ロ	第210号 H12.3.14			
中津川	上流	AA	イ	第188号 H20.3.18	岩手県	S50.3.25県告示を改訂（範囲の変更、貯水池を除く） H1.6.9県告示（A類型）を改訂	
				第534号 H1.6.9			
	中流	A	イ	第534号 H1.6.9		S50.3.25県告示を改訂（中津川上流の分割）	
				第534号 H1.6.9			
下流	A	イ	第309号 H22.3.31	S50.3.25県告示（達成期間ロ）を改訂			
			生物A		イ	第309号 H22.3.31	
綱取ダム貯水池	綱取ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する中津川本流と各支流を除く。）	湖沼A	イ	第534号 H1.6.9	岩手県	中津川 全窒素を適用しない	
		湖沼III	イ	第534号 H1.6.9			
		湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31			
築川	築川と北上川との合流点から上流の築川本流	A	ハ	第384号 S50.3.25	岩手県	暫定目標B	
	築川と北上川との合流点より上流の築川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
乙部川	乙部川と北上川との合流点から上流の乙部川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
	乙部川と北上川との合流点より上流の乙部川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
岩崎川	岩崎川と北上川との合流点から上流の岩崎川本流	A	ロ	第384号 S50.3.25	岩手県		
	岩崎川と北上川との合流点より上流の岩崎川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
彦部川	彦部川と北上川との合流点から上流の彦部川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
	彦部川と北上川との合流点より上流の彦部川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
滝名川	滝名川と北上川との合流点から上流の滝名川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
	滝名川と北上川との合流点より上流の滝名川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			

水 域		範 囲	当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考	
北 上 川 支 流 水 域	葛丸川	葛丸川と北上川との合流点から上流の葛丸川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		葛丸川と北上川との合流点より上流の葛丸川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	稗貫川	稗貫川と北上川との合流点から上流の稗貫川本流（早池峰ダム貯水池を除く。）	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	S50.3.25県告示を改訂（範囲の変更、貯水池を除く）	
		稗貫川と北上川との合流点から上流の稗貫川本流（早池峰ダム貯水池を除く。）	生物A	イ	第309号 H22.3.31		H22.3.31県告示を改訂（範囲の変更、貯水池を除く）	
	早池峰ダム貯水池	早池峰ダムえん堤及びそれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する稗貫川本流と各支流を除く。）	湖沼 A	イ	第139号 R5.3.17	岩手県	稗貫川 S50.3.25県告示を改訂 R5.3.17適用 全窒素は適用しない	
			湖沼 II	イ	第139号 R5.3.17			
			湖沼 生物A	イ	第140号 R5.3.17			
	添市川	添市川と北上川との合流点から上流の添市川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	S50.3.25適用	
		添市川と北上川との合流点より上流の添市川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		H22.3.31適用	
	猿ヶ石川	猿ヶ石川と北上川との合流点から上流の猿ヶ石川本流、小鳥瀬川本流、早瀬川本流、小友川本流及び達曾部川本流（田瀬ダム貯水池を除く。）	A	イ	第291号 H13.3.30	岩手県	S50.3.25県告示を改訂（範囲の変更、貯水池を除く） H13.4.1適用	
		猿ヶ石川と北上川との合流点より上流の猿ヶ石川本流、小鳥瀬川本流、早瀬川本流、小友川本流及び達曾部川本流（田瀬ダム貯水池を除く。）	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	田瀬ダム貯水池	田瀬ダムえん堤及びそれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する猿ヶ石川本流と各支流を除く。）	湖沼 A	イ	第291号 H13.3.30	岩手県	猿ヶ石川 S50.3.25県告示を改訂（水域名、貯水池に統一） H13.4.1適用 全窒素は適用しない	
			湖沼 III	イ	第291号 H13.3.30			
			湖沼 生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	瀬川	瀬川と北上川との合流点から上流の瀬川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		瀬川と北上川との合流点より上流の瀬川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	豊沢ダム貯水池 （豊沢湖）	豊沢ダムえん堤及びそれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する豊沢川本流と各支流を除く。）	湖沼 A	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	豊沢川 S50.3.25県告示を改訂（水域名、貯水池に統一） 全窒素を適用しない	
			湖沼 II	イ	第283号 H15.3.31			
			湖沼 生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	豊沢川	中流	豊沢ダムのえん堤から不動橋までの豊沢川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	
		下流	不動橋から豊沢川と北上川と合流点までの豊沢川本流	A	ロ	第919号 S48.7.3		
	飯豊川	飯豊ダムのえん堤から豊沢川と北上川と合流点までの豊沢川本流	飯豊川と北上川との合流点から上流の飯豊川本流	A	イ	第309号 H22.3.31	岩手県	S50.3.25県告示（B類型・ロ）を改訂
			飯豊川と北上川との合流点より上流の飯豊川本流	生物A	イ	第225号 H16.3.26 第309号 H22.3.31		
	和賀川	上流	湯田ダムのえん堤より上流の和賀川本流であって、湯田ダム貯水池（錦秋湖）に係る部分を除いたもの	AA	イ	第291号 H13.3.30	岩手県	S48.7.3県告示を改訂（範囲の変更、貯水池に統一） H13.4.1適用
中流		湯田ダムのえん堤から広表橋までの和賀川本流及び夏油川本流（入畑ダム貯水池を除く。）	AA	イ	第291号 H13.3.30	S48.7.3県告示を改訂（範囲の変更） H13.4.1適用		
下流		広表橋から和賀川と北上川との合流点までの和賀川本流	A	イ	第919号 S48.7.3			
湯田ダム貯水池 （錦秋湖）	湯田ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域（上流端は、湯田ダムの満水時（総貯水量47,100,000立方メートルが貯水した時点をいう。）のバックウォーターの終端とする。）	湖沼 A	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	和賀川 S48.7.3県告示を改訂（水域名、貯水池に統一）		
		湖沼 生物A	イ	第309号 H22.3.31				
入畑ダム貯水池	入畑ダムえん堤及びそれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する夏油川本流と各支流を除く。）	湖沼 A	イ	第291号 H13.3.30	岩手県	夏油川 H13.4.1適用 全窒素を適用しない 暫定目標全隣0.012mg/l		
		湖沼 II	ニ	第291号 H13.3.30				
		湖沼 生物A	イ	第309号 H22.3.31				
宿内川	宿内川と北上川との合流点から上流の宿内川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県			
	宿内川と北上川との合流点より上流の宿内川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31				
胆沢川	上流	石淵ダムえん堤から上流の胆沢川本流及び前川本流（石淵ダム貯水池を除く。）	AA	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	S50.3.25県告示を改訂（範囲の変更、貯水池に統一）	
	下流	石淵ダムえん堤から胆沢川と北上川との合流点までの胆沢川本流	A	イ	第384号 S50.3.25			
石淵ダム貯水池	胆沢川と北上川との合流点より上流の胆沢川本流及び前川本流（石淵ダム貯水池を除く。）	湖沼 AA	イ	第309号 H22.3.31	岩手県	胆沢川 S50.3.25県告示を改訂（水域名、貯水池に統一）		
		湖沼 生物A	イ	第283号 H15.3.31 第309号 H22.3.31				

水 域		範 囲	当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考	
北 上 川 支 流 水 域	広瀬川	広瀬川と北上川との合流点から上流の広瀬川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		広瀬川と北上川との合流点より上流の広瀬川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	人首川	人首川と北上川との合流点より上流の人首川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	伊手川	人首川と伊手川との合流点より上流の伊手川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	人首川支流	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	太田代川	太田代川と北上川との合流点から上流の太田代川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		太田代川と北上川との合流点より上流の太田代川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	白鳥川	白鳥川と北上川との合流点から上流の白鳥川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		白鳥川と北上川との合流点より上流の白鳥川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	衣川	衣川と北上川との合流点から上流の衣川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		衣川と北上川との合流点より上流の衣川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	磐井川	上流	黒沢橋より上流の磐井川本流	AA	イ	第220号 H17.3.22	岩手県	S48.7.3県告示（A類型）を改訂
		中流	黒沢橋から磐井川と吸川との合流点までの磐井川本流	A	イ	第173号 R4.3.25		S48.7.3県告示（達成期間口）を改訂
		下流	磐井川と吸川との合流点から磐井川と北上川との合流点までの磐井川本流	B	イ	第173号 R4.3.25		S48.7.3県告示（C類型、達成期間口）を改訂
			磐井川と北上川との合流点より上流の磐井川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	久保川	久保川と磐井川との合流点より上流の久保川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	磐井川支流	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	砂鉄川	砂鉄川と北上川との合流点から上流の砂鉄川本流及び猿沢川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		砂鉄川と北上川との合流点より上流の砂鉄川本流及び猿沢川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
千厩川	上流	久伝橋より上流の千厩川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県		
	下流	久伝橋から千厩川と北上川との合流点までの千厩川本流	C	ロ	第919号 S48.7.3			
千厩川	千厩川と北上川との合流点から上流の千厩川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31				
黄海川	黄海川と北上川との合流点から上流の黄海川本流	A	イ	第384号 S50.2.25	岩手県			
	黄海川と北上川との合流点より上流の黄海川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31				
有馬川	有馬川と金流川との合流点から上流の有馬川本流であって宮城県に属する部分を除いたもの	A	イ	第405号 H11.5.7	岩手県	金流川支流		
	有馬川と金流川との合流点より上流の有馬川本流であって宮城県に属する部分を除いたもの	生物A	イ	第484号 H23.8.5		金流川支流		
金流川	金流川と北上川との合流点から上流の金流川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県			
	金流川と北上川との合流点より上流の金流川本流であって宮城県に属する部分を除いたもの	生物A	イ	第484号 H23.8.5				
新 井 田 川 支 流 水 域	瀬月内川	瀬月内川本流であって世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの	A	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	S52.3.22県告示を改訂（範囲の変更、貯水池に統一）	
		生物A	イ	第309号 H22.3.31				
	世増ダム貯水池	世増ダム貯水池（世増ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域であって、青森県に属する部分を除いたもの（同水域に流入する瀬月内川と各支流を除く。））	湖沼 A	イ	第189号 R2.3.27	岩手県	全窒素を適用しない 暫定目標全窒0.038mg/l	
湖沼 II	イ	第189号 R2.3.27						
湖沼 生物A	イ	第190号 R2.3.27						
雪谷川	雪谷川本流	A	イ	第189号 R2.3.27	岩手県	S52.3.22県告示を改訂（範囲の変更）		
		生物A	イ	第190号 R2.3.27		H22.3.31県告示を改訂（範囲の変更）		
河 新 井 水 域 水 域	馬淵川上流	青森県櫛引橋より上流	A	イ	閣議決定 S46.5.25	環境庁	県際水域（青森県）	
	馬淵川水域	馬淵川本流であって青森県に属する部分を除いたもの	生物A	イ	第891号 H27.11.13	岩手県		
馬 淵 川 支 流 水 域	安比川	馬淵川と安比川との合流点より上流の安比川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県		
		生物A	イ	第309号 H22.3.31				
白鳥川	馬淵川と白鳥川との合流点より上流の白鳥川本流	A	イ	第173号 R3.3.16	岩手県	S48.7.3県告示（C類型）を改訂		
		生物A	イ	第309号 H22.3.31				
米 代 川 水 域	米代川	米代川本流、瀬の沢川本流及び兄川本流であって秋田県に属する部分を除いたもの	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
		生物A	イ	第122号 H30.2.9				

水 域		範 囲		当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考
陸 中 海 岸 北 部 水 域	川尻川	川尻川本流	AA	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	S52.3.22県告示（A類型）を改訂	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	有家川	有家川本流	AA	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	S52.3.22県告示（A類型）を改訂	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	高家川	高家川本流	A	イ	第363号 S52.3.22	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	宇部川	宇部川本流	A	イ	第363号 S52.3.22	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	摂待川	摂待川本流	AA	イ	第363号 S52.3.22	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
久 慈 湾 水 域	久慈川	上流	鳶の巣地点より上流の久慈川本流	AA	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	
		下流	鳶の巣地点から河口までの久慈川本流	A	イ	第919号 S48.7.3		
			久慈川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	長内川	上流	白山橋より上流の長内川本流	AA	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	久慈川支流
		下流	白山橋から長内川と久慈川との合流点までの長内川本流	A	イ	第919号 S48.7.3		久慈川支流
			長内川と久慈川との合流点より上流の長内川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		久慈川支流
	夏井川	夏井川と久慈川と合流点より上流の夏井川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	久慈川支流	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	久慈湾	久慈牛島燈台北緯40度12分55秒東経141度50分16秒から180度に引いた線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県		
	安 家 川 河 口 水 域	安家川	安家川本流	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
生物A			イ	第309号 H22.3.31				
小 本 川 水 域	普代川	普代川本流及び茂市川	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
		普代川本流及び茂市川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
小 本 川 水 域	小本川水域	小本川本流及び大川	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
	小本川	小本川本流及び大川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
田 老 湾 水 域	田代川	上流	田老橋から上流の田代川本流	A	イ	第363号 S52.3.22	岩手県	
		下流	田老橋から下流の田代川本流	A	ロ	第1540号 S53.11.24		
			田代川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	神田川	神田川と田代川との合流点から上流の神田川本流	A	イ	第363号 S52.3.22	岩手県	田代川支流	
		神田川と田代川との合流点より上流の神田川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		田代川支流	
田老湾	田老町三王東端と佐賀部東端とを結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	ロ	第1540号 S53.11.24	岩手県			
宮 古 湾 水 域	閉伊川	上流	花輪橋より上流の閉伊川本流	AA	イ	第558号 S47.4.18	岩手県	暫定目標B-イ
		下流	花輪橋から閉伊川河口までの閉伊川本流	A	ロ	第558号 S47.4.18		
			閉伊川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	小国川	小国川と閉伊川との合流点から上流の小国川本流	AA	イ	第363号 S52.3.22	岩手県	閉伊川支流	
		小国川と閉伊川との合流点より上流の小国川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		閉伊川支流	
	薬師川	薬師川と小国川との合流点から上流の薬師川本流	AA	イ	第363号 S52.3.22	岩手県	小国川支流	
		薬師川と小国川との合流点より上流の薬師川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		小国川支流	
	刈屋川	刈屋川と閉伊川との合流点から上流の刈屋川本流	AA	イ	第363号 S52.3.22	岩手県	閉伊川支流	
		刈屋川と閉伊川との合流点より上流の刈屋川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		閉伊川支流	

水 域	範 囲	当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考		
宮古湾水域	長沢川	長沢川と閉伊川との合流点から上流の長沢川本流	AA	イ	第363号 S52.3.22	岩手県	閉伊川支流	
		長沢川と閉伊川との合流点より上流の長沢川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		閉伊川支流	
	近内川	近内川と閉伊川との合流点から上流の近内川本流	A	ロ	第363号 S52.3.22	岩手県	閉伊川支流	
		近内川と閉伊川との合流点より上流の近内川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		閉伊川支流	
	津軽石川	山田町との境から下流の部分	AA	イ	第558号 S47.4.18	岩手県		
		山田町との境より下流の部分	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	宮古湾	閉伊崎北端と姉ヶ崎西端を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第558号 S47.4.18	岩手県		
		宮古市閉伊北端と同市姉ヶ崎東端を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 II	ロ	第462号 H10.5.1			
	山田湾水域	織笠川	織笠川本流	AA	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	
				生物A	イ	第309号 H22.3.31		
関口川		関口川本流	AA	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
山田湾		宮古市館ヶ崎南端と山田町小根ヶ崎北端とを結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			海域 II	イ	第873号 H9.9.5			
大槌湾水域	大槌川	大槌川本流	AA	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	小鍾川	小鍾川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	鶴住居川	鶴住居川本流	AA	イ	第264号 H18.3.3	岩手県	S50.3.25県告示（A類型）を改訂	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	大槌湾	大槌町野島北端と釜石市御箱崎北端とを結ぶ線及び大槌湾内陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
			海域 II	イ	第462号 H10.5.1			
	釜石湾水域	甲子川	甲子川本流	A	イ	第298号 H5.3.23	岩手県	S46.5.25閣議決定 S48.2.27県告示を改訂（甲子川上・中・下流の統合） H5.3.26適用
				生物A	イ	第309号 H22.3.31		
小川川		小川川と甲子川との合流点から上流の小川川本流	A	イ	第234号 H19.3.20	岩手県	S46.5.25閣議決定 S48.2.27県告示（改訂）	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
水海川上流		女遊部橋から上流	A	イ	第256号 S48.2.27	岩手県	S48.3.1適用	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
釜石湾（甲）		釜石市鑑島先端と同市鷺ノ巣崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	海域 A	イ	第210号 H12.3.14	岩手県	S48.2.27県告示を改訂（釜石湾（甲）・（乙）の統合）	
			海域 II	ハ	第213号 H12.3.14		全鱗についてはII類型が維持されるように努める	
釜石湾（乙）	オイデ崎から尾崎に至る陸岸の地先海岸であって、釜石湾（甲）に係る部分を除いたもの	海域 A	イ	第210号 H12.3.14	岩手県	S48.2.27県告示を改訂（水域名及び範囲の変更）		
唐丹湾水域	片岸川	片岸川本流	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	熊野川	熊野川本流	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
唐丹湾	大根崎と死骨崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県			
（三陸南部）水域	船越湾	弁天島東端と野島北端を結ぶ線及び船越湾沿岸の陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
			海域 II	イ	第873号 H9.9.5			
	吉浜川	吉浜川本流	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
生物A	イ	第309号 H22.3.31						

水域		範囲	当該類型	達成期間	告示番号 年 月 日	指定機関	備考
(三陸南部) 水域	吉浜湾	死骨崎と首崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
	越喜来湾	大塩崎と脚崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
		三陸町大塩崎と同町脚崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	海域II	イ	第462号 H10.5.1		
	綾里湾	脚崎と綾里崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
大川	大川本流で宮城県に属する部分を除いたもの	A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
		生物A	イ	第138号 R4.3.18			
大船渡湾水域	盛川	上流 佐野橋より上流の盛川本流及び立根川本流	A	イ	第558号 S47.4.18	岩手県	暫定目標B-イ
		下流 佐野橋より河口まで	A	ロ	第558号 S47.4.18		
	大船渡湾(甲)	大船渡湾湾口防波堤両突端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域A	ロ	第398号 H8.4.12	岩手県	暫定目標B-イ S47.4.18県告示を改訂(範囲の変更) 全燐についてはII類型が維持されるように努める
			海域II	ハ	第398号 H8.4.12		
	大船渡湾(乙)	大船渡湾湾口防波堤両突端を結ぶ線、同防波堤、海馬島西端及びココオリ崎南端を結ぶ線並びに陸岸により囲まれた海域	海域A	イ	第398号 H8.4.12	岩手県	S47.4.18県告示を改訂(範囲の変更)
	広田湾水域	気仙川	気仙川本流。大股川本流を含む。	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県
気仙川本流及び大股川本流			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
矢作川		矢作川と気仙川との合流点より上流の矢作川本流	AA	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	気仙川支流
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
長部川		長部川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
広田湾		陸前高田市広田町広田崎南端と宮城県本吉郡唐桑町御崎岬南端とを結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域であって宮城県に属する部分を除いたもの	海域A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	
			海域II	イ	第462号 H10.5.1		

(2) BOD(COD)の達成状況表(経年変化)

水域 統一 番号	環境基準類型 当てはめ水域名	類型	指定 年度	最近10年度間における 達成状況の推移									
				25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
007	閉伊川 上流	AA Ⅰ	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
008	下流	A Ⅱ	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
009	津軽石川	AA Ⅰ	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
010	盛川 上流	A Ⅰ	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
011	下流	A Ⅱ	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
012	甲子川	A Ⅰ	H04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
013	小川川	A Ⅰ	H18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
015	水海川 上流	A Ⅰ	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
016	北上川 (1)	AA Ⅰ	S47	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○
017	(2)	A Ⅰ	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
018	(3)	A Ⅱ	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
019	(4)	A Ⅰ	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
020	白鳥川	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
021	安比川	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
022	豊沢川 中流	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
023	下流	A Ⅱ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
024	和賀川 上流	AA Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
025	中流	AA Ⅰ	H12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
026	下流	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
027	人首川	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
028	伊手川	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
029	磐井川 上流	AA Ⅰ	H16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
030	中流	A Ⅱ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
031	下流	B Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
032	久保川	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
033	千蔵川 上流	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
034	下流	C Ⅱ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
035	久慈川 上流	AA Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
036	下流	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
037	夏井川	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
038	長内川 上流	AA Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
039	下流	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
040	気仙川	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
041	矢作川	AA Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
042	長部川	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
043	丹藤川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
044	中津川 中流	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
045	下流	A Ⅱ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
046	雫石川 上流	A Ⅰ	H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
047	下流	A Ⅰ	H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
048	築川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
049	乙部川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
050	岩崎川	A Ⅱ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
051	彦部川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
052	滝名川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
053	葛丸川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
054	稗貫川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
055	添市川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
056	猿ヶ石川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
057	瀬川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
058	飯豊川	A Ⅰ	H15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
059	宿内川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
060	胆沢川 上流	AA Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
061	下流	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
062	広瀬川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
063	太田代川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
064	白鳥川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
065	衣川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
066	砂鉄川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 北上川(4)については、県内の環境基準点により評価したもので、他県部分も含めた水域全体の達成状況とは異なる場合がある。

水域 統一 番号	環境基準類型 当てはめ水域名	類型	指定 年度	最近10年度間における 達成状況の推移										
				25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	
067	黄海川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
068	金流川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
069	関口川	AA Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
070	織笠川	AA Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
071	大槌川	AA Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
072	小槌川	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
073	鶺鴒川	AA Ⅰ	H17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
074	米代川	AA Ⅰ	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
075	安家川	AA Ⅰ	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
076	普代川	AA Ⅰ	S50	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
077	小本川	AA Ⅰ	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
078	片岸川	AA Ⅰ	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
079	熊野川	AA Ⅰ	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
080	吉浜川	AA Ⅰ	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
081	大川	A Ⅰ	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
082	瀬月内川	A Ⅰ	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
083	雪谷川	A Ⅰ	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
084	川尻川	AA Ⅰ	H14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
085	有家川	AA Ⅰ	H14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
086	高家川	A Ⅰ	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
087	宇部川	A Ⅰ	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
088	撰待川	AA Ⅰ	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
089	田代川 上流	A Ⅰ	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
090	神田川	A Ⅰ	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
091	小国川	AA Ⅰ	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
092	薬師川	AA Ⅰ	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
093	刈屋川	AA Ⅰ	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
094	長沢川	AA Ⅰ	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
095	近内川	A Ⅱ	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
096	田代川 下流	A Ⅱ	S53	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	
097	中津川 上流	AA Ⅰ	H19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
098	有馬川	A Ⅰ	H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
501	湯田ダム貯水池	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
502	岩洞ダム貯水池	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
503	田瀬ダム貯水池	A Ⅰ	S49	○	○	×	○	○	○	×	×	○	×	
504	石淵ダム貯水池	AA Ⅰ	S49	※2 H25年度から評価対象外										
505	豊沢ダム貯水池	A Ⅰ	S49	×	○	×	×	○	○	○	○	×	○	
506	綱取ダム貯水池	A Ⅰ	H01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
507	御所ダム貯水池	A Ⅰ	H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
508	入畑ダム貯水池	A Ⅰ	H12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
509	四十四田ダム貯水池	A Ⅰ	H14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
510	世増ダム貯水池	A Ⅰ	R1									×	×	×
604	宮古湾	A Ⅰ	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
605	大船渡湾 (甲)	A Ⅱ	S47	○	○	×	○	×	×	×	○	×	×	
606	(乙)	A Ⅰ	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
611	久慈湾	A Ⅰ	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
610	広田湾	A Ⅰ	S48	—	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
612	山田湾	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
613	大槌湾	A Ⅰ	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
614	唐丹湾	A Ⅰ	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
615	船越湾	A Ⅰ	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
616	吉浜湾	A Ⅰ	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
617	越喜来湾	A Ⅰ	S50	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
618	綾里湾	A Ⅰ	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
619	田老湾	A Ⅱ	S53	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
620	釜石湾 (甲)	A Ⅰ	H11	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
621	(乙)	A Ⅰ	H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
環境基準達成率 (%)				98.2	99.1	97.3	98.2	99.1	99.1	98.2	96.5	95.7	96.5	

※2 石淵ダム貯水池については、胆沢ダム竣工により平成25年度から評価対象外としている。

※3 「—」の水域については、東日本大震災津波の影響により測定不能であったもの。

※4 世増ダム貯水池はR1年度に類型指定され、R2年度から測定を開始した。

(3) 全窒素・全燐の達成状況表(経年変化)

水域 統一 番号	環境基準類型 当てはめ水域名	類型	指定 年度	最近10年度間における 達成状況の推移									
				25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
503	田瀬ダム貯水池	Ⅲ Ⅰ	H12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
505	豊沢ダム貯水池	Ⅱ Ⅰ	H14	○	×	×	×	○					

9 騒音に係る環境基準の類型指定状況

ア 新幹線鉄道騒音環境基準 (S50. 7. 29 環境庁告示第 46 号)

地域の類型	基準値	岩手県において当てはめる地域 (S52. 9. 30 岩手県告示第 1221 号)
I	70 デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
II	75 デシベル以下	沿線区域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法の規定による用途地域の定めのない地域であって住居等が存在する地域

- 備考 1 「沿線区域」とは、別に定められた東北新幹線に係る工事実施計画による東京起点から軌道中心線に沿って八戸側に 500m ごとに軌道中心線から 300m の線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。
- 2 「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。
- 3 沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向へ 150m 以上奥の地域及び河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に定める河川区域は、地域の類型を当てはめる地域から除く。

イ 航空機騒音環境基準 (S48. 12. 27 環境庁告示第 154 号)

環境基準		岩手県において当てはめる地域 (S60. 10. 11 岩手県告示第 1019 号)
地域の類型	基準値	
I	57 デシベル以下	別図に示す区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域並びにこれらの地域に準じて生活環境を保全する必要のある地域として別図に示す地域（以下「住専地域等」という。）
II	62 デシベル以下	別図に示す区域のうち、住専地域等以外の地域。 ただし、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 2 項第 3 号に規定する森林地域、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び花巻空港の敷地である区域を除く。

(注)「別図」は省略

ウ 騒音に係る環境基準 (H10.9.30 環境庁告示第64号)

	地域類型		環境基準値	
	当てはめ地域 (用途地域との原則的対応)	地域の区分	昼間 (午前6時から午後10時)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
AA	特に静穏を要する地域		50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般の地域	60デシベル以下	50デシベル以下
		車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
特別	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m 2車線を超える道路の端から20m	70デシベル以下 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	65デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

10 いわたの名水二十選

(昭和 60 年岩手県選定)

名 称	水の形態	所 在 地
なかつがわ 中津川	河川	盛岡市
すぎの どうおおしみず 杉之堂大清水	湧水	奥州市水沢佐倉河字杉ノ堂
みずわけじんじゃゆうすい 水分神社湧水	湧水	花巻市轟木
ふるうせん 不老泉	湧水	久慈市大川目町
しず わくつ 清水の湧口	湧水	陸前高田市矢作町字清水
たけかわげんりゅう 岳川源流	河川	花巻市大迫町国有林花巻事業区
ながしみず 長清水	湧水	北上市和賀町藤根
めがみれいせん 女神霊泉	湧水	和賀郡西和賀町西山国有林地内
おおしみず 大清水	湧水	一関市東山町長坂字里前
ろうかんどうないすい 滝観洞内水	湧水	気仙郡住田町上有住字土倉
ふどうたき みず ふどうかわ 不動滝の水・不動川	瀑布・河川	大船渡市三陸町綾里字熊之入
あつ かかわ 安家川	湧水	下閉伊郡岩泉町・九戸郡野田村
だけ わくつ 岳の湧口	湧水	九戸郡軽米町大字山内
ふどう たき ふどうがわ 不動の滝・不動川	瀑布・河川	八幡平市高畑
やなぎさわだいわくつ 柳沢大湧口	湧水	滝沢市柳沢
ちようじゃやしきよみず 長者屋敷清水	湧水	八幡平市松尾
いっぽんすぎしみず 一本杉清水	湧水	盛岡市姫神岳国有林内
に と べかんのんせん 新渡戸観音泉	湧水	北上市下江釣子
いなりあな 稲荷穴	湧水	遠野市宮守町達曾部
しみずがわ 清水川	湧水	久慈市山形町霜畑

参考：国の名水百選に指定された県内の湧水

昭和の名水百選

(昭和 59 年環境庁選定)

名称	水の形態	所在地
りゅうせんだうちてい こ みず 龍泉洞地底湖の水	湧水	下閉伊郡岩泉町
かなざわしみず 金沢清水	湧水	八幡平市松尾寄木

平成の名水百選

(平成 20 年環境省選定)

名称	水の形態	所在地
だいじしみず せいりゅうすい 大慈清水・青龍水	井戸水	盛岡市鉦屋町
なかつがわつなとりだむかりゅう 中津川綱取ダム下流	河川	盛岡市
すかわだけひすい めぐ 須川岳秘水ぶなの恵み	湧水	一関市巖美町祭時山国有林内

いわての名水マップ

環境省や岩手県では、国内、県内に存在する清澄な水の中から、地域の生活に溶け込んでいる湧水や井戸水、美しい景観を持つ瀑布や河川など、人々に親しまれている優れた水環境を『名水』として選定し、国民、県民のみなさんに紹介しています。

岩手県内の個性豊かな名水の数々。ひとつひとつ巡って、あなたのお気に入り『名水』を見つけてみませんか？

マップ中の名水の番号の色は、次のとおり名水の種類を表しています。

● 昭和の名水百選 ● 平成の名水百選 ● いわての名水二十選

■ 昭和の名水百選（昭和59年度環境庁選定）

■ 平成の名水百選（平成20年度環境省選定）

① 龍泉洞地底湖の水（岩泉町）



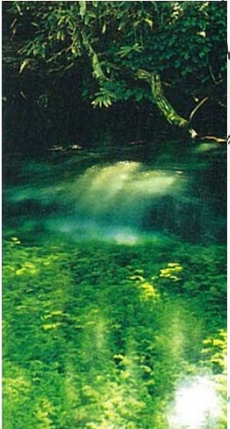
日本三大鍾乳洞の一つ。透明度は世界一、水深は日本で、生きた化石「バズネラ」が生息しています。

① 大慈清水・青龍水（盛岡市）



江戸時代から地域の人々の生活を支えてきた井戸水。用水組合は明治8年から活動を続け、伝統的なルールが守られています。

② 金沢清水（八幡平市）



岩手山の北麓に湧き出る7箇所の総称。多くの伝説があり、「蛇竜の滝」「座頭清水」とも呼ばれています。

② 中津川綱取ダム下流（盛岡市）



川のまち盛岡のシンボルの一つ。市の中心部を流れ、水遊び、釣り、秋には鮭の産卵を見ることができます。

③ 須川岳秘水ぶなの恵み（一関市）



伝説をもとに探索したところ、平成12年に発見された湧水。豊かな生態系に恵まれているとともに、良好な水質、豊富な水量を誇っています。



【飲用に関する御注意】

名水の選定にあたっては、飲用可能かどうかは評価対象としていないため、選定された名水が飲用できることを保証するものではありませんのでご注意ください。

①中津川（盛岡市）

※平成の名水百選参照

②杉之堂大清水（奥州市）



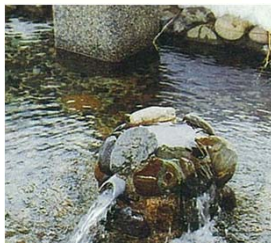
弘法大師が立ち寄ったと言われており、また、周辺から縄文晩期の土偶や遺物も発見される等、昔人の生活の場であった所です。

③水分神社湧水（水神堂）（花巻市）



坂上田村麻呂ゆかりの清水で、近くには白鳥が飛来する堤があります。

④不老泉（久慈市）



この水を飲むと不老長寿になるという伝説から「不老泉」と名づけられました。

⑤清水の湧口（陸前高田市）



冷たい豊かな水量は、ニジマス、ヤマメ等の養殖にも利用され、淡水魚の産地となっています。

⑥岳川源流（花巻市）



早池峰山の登山コースにあって「七折の滝」「笛貫の滝」「頭后離」等の名所が登山者を楽しませてくれます。

⑦長清水（北上市）



魚の形をした池の頭部の底から清水が砂をあげて湧き出しています。公園として整備され、住民の憩いの場となっています。

⑧女神霊泉（西和賀町）



「女神霊泉」を中心に「降る滝」「白糸の滝」等があり、一帯は「下前風景林」として指定されています。

⑨大清水（一関市）



善龍寺境内の湧水。出羽三山にお参りする人がこの泉で清めてから出かけたと言い伝えられています。

⑩滝観洞内水（住田町）

洞窟内の滝では日本一の「天の岩戸の滝」があり、歌人 柳原百蓮が命名したものです。



⑪不動滝の水・不動川（大船渡市）



女滝、男滝があり、五大明王の一つ不動明王も祀られ、名勝地として市の文化財に指定されています。

⑫安家川（岩泉町・野田村）



清流にしか住まないという「カワシンジュガイ」が生息しており、日本では数少ない原始河川の一つです。

⑬岳の湧口（軽米町）



飲み水やお茶の湯として利用すると長寿に効くと言われています。

⑭不動の滝・不動川（八幡平市）



修験者の霊場地、豪族の祈願社として信仰を集めた桜松社の隣にあり、落差15m。水量極めて多く壮観。

⑮柳沢大湧口（滝沢市）



岩手山麓一帯が馬産地であった頃、馬が水を飲み集まった所。また、宮沢賢治の詩集「春と修羅」の中で「あの柳沢の湧水」と詠われた所でもあります。

⑯長者屋敷清水（八幡平市）



長峰神社の境内にあり、農繁期の水不足の時、岩穴をかきまぜると雨が降るとの伝説があります。

⑰一本杉清水（盛岡市）



姫神山の麓の一本杉の根元から湧き出しており、登山者のオアシスとなっています。

⑱新渡戸観音泉（北上市）



人当山新渡戸寺の境内南側にあり、野菜洗いや芹栽培に利用され、部落の人々の語らいの場となっています。

⑲稲荷穴（遠野市）



稲荷穴神社境内の奥行き1,000m程の鍾乳洞から湧き出ており、鍾乳洞にはコウモリなどが生息しています。

⑳清水川（久慈市）



縄文時代の土器が発見された所でもあり、昔は湧水を利用して鳥兜を栽培し、今は上水道の水源として利用しています。

11 岩手県環境保健研究センター研究体系

No.	いわて県民計画 (2019-2028)		研究テーマ名	研究 年度	共同研究 機関	担当部
	10の政策	政策項目				
1	健康・ 余暇	生涯にわた り心身とも に健やかに 生活できる 環境をつく る	地域の健康課題解決を目的とした保 健情報の効果的活用に向けた基礎的 研究	R4-R5		保健科学部
2	安全	食の安全・ 安心を確保 する	食中毒原因となる自然毒の特定方法 等に関する研究	R3-R5	水産技術 センター	衛生科学部
3			安全性審査済み遺伝子組換え大豆の 新公定分析法への対応	R4		
4			残留農薬検査における対象農産物拡 充の検討	R4		
5			食品添加物（指定外着色料）検査導入 のための検討	R4		
6			残留動物医薬品検査における分析対 象化合物の見直しのための検討	R4-R5		
7			感染症によ る脅威から 一人ひとり の暮らしを 守る	ヒトと環境における薬剤耐性菌サー ベイランス		
8	岩手県における小児呼吸器ウイルス の疫学に関する研究	R4-R5			保健科学部	
9	自然環境	多様で優れ た環境を守 り、次世代 に引き継ぐ	医薬品・生活関連物質の環境実態及び 環境リスク解明に関する研究	R2-R4	岩手大学	環境科学部
10			岩手県における絶滅危惧植物を対象 にした種の存続の技術開発に関する 研究	R4-R8		地球科学部
11			ツキノワグマの個体数推定精度の向 上ならびに生息密度がツキノワグマ の出没に及ぼす影響	R4-R8		
12			個体特性および個体群構造に基づい たイヌワシの保全に関する研究	R3-R5		
13			微小粒子状物質（PM2.5）濃度の地域 的な特性に関する研究	R4-R5		
14			公共用水のメンブランフィルター法 による大腸菌数測定方法の改善及び 実用化へ向けた検証	R4-R5		

12 環境保全等活動に対する顕彰 表彰者一覧

1 環境保全活動表彰

※敬称略

団体等名（敬称略）	市町村	功 績
【環境保全部門】 岩手県米代川 漁業協同組合	八幡平市	平成6年から、東北森林管理局岩手北部森林管理署と共催で、米代川の上流域にある放置された牧草地の植林を積極的に実施し、水源地涵養に貢献しているほか、北東北三県の各登山口から頂上までのルートを清掃する四角岳美化登山に、平成16年の開始以来毎年参加し、各県の参加者と交流を深めている。また、平成24年からヤマメ放流を田山保育所の園児と米代川河川公園で行い、地域の自然資源の大切さを伝えている。
【環境保全部門】 盛岡セイコー工業 株式会社	雫石町	平成20年から、自社の環境活動の報告や座学、工場等の見学による「地域とはじめる環境報告会」を開催し、主に生物多様性保全の理解と啓発を行い、環境活動を通じた地域とのコミュニケーションを形成しているほか、令和3年度に岩手県及びセイコーウオッチ(株)との3者による包括連携協定を締結し、久慈市平庭高原の白樺保全活動など、県内の環境保全活動にも貢献している。また、令和3年度に岩手県及び雫石町との3者による「企業の森づくり協定」を締結し、良好な自然環境と森林の持つ公益的機能の維持・保全の為、協定森林の健全な育成に貢献している。
【環境美化・循環型社会 形成推進部門】 明戸 功	盛岡市	平成16年度から、地域及び盛岡市のごみ処理の適正化を図り、地域の生活環境の向上に尽力しているほか、現在も環境美化活動に寄与し、地域のリーダーとして活躍中である。
【環境美化・循環型社会 形成推進部門】 大粒来 和彦	洋野町	平成22年に（公社）岩手県浄化槽協会理事（副会長）に就任以来、協会の健全な運営に尽力し、業界の発展向上に寄与しているほか、平成23年に発生した東日本大震災後の混乱期においては法定検査の円滑な推進を図り、平成25年4月の公益法人化への円滑な移行に力を発揮した。また、協会が担っている浄化槽法に基づく指定検査機関の運営について、平成22年6月から浄化槽法定検査委員会委員として厳正な検査の実施に尽力している。
【環境美化・循環型社会 形成推進部門】 藤原 正基	盛岡市	平成23年に（一社）岩手県産業資源循環協会理事、平成25年に県央支部長、平成27年に副会長に就任し、この間、従前会員限定であった研修会等を公開するなど業界全体の資質向上に貢献しているほか、県内市町村と災害廃棄物処理協定を締結し、非常事態に備えた体制整備に尽力している。また、県の岩手県ゼロエミッション推進会議委員を務め、産業界の先進的な取組に対する支援に取り組んでいる。
【環境美化・循環型社会 形成推進部門】 盛田 安男	岩泉町	平成14年度から現在まで環境巡視員を務めているほか、地域における不法投棄及び町道、林道の巡視等の積極的な活動を展開し、廃棄物等の抑制や地域環境の美化の向上に献身的に尽力している。
【地球温暖化防止部門】 薄井 信次	一関市	平成19年から一関地球温暖化対策協議会役員、平成21年からは岩手県地球温暖化防止活動推進員として、地球温暖化防止の普及啓発を多年にわたり行っているほか、平成26年に県美容業生活衛生同業組合一関支部長に就任し、加盟美容所に対し美容所のできる省エネや地球温暖化防止についての普及啓発を行う等、意識啓発に大きく貢献している。また、平成26年から合同会社一関市民発電代表として、遊休地にソーラーパネルを設置した小規模発電所（11kW）である一関市民なのはなソーラー発電所を現在4か所運営し、平常時も使用できる太陽光非常用電源・独立電源システム「おひさまくん」を開発し、太陽光発電の普及啓発を図る等、二酸化炭素排出削減と温暖化防止に貢献している。

団体等名（敬称略）	市町村	功 績
【水環境・水資源部門】 花巻市立花巻小学校	花巻市	昭和 63 年から水生生物による水質調査（これまで延べ 32 回、1,927 名の児童が参加）を通じて水質保全の意識や、自然に対する理解を深める活動を継続して行っているほか、水質が良好な豊沢川と生活排水の影響を観察できる後川を対象とした調査結果は花巻市のイーハトーブのせせらぎ計画（平成 6 年）で活用されるなど、後川の水質改善の普及啓発に大きく貢献している。また、花巻城址の早坂清掃活動、花いっぱい運動等、環境美化についても積極的に活動しており、地域の環境を保全する活動を長年継続して実施している。

2 水と緑を守り育てる活動知事感謝状

団体等名（敬称略）	市町村	功 績
とうわ野鳥の会	花巻市	地域の自然観察会を月 1 回のペースで開催し、年間の野鳥リストを作成、小学校の学童クラブでの出前観察会の実施、東和図書館・学童クラブ・保育園で野鳥や植物、生き物等自然に関する写真を展示して、子供たちに東和町の美しい自然や貴重な生物の保全について紹介し、自然保護の思想・知識の普及啓発に大きく貢献しているほか、猿ヶ石川におけるカモ調査、野鳥の初鳴き・初見調査、毒沢川の生き物調査（水生生物調査）等を継続して実施し、鳥獣保護区等の保全に努めている。また、東京大学のサシバノスリ調査の補助的情報の収集、東邦大学のモズ調査の補助的情報の収集等の調査に協力し、学術研究に対しても貢献し、鳥獣保護区等の指定にあたっては助言等を行い、自然保護政策の推進にも協力している。
盛岡信用金庫	盛岡市	地域と連携して、森林整備・保全に重点をおいた実践的な森づくり活動に取り組んでいるほか、平成 23 年 11 月、紫波町と「紫波企業の森づくり」活動の協定を締結。平成 24 年から「もりしん共存同栄の森（4.5ha）」において、森林環境保全活動を行っている。間伐の過程で発生した木材は、木質チップとして、再資源化することにより地域資源の有効利用につながっている。また、平成 20 年から、八幡平松尾鉱山跡地を森林に戻そうと、「友情の森」において、森林再生活動を展開、これまでに植樹した苗木は 1000 本を超えている。

3 「水生生物による水質調査」実施団体知事感謝状

団体等名（敬称略）	市町村	功 績
紫波町立 紫波東小学校	紫波町	佐比内小学校が平成 16 年に、彦部小学校、星山小学校が平成 18 年に、赤沢小学校が平成 19 年に、長岡小学校が平成 25 年に初回の調査を実施して以降、継続して調査を実施。佐比内小学校、彦部小学校、星山小学校、赤沢小学校、長岡小学校の 5 校が統合した令和 4 年度で連続 17 年間、計 18 年実施。
宮古市立 新里小学校	宮古市	茂市小学校が平成 12 年に、薨目小学校が平成 13 年に、刈屋小学校が平成 16 年に初回の調査を実施して以降継続して調査を実施。平成 28 年度に刈屋小学校、薨目小学校、和井内小学校、茂市小学校の 4 校が統合し、平成 28 年に新里小学校となった後も調査を継続し、令和 4 年度で連続 3 年間、計 19 年実施。
遠野市立 宮守小学校	遠野市	平成 12 年に初回の調査を実施して以降、継続して調査を実施。令和 4 年度で連続 18 年間、計 18 年実施。
住田町立 世田米小学校	住田町	世田米小学校が平成 9 年に、大股小学校が平成 11 年に初回の調査を実施。平成 14 年に大股小学校が統合した後も調査を継続し、令和 4 年度で連続 14 年間、計 18 年実施。
岩手町立 一方井小学校	岩手町	一方井小学校が平成 6 年に、久保小学校が平成 11 年に、浮島小学校が平成 17 年に初回の調査を実施。平成 27 年に浮島小学校、平成 31 年に久保小学校の 2 校が統合した後も調査を継続し、令和 4 年度で連続 11 年間、計 19 年実施。

13 岩手県環境基本計画関連事業

環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策事業一覧（単位：百万円）

分野	項目	小項目	R4事業		
			事業名	担当課	決算額
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	(1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	ア 環境経営の推進	地球温暖化対策事業費(地球温暖化防止活動推進センター事業費)	環境生活企画室	7.9
			地球温暖化対策事業費(地球温暖化対策推進事業費)	環境生活企画室	0.9
			いわての優れた環境を守る人づくり事業費	環境保全課	7.6
		イ 環境関連産業の育成・集積	ものづくりDXシステム導入支援強化事業費	ものづくり自動車産業振興室 (岩手県工業技術センター)	16.8
			再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金	環境生活企画室	865.7
			循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	118.8
		ウ 環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大	水素利活用による再生可能エネルギー推進事業費	環境生活企画室	10.6
			地球温暖化対策事業費(地球温暖化防止活動推進センター事業費)	環境生活企画室	再掲
			いわての県産木材利用促進事業費(木造建築設計技術者等育成・需要拡大事業費)	林業振興課	2.0
		エ 環境に配慮した金融	消費者行政活性化推進事業費	県民生活センター	21.9
			再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金	環境生活企画室	再掲
		オ エネルギーや資源の地域循環	ゼロカーボン推進事業費	環境生活企画室	16.9
			再生可能エネルギー導入促進事業費	環境生活企画室	10.7
			水素利活用による再生可能エネルギー推進事業費	環境生活企画室	再掲
			木質バイオマス熱電利用促進事業費	林業振興課	1.0
			畜産基盤再編総合整備事業費	畜産課	225.4
		カ 循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進	循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲
			自動車関連産業創出推進事業費	ものづくり自動車産業振興室	17.5
			商店街にぎわい創出支援事業費	経営支援課	0.9
		(2) 地域資源を活用した自然共生型産業の振興	ア 環境と調和した農林水産業の推進	環境と共生する産地づくり確立事業費	農業普及技術課
	いわてみどりの食料システム戦略推進事業費			農業普及技術課	6.0
	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費(間伐・路網・再造林関係)			森林整備課	233.2
	海洋資源管理事業費			水産振興課	20.8
	鳥獣被害防止総合対策事業費			農業振興課	270.3
	イ 豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興		いわての県産木材利用促進事業費(需要創出・販路拡大事業費)	林業振興課	5.6
			いわての木があふれる空間づくり事業費	林業振興課	4.6
			木質バイオマス熱電利用促進事業費	林業振興課	再掲
			広葉樹材乾燥技術開発事業費	林業振興課(林業技術センター)	0.2
			木質バイオマス熱電利用促進事業費	林業振興課	再掲
	ウ 優れた自然を活用した観光産業の振興		北いわての地域資源を活用した魅力発信事業費	県北広域振興局二戸地域振興センター 県北広域振興局経営企画部	9.6 9.6
			いわて観光キャンペーン推進協議会負担金	観光・プロモーション室	13.8
			広域連携観光振興事業費	県南広域振興局経営企画部	5.8
			三陸沿岸観光リスタート事業費	沿岸広域振興局経営企画部	2.6
			温泉法施行事務費	自然保護課	0.1
			こころ高まる農山漁村感動体験創出事業費	農業振興課	2.3
	エ 自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進		地域活性化スポーツ推進事業費	スポーツ振興課	25.1
			いわて三陸ガストロノミー推進事業費	流通課	7.9
			農道整備事業費	農村建設課	537.9
			下水道事業債償還基金費補助(漁業集落排水)	漁港漁村課	0.7
		農業集落排水事業費補助	下水環境課	104.1	
		農業集落排水施設整備事業費補助	下水環境課	2.0	
		下水道事業債償還基金費補助(農業集落排水)	下水環境課	8.9	
		浄化槽設置整備事業費補助	下水環境課	92.6	
	オ 自然資本を活用した地域産業の付加価値向上	浄化槽下水道事業債償還基金費補助	下水環境課	30.7	
		いわて農林水産業6次産業化推進事業費(いわて地域ぐるみ6次産業化支援事業費)	流通課	3.2	
いわて食農連携プロジェクト推進事業費		流通課	5.7		
中山間地農業農村活性化推進対策事業費		農業振興課	8.1		
いわて食の聖地プロモーション展開事業費		流通課	6.8		
自然公園施設整備事業費(国立公園)		自然保護課	198.9		
国定公園等施設整備事業費(自然公園施設整備事業費(県単))		自然保護課	198.9		
三陸観光地域づくり推進事業費		観光・プロモーション室	20.2		
広域連携観光振興事業費		県南広域振興局経営企画部	再掲		
三陸沿岸観光リスタート事業費	沿岸広域振興局経営企画部	再掲			
北いわての地域資源を活用した魅力発信事業費	県北広域振興局経営企画部 県北広域振興局二戸地域振興センター	再掲 再掲			

分野	項目	小項目	R4事業				
			事業名	担当課	決算額		
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	(3) 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	ア 地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流	こころ高まる農山漁村感動体験創出事業費	農業振興課	再掲		
			水と緑の活動促進事業費	環境生活企画室	0.7		
		イ 人づくりによる地域づくり	環境学習交流センター管理運営費	環境生活企画室	21.8		
			三陸ジオパーク推進強化事業費	環境生活企画室	6.7		
		ウ 市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり	再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金	環境生活企画室	再掲		
		(4) 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	ア 豊かな環境づくりに資する研究開発の促進	循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲	
	環境と共生する産地づくり確立事業費			農業普及技術課	再掲		
	水素活用による再生可能エネルギー推進事業費			環境生活企画室	再掲		
	いわてスマート農業推進事業費			農業普及技術課	3.1		
	北いわてスマート農業プラットフォーム創造事業費			農業普及技術課	18.1		
	スマート林業推進事業費			森林整備課	3.7		
	さけ、ます海面養殖イノベーション推進事業費			水産振興課	4.1		
	科学技術イノベーション活用推進費			科学・情報政策室	6.1		
	イ 産学官共同研究等の推進		医療機器関連産業創出推進事業費	ものづくり自動車産業振興室	5.8		
			情報関連産業競争力強化事業費	ものづくり自動車産業振興室	3.0		
			海洋研究拠点形成促進事業費	科学・情報政策室	1.1		
			ILC推進事業費	事業推進課	79.7		
	ウ 環境分野における海外との交流や環境の保全に関する研究の推進		環境保健研究センター試験研究費（環境関係）	環境保健研究センター	18.8		
	小計					事業数 73	3,246.7
	2 自然と共生した持続可能な県土づくり	(1) 快適で魅力あるまちづくりの推進	ア 健全な水循環	水と緑の活動促進事業費	環境生活企画室	再掲	
基幹水利施設ストックマネジメント事業費				農村建設課	817.1		
治山事業費				森林保全課	1,393.5		
環境影響評価制度推進費				環境保全課	1.2		
広域公園整備事業費				都市計画課	26.2		
イ 水インフラの適切な維持管理等の推進			基幹水利施設ストックマネジメント事業費	農村建設課	再掲		
			水道施設耐震化等推進事業費	県民くらしの安全課	855.1		
			水道事業広域連携推進費	県民くらしの安全課	17.8		
			下水道整備促進対策費	下水環境課	17.3		
			農業集落排水事業費補助	下水環境課	再掲		
			農業集落排水施設整備事業費補助	下水環境課	再掲		
			下水道事業債償還基金費補助（農業集落排水）	下水環境課	再掲		
			浄化槽設置整備事業費補助	下水環境課	再掲		
ウ 水と緑のうらおいある空間の確保			浄化槽下水道事業債償還基金費補助	下水環境課	再掲		
			流域下水道事業会計建設費	下水環境課	183.5		
		道路維持修繕費（維持修繕）	道路環境課	4,083.0			
		広域公園整備事業費	都市計画課	再掲			
エ 良好な景観の形成		都市計画道路整備事業費	都市計画課	92.4			
		水辺環境再生事業費	河川課	0.0			
オ 持続可能なまちづくり・地域づくり		美しいまちづくり推進事業費	都市計画課	0.8			
		道路環境改善事業費（防災安全事業：無電柱化推進）	道路環境課	31.0			
		都市計画道路整備事業費	都市計画課	再掲			
		公共団体区画整理事業費補助	都市計画課	80.5			
		三陸鉄道経営移管交付金	交通政策室	157.6			
		三陸鉄道運営支援対策費	交通政策室	152.4			
		三陸鉄道安全輸送設備等整備事業費補助	交通政策室	83.9			
		いわて銀河鉄道経営安定化対策費	交通政策室	1.5			
		バス運行対策費	交通政策室	239.3			
		地域バス交通支援事業費補助	交通政策室	36.9			
		公共交通利用推進事業費	交通政策室	0.2			
		地域公共交通再編・活性化推進事業費	交通政策室	24.3			
		活力ある小集落支援推進事業費	地域振興室	0.6			
		いわて住まいのカーボンニュートラル推進事業費	建築住宅課	5.2			
	住宅ストックリノベーション事業費	建築住宅課	再掲				
	ゼロカーボン推進事業費（県有施設脱炭素化）	環境生活企画室	2.3				
空港整備費（維持補修）	港湾空港課	40.1					
道路環境改善事業費（防災安全事業：橋梁補修・補強）	道路環境課	3,743.6					
道路環境改善事業費（防災安全事業：舗装補修）	道路環境課	0.0					
道路環境改善事業費（防災安全事業：老朽化（トンネル））	道路環境課	820.8					

分野	項目	小項目	R4事業				
			事業名	担当課	決算額		
2 自然と共生した持続可能な県土づくり	(1) 快適で魅力あるまちづくりの推進	オ 持続可能なまちづくり・地域づくり	道路環境改善事業費（防災安全事業：老朽化(大型道路構造物)）	道路環境課	818.8		
			橋りょう補修事業費	道路環境課	19.6		
			橋りょう補強事業費	道路環境課	52.7		
			河川整備基本方針策定費（河川台帳整備費）	河川課	68.3		
			河川海岸等維持修繕費	河川課	1,226.0		
			河川水門管理費	河川課	276.8		
			砂防設備修繕費	砂防災害課	132.2		
			水防警報施設整備事業費	河川課	63.6		
			堰堤改良事業費	河川課	0.0		
			ダム管理費(ダム管理・修繕費)	河川課	213.8		
			港湾快適環境推進事業費	港湾空港課	111.0		
			公共施設マネジメント推進費	管財課	0.1		
	(2) 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用	ア 歴史的・文化的環境の保存と活用	文化財保護推進費（文化財保護事業費補助）	生涯学習文化財課	62.3		
			文化財保護推進費（埋蔵文化財緊急発掘調査事業費補助）	生涯学習文化財課	9.3		
			いわて文化芸術王国構築事業費（いわて文化芸術王国構築事業費）	文化振興課	1.1		
			世界遺産登録推進事業費	文化振興課	10.4		
			道路環境改善事業費（防災安全事業：無電柱化推進）	道路環境課	再掲		
			美しいまちづくり推進事業費	都市計画課	再掲		
	(3) 気候変動リスクを踏まえた防災・減災	ア 気候変動の影響への適応の推進	いわての漆産業新時代開拓事業費	産業経済交流課	2.9		
			伝統工芸産業支援事業費	産業経済交流課	1.5		
			道路環境改善事業費（防災安全事業：災害防除）	道路環境課	358.0		
			道路災害防除事業費	道路環境課	257.0		
			河川改修事業費	河川課	1,324.9		
			急傾斜地崩壊対策事業費	砂防災害課	248.3		
			砂防事業費	砂防災害課	1,689.4		
			海岸高潮対策事業費	河川課	114.2		
			森林整備事業費補助	森林整備課	888.1		
		イ 災害に備えた土地利用	土地活用対策費	環境保全課	32.1		
			グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災の推進	水辺環境再生事業費	河川課	再掲	
			治山事業費	森林保全課	再掲		
		エ 平時から災害時まで一貫した安全の確保	循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲		
			再生可能エネルギー導入促進事業費	環境生活企画室	再掲		
			地球温暖化対策推進費（気候変動対策推進事業）	環境生活企画室	4.5		
			化学物質環境対策費	環境保全課	0.1		
			小計			事業数 73	20,895.1
			3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進	ア 持続可能なライフスタイルと消費活動	地球温暖化対策事業費(地球温暖化防止活動推進センター事業費)	環境生活企画室
循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲					
消費者行政活性化推進事業費	県民生活センター	再掲					
循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲					
イ 県産木材を活用した低炭素で健康な住まい	いわて木づかい住宅普及促進事業費	林業振興課			84.8		
	住宅ストックリノベーション事業費（住みたい岩手の家づくり促進事業）	建築住宅課			再掲		
	いわて住まいのカーボンニュートラル推進事業費	建築住宅課			再掲		
	循環器病等予防緊急対策事業	健康国保課			9.8		
ウ 徒歩・自転車移動等による二酸化炭素の削減と健康寿命の延伸	道路環境改善事業費（防災安全事業：交通安全（自転車））	道路環境課			64.0		
	環境負荷の低減につながるテレワークなど働き方改革等の推進	いわて働き方改革加速化推進事業費			定住推進・雇用労働室	53.9	
オ 「新・湯治」等による健康寿命の延伸	子育て応援推進事業費	子ども子育て支援室			1.3		
	いわて観光キャンペーン推進協議会負担金	観光・プロモーション室			再掲		
カ 人と動物の共生を目指したペットの適正飼養の推進	温泉法施行事務費	自然保護課		再掲			
	動物愛護管理推進事業費（動物愛護思想普及啓発事業費）	県民くらしの安全課		0.0			
(2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実	ア 自然体験活動等の推進	森林公園機能強化事業		森林保全課	54.0		
		広域公園整備事業費		都市計画課	再掲		
	イ 森・里・川・海の保全・再生に貢献する地方移住等の促進	いわて移住・定住促進事業費		定住推進・雇用労働室	29.2		
		県外人材等U・Iターン推進事業費		定住推進・雇用労働室	7.3		
	ウ 新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成	こころ高まる農山漁村感動体験創出事業費	農業振興課	再掲			
		いわての県産木材利用促進事業費（需要創出・販路拡大事業費）	林業振興課	再掲			
いわての森林づくり推進事業費(県民参加の森林づくり促進事業費)	林業振興課	15.1					
小計			事業数 21	319.4			

環境分野別施策一覧（単位：百万円）

分野	項目	小項目	R4事業		
			事業名	担当課	決算額
1 気 候 変 動 対 策	(1) 省エネルギー対策の推進	ア エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換	地球温暖化対策事業費(地球温暖化防止活動推進センター事業費)	環境生活企画室	再掲
			ゼロカーボン推進事業費	環境生活企画室	再掲
			住宅ストックリノベーション事業費（住みたい岩手の家づくり促進事業）	建築住宅課	再掲
			循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲
		イ 事業活動における低炭素化の推進	ゼロカーボン推進事業費	環境生活企画室	再掲
			地球温暖化対策事業費（地球温暖化対策推進事業費）	環境生活企画室	再掲
			循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲
		ウ 自動車交通における低炭素化の推進	地球温暖化対策推進費（気候変動対策推進事業）	環境生活企画室	再掲
			地域連携道路整備事業	道路建設課	2,737.3
			地球温暖化対策事業費（地球温暖化対策推進事業費）	環境生活企画室	再掲
		エ 低炭素なまちづくり	住宅ストックリノベーション事業費	建築住宅課	再掲
			広域公園整備事業費	都市計画課	再掲
			都市計画道路整備事業費	都市計画課	再掲
			三陸鉄道強化促進協議会負担金	交通政策室	18.4
	地球温暖化対策事業費（地球温暖化対策推進事業費）		環境生活企画室	再掲	
	道路環境改善事業費（防災安全事業：交通安全（自転車））		道路環境課	再掲	
	オ 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出	化学物質環境対策費	環境保全課	再掲	
		自動車リサイクル推進事業費	資源循環推進課	0.2	
	(2) 再生可能エネルギーの導入促進	ア 自立分散型エネルギーシステムの構築	再生可能エネルギー導入促進事業費	環境生活企画室	再掲
		イ 地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進	再生可能エネルギー導入促進事業費	環境生活企画室	再掲
			小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	農村計画課農村建設課	21.5
			稲庭高原風力発電所再開発事業	経営総務室	1,283.0
			入畑発電所再開発事業	経営総務室	9.0
			胆沢第二発電所再開発事業	経営総務室	10.0
			クリーンエネルギー導入支援事業	経営総務室	36.3
			海洋エネルギー関連産業創出推進事業費	科学・情報政策室	11.1
			環境影響評価制度推進費	環境保全課	再掲
			畜産基盤再編総合整備事業費	畜産課	再掲
			木質バイオマス熱電利用促進事業費	林業振興課	再掲
	ウ 水素の利活用推進	水素利活用による再生可能エネルギー推進事業費	環境生活企画室	再掲	
	(3) 適切な森林整備等の取組による森林吸収源対策の推進	ア 適切な森林整備等の取組による森林吸収源対策の推進	森林整備事業費補助	森林整備課	再掲
			いわての森林づくり推進事業費(いわて環境の森整備事業費)	林業振興課	415.2
		イ 木材資源の有効利用の促進	いわての県産木材利用促進事業費（木造建築設計技術者等育成・需要拡大事業費）	林業振興課	再掲
			木質バイオマス熱電利用促進事業費	林業振興課	再掲
			模範林造成事業費(森林環境ビジネスモデル事業)	森林保全課	14.6
	(4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	ア 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	地球温暖化対策事業費（地球温暖化対策推進事業費）	環境生活企画室	再掲
			地球温暖化対策推進費（気候変動対策推進事業）	環境生活企画室	再掲
	小計				事業数 38

分野	項目	小項目	R4事業			
			事業名	担当課	決算額	
2 循環型地域社会の形成	(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(3R)の推進	ア 一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進	循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲	
			廃棄物処理事業等改善指導費	資源循環推進課	15.1	
			自動車リサイクル推進事業費	資源循環推進課	再掲	
			海岸漂着物等地域対策推進事業費	資源循環推進課	25.9	
		イ 産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進	循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲	
			自動車リサイクル推進事業費	資源循環推進課	再掲	
			畜産基盤再編総合整備事業費	畜産課	再掲	
		ウ 海岸漂着物対策	海岸漂着物等地域対策推進事業費	資源循環推進課	再掲	
		(2) 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲	
	廃棄物処理事業等改善指導費		資源循環推進課	再掲		
	産業廃棄物処理モデル施設整備費		資源循環推進課	2.9		
	産業廃棄物処理施設整備事業促進費		廃棄物特別対策室	2,148.3		
	(3) 廃棄物の適正処理の推進	廃棄物処理事業等改善指導費	資源循環推進課	再掲		
		廃棄物適正処理監視等推進費	資源循環推進課	33.8		
		循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲		
		畜産基盤再編総合整備事業費	畜産課	再掲		
		県境不法投棄現場環境再生事業費	廃棄物特別対策室	755.9		
小計					事業数 17	2,981.9
3 生物多様性の保全・自然との共生	(1) 生物多様性の保全	ア 多様な自然環境の保全	自然公園等保護管理費	自然保護課	18.8	
			自然環境保全対策事務費	自然保護課	3.0	
			環境影響評価制度推進費	環境保全課	再掲	
			希少野生動植物保護対策事業費	自然保護課	10.6	
		イ 多様な動植物が生息・生育できる環境の確保	水と緑の活動促進事業費	環境生活企画室	再掲	
			いわての森林づくり推進事業費(県民参加の森林づくり促進事業費)	林業振興課	再掲	
			森林整備事業費補助	森林整備課	再掲	
			環境と共生する産地づくり確立事業費	農業普及技術課	再掲	
			中山間地域等直接支払事業費	農業振興課	2,689.4	
			中山間地域総合整備事業費	農村建設課	763.6	
			いきいき農村基盤整備事業費補助	農村建設課	49.0	
			水辺環境再生事業費	河川課	再掲	
			水質保全対策費	環境保全課	39.2	
			漁場保全総合対策事業費	水産振興課	2.5	
			試験研究費(漁場環境保全調査費)	水産振興課(水産技術センター)	1.6	
	水産多面的機能発揮対策事業費	水産振興課	2.6			
	ウ 野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制	鳥獣行政運営費	自然保護課	43.1		
		野生動物との共生推進事業費	自然保護課	3.0		
		指定管理鳥獣捕獲等事業費	自然保護課	225.1		
		野生鳥獣救護体制整備費	自然保護課	0.3		
		鳥獣被害防止総合対策事業費	農業振興課	再掲		
	エ 外来生物の駆除	希少野生動植物保護対策事業費	自然保護課	10.6		
		鳥獣行政運営費	自然保護課	再掲		
		自然公園等保護管理費	自然保護課	再掲		
		松くい虫等防除事業費(松くい虫等防除事業)	森林整備課	152.0		
	オ 生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進	養殖業振興事業費	水産振興課	2.7		
		野生鳥獣救護体制整備費	自然保護課	再掲		
水と緑の活動促進事業費		環境生活企画室	再掲			
自然公園等保護管理費		自然保護課	再掲			
野生動物との共生推進事業費		自然保護課	再掲			
指定管理鳥獣捕獲等事業費		自然保護課	再掲			
野生鳥獣救護体制整備費		自然保護課	再掲			

分野	項目	小項目	R4事業		
			事業名	担当課	決算額
3 生物多様性の保全・自然との共生	(2) 自然とのふれあいの促進	ア 自然公園等の整備の推進及び利用の促進	自然公園等保護管理費	自然保護課	再掲
			自然公園施設整備事業費(国立公園) 国定公園等施設整備事業費自然公園施設整備事業費(県単)	自然保護課	再掲
			自然公園等保護管理費(火山ガス観測調査費)	自然保護課	1.8
			自然公園等保護管理費(早池峰地域保全対策事業)	自然保護課	3.7
		イ 都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進	森林公園機能強化事業費	森林保全課	再掲
			広域公園整備事業費	都市計画課	再掲
		ウ 里山など身近な自然環境の整備・保全の推進	いわての森林づくり推進事業費(県民参加の森林づくり促進事業費)	林業振興課	再掲
		エ エコツーリズムの推進	三陸ジオパーク推進強化事業費	環境生活企画室	再掲
	オ 三陸ジオパークに関する取組の推進	三陸ジオパーク推進強化事業費	環境生活企画室	再掲	
	カ 温泉の保護と安全安心な利用の推進	温泉法施行事務費	自然保護課	再掲	
	(3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	ア 農地や森林の多面的機能の維持・増進	環境と共生する産地づくり確立事業費	農業普及技術課	再掲
			いわての森林づくり推進事業費(県民参加の森林づくり促進事業費)	林業振興課	再掲
			いわての森林づくり推進事業費(いわて森林づくり推進人材育成事業費)	森林整備課	2.8
			農地維持支払交付金	農村建設課	1,614.2
			中山間地域等直接支払事業費	農業振興課	再掲
			森林・山村多面的機能発揮対策事業費	森林整備課	19.1
		イ 多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進	いわての森林づくり推進事業費(いわて環境の森整備事業費)	林業振興課	再掲
			森林整備事業費補助	森林整備課	再掲
		保安林強化事業費	森林保全課	5.7	
		ウ 様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進	水産多面的機能発揮対策事業費	水産振興課	再掲
		エ 陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全	海岸漂着物等地域対策推進事業費	資源循環推進課、森林保全課、漁港漁村課、河川課	再掲
			河川海岸等維持修繕費(いわての川と海岸ボランティア等支援制度)	河川課	1.5
			海岸漂着物等地域対策推進事業費	資源循環推進課	再掲
		オ 生態系に配慮した災害に強い県土づくり	治山事業費	森林保全課	再掲
	砂防事業費		砂防災害課	再掲	
	小計			事業数 58	5,676.5
	4 環境リスクの管理	(1) 大気環境の保全	大気汚染防止対策費	環境保全課	30.8
化学物質環境対策費			環境保全課	再掲	
(2) 水環境の保全		水質保全対策費	環境保全課	再掲	
		下水道事業債償還基金費補助(漁業集落排水)	漁港漁村課	再掲	
		下水道整備促進対策費	下水環境課	再掲	
		農業集落排水事業費補助	下水環境課	再掲	
		農業集落排水施設整備事業費補助	下水環境課	再掲	
		下水道事業債償還基金費補助(農業集落排水)	下水環境課	再掲	
		浄化槽設置整備事業費補助	下水環境課	再掲	
		浄化槽下水道事業債償還基金費補助	下水環境課	再掲	
		流域下水道事業会計施設費	下水環境課	再掲	
		廃棄物処理事業等改善指導費	資源循環推進課	再掲	
(3) 土壌環境及び地盤環境の保全		水質保全対策費	環境保全課	再掲	
(4) 騒音・振動・悪臭対策の推進		騒音、振動、悪臭防止対策費	環境保全課	6.6	
		道路交通騒音モニタリング事業費	環境保全課	1.8	
(5) 化学物質の環境リスク対策の推進		化学物質環境対策費	環境保全課	再掲	
		いわての優れた環境を守る人づくり事業費	環境保全課	再掲	
		環境調査費(環境調査費(エコ調査))	環境保全課	3.8	
		大気汚染防止対策費	環境保全課	再掲	
		水質保全対策費	環境保全課	再掲	
化学物質環境対策費(ダイオキシン類モニタリング事業)		環境保全課	9.3		
(6) 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応		環境保全費	環境保全課	14.1	
		環境調査費(環境調査費(エコ調査))	環境保全課	再掲	
		環境影響評価制度推進費(公害審査会)	環境保全課	0.1	
(7) 放射性物質による影響の把握等		環境放射能水準調査費	環境保全課	17.8	
		放射線対策費	環境保全課	0.1	
		放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業	資源循環推進課	0.3	
(8) 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進	環境影響評価制度推進費	環境保全課	再掲		
	土地利用対策費	環境保全課	再掲		
(9) 北上川清流化対策の推進	休廃止鉱山鉱害防止事業費	環境保全課	1,166.1		
小計			事業数 30	1,250.8	

分野	項目	小項目	R4事業			
			事業名	担当課	決算額	
5 持 続 可 能 な 社 会 づ く り の 担 い 手 の 育 成 と 協 働 活 動 の 推 進	(1) 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	ア 学校における環境学習の推進	地球温暖化対策事業費(地球温暖化防止活動推進センター事業費)	環境生活企画室	再掲	
			環境学習交流センター管理運営費	環境生活企画室	再掲	
			いわての優れた環境を守る人づくり事業費	環境生活企画室	再掲	
		イ 多様で身近な環境学習機会の提供、支援	環境保全対策費(水生生物調査)	環境保全課	3.3	
			環境学習交流センター管理運営費	環境生活企画室	再掲	
			循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲	
			(博物館)管理運営費(美術館)管理運営費	生涯学習文化財課	773.6	
			地球温暖化対策事業費(地球温暖化防止活動推進センター事業費)	環境生活企画室	再掲	
			いわての優れた環境を守る人づくり事業費	環境生活企画室	再掲	
			水利用対策費	環境保全課	0.7	
		ウ 環境人材の育成	環境学習交流センター管理運営費	環境生活企画室	再掲	
			いわての優れた環境を守る人づくり事業費	環境生活企画室	再掲	
			地球温暖化対策事業費(地球温暖化防止活動推進センター事業費)	環境生活企画室	再掲	
			いわて若者活躍支援強化事業費	若者女性協働推進室	2.2	
			三陸ジオパーク推進強化事業費	環境生活企画室	再掲	
			水と緑の活動促進事業費	環境生活企画室	再掲	
		(2) 環境に配慮した行動・協働の推進	ア 環境に配慮した県民の行動・協働の推進	地球温暖化対策事業費(地球温暖化防止活動推進センター事業費)	環境生活企画室	再掲
				循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲
	農地維持支交付金			農村建設課	再掲	
	資源向上支払事業費			農村建設課	1,827.7	
	いわての森林づくり推進事業費(県民参加の森林づくり促進事業費)			林業振興課	再掲	
	道路維持修繕費(維持修繕)			道路環境課	再掲	
	河川海岸等維持修繕費			河川課	再掲	
	水と緑の活動促進事業費			環境生活企画室	再掲	
	イ 環境に配慮した企業の行動・協働の推進		海岸漂着物等地域対策推進事業費	資源循環推進課	再掲	
			地球温暖化対策事業費(地球温暖化対策推進事業費)	環境生活企画室	再掲	
			いわての優れた環境を守る人づくり事業費	環境保全課	再掲	
	ウ 環境に配慮した県の率先実行		海岸漂着物等地域対策推進事業費	資源循環推進課	再掲	
			地球温暖化対策事業費(地球温暖化対策推進事業費)	環境生活企画室	再掲	
	エ 県民等の参加による環境保全取組の推進		ゼロカーボン推進事業費(県有施設脱炭素化)	環境生活企画室	再掲	
			地球温暖化対策事業費(地球温暖化対策推進事業費)	環境生活企画室	再掲	
			循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲	
			海岸漂着物等地域対策推進事業費	資源循環推進課	再掲	
	オ 環境広報及び情報提供の推進		水と緑の活動促進事業費	環境生活企画室	再掲	
			地球温暖化対策事業費(地球温暖化対策推進事業費)	環境生活企画室	再掲	
			いわての優れた環境を守る人づくり事業費	環境生活企画室	再掲	
			水と緑の活動促進事業費	環境生活企画室	再掲	
			環境学習交流センター管理運営費	環境生活企画室	再掲	
			地球温暖化対策事業費(地球温暖化防止活動推進センター事業費)	環境生活企画室	再掲	
	小計				事業数 39	2,607.5

14 いわたの水を守り育てる条例 関連事業・取組一覧

該当条文		関連事業又は取組	(事業の場合) 事業名	(事業の場合) R4当初予算額 (千円)	(事業の場合) R4決算額 (千円)	(事業の場合) R5当初予算額 (千円)	関係室課名			
第4条(1) 水環境の保全および水資源の確保に関する施策	第8条 水環境の保全および水資源の確保に関する事業	第8条(1) 河川などの生態系の維持および多様な生物が生息できる親水空間の創造	・公共用水域及び地下水の水質保全 公共用水域水質及び地下水質の常時監視や工場、事業場の監視・指導等を実施	水質保全対策費	55,563	39,176	55,632	環境保全課		
			・ダイオキシン類環境モニタリング事業 公共用水域及び地下水におけるダイオキシン類の濃度を調査測定	化学物質環境対策費 (ダイオキシン類環境モニタリング事業)	11,159	9,239	11,807	環境保全課		
			・北上川清流化確保対策 旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁を防止するため、新中和処理施設において坑廃水処理を実施	休廃止鉱山鉱害防止事業費	1,454,052	1,278,113	1,317,620	環境保全課		
			・休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助 義務者存在の休廃止鉱山の坑廃水処理費に対し補助	休廃止鉱山坑廃水処理事業費	28,497	27,862	28,398	環境保全課		
			・放射性物質モニタリング 水道水や土壌等の放射性物質を測定し、県民へ情報提供を実施	環境放射能モニタリング強化費	4,098	3,745	3,616	環境保全課		
			・希少野生動植物の保護 希少野生動植物の生息・生育状況の調査や保護活動の実施	条例指定種等保護事業費	521	403	533	自然保護課		
			・多自然川づくりの推進 県管理河川の改修及び維持管理等に際し、河川の豊かな自然環境の保全・創出を行う取組を推進	(河川事業・河川管理事務全般での取組)	—	—	—	河川課		
			・農業農村整備事業(全般) 実施にあたっては、生物多様性保全に配慮するなど環境との調和に配慮し事業を実施	—	—	—	—	農村建設課		
			・畜産基盤再編総合整備事業 汚水等の流出を防止するための家畜排せつ物処理施設等整備を支援	畜産基盤再編総合整備事業費	225,556	225,422	220,966	畜産課		
			・流域下水道事業会計 建設費 下水道整備により、未処理家庭雑排水の削減を図る	流域下水道事業会計/建設費	1,518,575	183,421	1,628,550	下水環境課		
			・農業集落における汚水処理 水洗化を促進するために市町村が行う事業へ補助し、未処理家庭雑排水の削減を図る	農業集落排水事業費補助 農業集落排水施設整備事業費補助 小規模農業集落排水推進事業費補助	283,715	104,046	281,038	下水環境課		
			・下水道事業債償還基金費補助 市町村が実施する農業集落排水や下水道の整備を支援し、未処理家庭雑排水の削減を図る	下水道事業債償還基金費補助(農集排) 下水道整備促進対策費(うち公共下水道償還基金費補助)	58,166	26,071	51,856	下水環境課		
			・浄化槽設置整備事業費補助 個人の浄化槽設置に対して市町村が補助する事業へ補助し、未処理家庭雑排水の削減を図る	浄化槽設置整備事業費補助	147,747	92,577	189,746	下水環境課		
			・浄化槽下水道事業債償還基金費補助 市町村が実施する浄化槽整備を支援し、未処理家庭雑排水の削減を図る	浄化槽下水道事業債償還基金費補助	40,267	30,631	42,720	下水環境課		
			第8条(2) 森林および水田が持つ水源かん養機能の維持および増進		・中山間地域等直接支払事業費 中山間地域等直接支払交付金を活用した共同取組活動を支援 水田の耕作放棄を防止し、農業生産活動を通じた水源涵養機能の維持・増進を図る	中山間地域等直接支払事業費	2,678,465	2,689,382	2,652,725	農業振興課
					・環境と共生する産地づくり確立対策事業 環境保全型農業直接支払制度を活用し、環境保全型農業の取組を推進 環境保全型農業の普及のため、適正施肥や農薬の適正使用等研修会を開催	環境と共生する産地づくり確立事業費	162,692	112,141	121,744	農業普及技術課
					・農地維持支払交付金、資源向上支払交付金 農村地域内において、農業者や地域住民が共同で農業用水路の保全管理や環境保全活動を実施	農地維持支払交付金、資源向上支払事業費	3,716,591	3,441,857	3,680,124	農村建設課
					・いわて環境の森整備事業 水源のかん養や県土の保全等の公益上特に重要な森林の混交林誘導伐や伐採跡地への植栽等を実施	いわて環境の森整備事業費補助	781,518	415,208	836,861	林業振興課
					・保安林強化事業 保安林制度の普及啓発の実施や、保安林の整備と管理を推進	保安林強化事業費	23,270	22,822	36,964	森林保全課
					・治山事業 水源かん養等の保安林機能の向上のため、治山施設や森林の整備を実施	治山事業	1,197,200	1,393,520	1,309,326	森林保全課
・森林整備事業 森林の持つ水土保全機能等を発揮するための造林や間伐等の森林整備を促進	森林整備事業費補助	525,634			383,580	525,993	森林整備課			
・公園・緑地の整備により、都市部における雨水の浸透面の保全の確保(御所湖広域公園)	広域公園整備事業費	82,166			26,247	205,850	都市計画課			
第8条(3) 都市部の道路または公園における雨水の浸透面の保全および浸透能力の向上		・公園・緑地の整備により、都市部における雨水の浸透面の保全の確保(御所湖広域公園)			広域公園整備事業費	82,166	26,247	205,850	都市計画課	
		・公園・緑地の整備により、都市部における雨水の浸透面の保全の確保(御所湖広域公園)			広域公園整備事業費	82,166	26,247	205,850	都市計画課	

該当条文		関連事業又は取組	(事業の場合) 事業名	(事業の場合) R4当初予算額 (千円)	(事業の場合) R4決算額 (千円)	(事業の場合) R5当初予算額 (千円)	関係室課名		
第4条(2) 効率的で持続的な水の利用を推進する施策	第9条 効率的で持続的な水の利用に関する事業	第9条(1) 生活用水、農業用水、工業用水その他の用水の合理的または効率的な利用	・国から交付金を受けて、市町村及び一部事務組合が行う水道施設の耐震化や老朽化対策、水道事業の広域化の取組みに対して補助	水道施設耐震化等推進事業費	1,276,043	855,033	1,759,785	県民くらしの安全課	
			・水道事業の広域連携推進のため、岩手県水道事業広域連携検討会の開催等により市町村等の具体的な連携を支援するとともに、水道広域化推進プランを策定	水道事業広域連携推進費	18,251	17,757	5,134	県民くらしの安全課	
			・水質管理体制の強化に向けて水安全計画の策定を促進するため、水安全計画策定セミナーを開催						
			・利水調整 ・工業用水道事業の経営健全化支援	工業用水道事業会計貸付金	—	—	—	環境保全課	
			・新岩手県水需給計画 ・全国水需給動態調査 ・漏水情報連絡会議 ・利水調整	水利用対策費 水資源確保対策費	893	704	858	環境保全課	
			【再掲】 ・中山間地域等直接支払事業費 ・中山間地域等直接支払交付金を活用した共同取組活動を支援 活動例：農業用排水路等の整備及び維持管理の実施	【再掲】中山間地域等直接支払事業費	【再】2,678,465	【再】2,689,382	【再】2,652,725	農業振興課	
			・かんがい排水事業 農業用水の安定供給を図るため、農業用水路等の整備を実施	かんがい排水事業費	509,202	504,707	276,700	農村建設課	
			・基幹水利施設ストックマネジメント事業 基幹的な農業水利施設について、劣化状況に応じた機能保全計画の策定と機能保全対策工事を実施	基幹水利施設ストックマネジメント事業費	1,058,487	817,076	1,153,300	農村建設課	
			・土地改良事業調査 水田の区画整理や排水路等の整備に係る調査を実施	土地改良事業調査(事業計画)	423,200	317,784	393,700	農村計画課	
			・小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 農村地域に賦存する再生可能エネルギーを有効活用するため、農業水利施設を活用した小水力発電設備を設置	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業費	0	21,454	0	農村建設課	
			・下水熱を回収し、盛岡駅西口地区に空調用冷温水を製造・供給する地域熱供給事業を平成7年度から実施	—	—	—	—	下水環境課	
			・下水処理の放流渠の落差を利用した発電施設を整備し、平成25年から運転を開始	—	—	—	—	下水環境課	
			・計画的な施設の改良・修繕を行うことにより、良質な工業用水の安定供給を確保	工業用水道事業	—	—	—	企業局 経営総務室	
			第9条(2) 地下水および河川水の適切な利用			・工業用水道事業の事業計画調査等(地下水含む)	—	—	—
・農業水利管理調査 河川から取水するための果樹水利権について、営農状況等に応じた見直しを実施	土地改良事業調査(農業水利管理調査)	23,000				9,918	21,000	農村計画課	
【再掲】 ・森林整備事業 森林の持つ水土保全機能等を発揮するための造林や間伐等の森林整備を促進	【再掲】森林整備事業費補助	【再】525,634				【再】383,580	【再】525,993	森林整備課	
・河川の流水占用の管理 河川法に基づき、県管理河川における河川水の利用(占用)について、種々の調査及び調整を行い、適正な管理及び許認可事務を実施 ・河川流量の観測 県管理河川の河川水量を的確に把握するため、ダムや県内主要河川において河川流量観測を実施	(河川管理事務)	—				—	—	河川課	
第9条(3) 家庭または事業所における節水型の機器または設備の導入促進			・水に関する普及啓発を実施 新岩手県水需給計画等	—	—	—	環境保全課		
第4条(3) 雑用水の利用その他水の再利用(水の有効利用)を推進する施策	第10条 水の有効利用のための事業	第10条(1) 公共施設における雑用水の利用を図る設備の導入促進	個別施設等における対応						
			第10条(2) 公共施設および民間施設における雨水貯留設備の導入促進						
			第10条(3) 雑用水の利用を図る設備に関する情報発信および技術の普及	【再掲】 ・水に関する普及啓発を実施 新岩手県水需給計画等	—	—	—	環境保全課	
			第10条(4) 温泉水、雪および水の特性を生かした地域の取組の奨励	・温泉水など多様なエネルギーの利活用に向けた普及啓発を実施	—	—	—	環境生活企画室	
			第10条(5) 水の有効利用に関する技術開発および調査研究の推進	【再掲】 ・温泉水など多様なエネルギーの利活用に向けた普及啓発を実施	—	—	—	環境生活企画室	
			【再掲】 ・全国水需給動態調査	【再掲】水利用対策費	【再】780	【再】699	【再】745	環境保全課	

該当条文			関連事業又は取組	(事業の場合) 事業名	(事業の場合) R4当初予算額 (千円)	(事業の場合) R4決算額 (千円)	(事業の場合) R5当初予算額 (千円)	関係課名
第4条(4) 水の価値を再認識するための施策	第11条 水 の価値の再 認識のため の事業	第11条(1) 生態系の調査 および保護に関する情報の 発信	【再掲】 ・公共用水域水質、地下水の水質測定結果を公表	【再掲】水質保全対策費	【再】55,563	【再】39,154	【再】55,632	環境保全課
			【再掲】 ・公共用水域水質、地下水のダイオキシン類の調査測定結果を公表	【再掲】化学物質環境対策費(ダイオキシン類環境モニタリング事業)	【再】11,159	【再】9,239	【再】11,807	環境保全課
			・いわてレッドデータブックの掲載種を対象とした生息状況調査を実施	【再掲】条例指定種等保護事業費	【再】521	【再】403	【再】533	自然保護課
			・いわてレッドデータブックの改訂検討委員会等の開催及び改訂に向けた生息状況調査の実施	いわてレッドデータブック改訂事業費	10,000	9,386	9,371	自然保護課
		第11条(2) 学校および家庭 における水の大切さに関する 環境学習の奨励	・環境アドバイザーの派遣回数 221回 ・出張環境学習の実施回数 28回	環境学習交流センター管理運営費	21,874	21,822	21,775	環境生活企画室
			・環境副読本の作成による学校における環境学習の奨励(県内小学5年生全員へリーフレット配布) ・環境学習応援隊の登録及び周知により地域・家庭における環境学習の支援(R4:56団体登録) ・いわて環境塾(全6回、37名認定)	いわての優れた環境を守る人づくり事業費	8,680	7,572	8,985	環境生活企画室
			・水生生物調査の奨励 小中学校等団体に対する水生生物調査への参加呼びかけ、出前講座の実施等による支援	環境保全対策費(水生生物調査)	3,508	3,264	3,974	環境保全課
			・子どもホタルジャー(環境省事業)への参加奨励	—	—	—	—	環境保全課
			・農村地域における生きもの調査 農業農村整備事業の計画・実施地区内において、農家や地域住民に対し、生きもの調査を通じた農村環境保全に関する意識啓発活動を実施	資源向上支払事業費	2,093,948	1,827,707	2,060,832	農村建設課
			【再掲】土地改良事業調査(事業計画)	【再】423,200	【再】317,784	【再】393,700	農村計画課	
		第11条(3) 県民および事業者 が実施する水環境の保全 および水資源の確保に関する 活動ならびに水の有効利用 に関する顕彰	・環境保全活動表彰(知事表彰) 毎年度、毎年により環境保全活動を実施している団体を表彰(3団体・5個人) ・水と緑を守り育てる活動を実施している地域の中心団体へ感謝状を贈呈(2団体)	水と緑の活動促進事業費	1,768	651	1,512	環境生活企画室
			【再掲】 ・水生生物調査の永年調査団体への感謝状の贈呈	【再掲】環境保全対策費(水生生物調査)	【再】3,508	【再】3,264	【再】3,974	環境保全課
	・水に関する普及啓発を実施 水資源功績者表彰等		【再掲】水利用対策費	【再】780	【再】699	【再】745	環境保全課	
	・河川愛護団体等への感謝状贈呈 河川環境の美化保全等に顕著な功績があった個人又は団体に対し、知事又は広域振興局長から感謝状を贈呈		河川愛護団体等感謝状贈呈事業	—	—	—	河川課	
	第11条(4) いわての水の価値、 水文化および水質保全 活動の歴史に関する情報の 発信		・いわての名水選定・情報発信 県内のすぐれた水環境をいわての名水20選として選定。パンフレット作成、イベントでのPRを実施 ・水生生物調査マップの作成・配布	【再掲】環境保全対策費(水生生物調査)	【再】3,508	【再】3,264	【再】3,974	環境保全課
			・北上川清流化確保対策に関するパンフレット作成、イベントでのPRを実施	【再掲】休廃止鉱山鉱害防止事業費	【再】1,454,052	【再】1,278,113	【再】1,317,620	環境保全課
		・いわての水道概況の作成、情報発信	水道施設等指導監督費	1,390	1,178	2,659	県民くらしの安全課	
	第4条第2項 第6条 事業者の責務 第12条 事業者の自主的な情報提供の促進	第6条第2項 事業者は、その事業活動が水環境に及ぼす影響について必要な情報を地域住民に提供するとともに、地域住民から要望があった場合には、説明および意見交換を行うことにより、その理解を得よう努める。 第12条 県は、第6条第2項の規定に基づく情報の提供が促進されるよう、広報、啓発活動その他必要な措置を講じる。	・多自然川づくりの情報発信 県管理河川における多自然川づくり事例を、河川課ホームページで紹介	—	—	—	—	河川課
			・流域協議会の運営支援 各流域における協議会において、情報共有・優良事例の紹介などを通じて、流域における水環境保全活動等の活性化を図る ・森川海事例集のHP掲載 各地域で行われる先進的・特徴的な水環境保全活動等を紹介し、県民への活動に対する理解と促進を図る	【再掲】水と緑の活動促進事業費	【再】1,768	【再】651	【再】1,512	環境生活企画室
			・環境コミュニケーション(企業と住民による環境対話)の推進 環境報告会開催企業への支援や企業向け研修会、セミナーを開催	水と緑の活動促進事業費(環境コミュニケーション推進費)	189	67	189	環境保全課
			・環境影響評価制度の適切な運用 事業者に対し、環境影響評価法又は岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書等の公告・縦覧、並びに環境影響評価準備書の関係地域内における説明会の開催に関する指導を実施	環境影響評価制度推進費	3,696	1,170	3,615	環境保全課
			・公害防止協定等の締結の推進 事業者と住民との環境保全に関する合意形成を図る	【再掲】水と緑の活動促進事業費(環境コミュニケーション推進費)	【再】189	【再】67	【再】189	環境保全課
			・農業適正販売・使用推進事業費(農業展示圃設置費) 適正な農業使用の普及を図るため、農業展示圃を18箇所設置。	農業適正販売・使用推進事業費	630	198	594	農業普及技術課
			・農業安全使用対策指導 環境負荷低減のため、農業使用者に対する農業の適正使用・管理指導を実施	農業安全使用対策指導費(一般行政経費)	3,918	3,722	3,918	農業普及技術課
・家畜排せつ物の適正な処理に関する指導 畜産事業者に対し、家畜排せつ物の適切な処理に関する指導を実施			—	—	—	—	畜産課	

該当条文		関連事業又は取組	(事業の場合) 事業名	(事業の場合) R4当初予算額 (千円)	(事業の場合) R4決算額 (千円)	(事業の場合) R5当初予算額 (千円)	関係室課名		
第4条第2項 第6条 第7条第2項 第7条第2項から第4項までに規定する取組に対し、指導、助言その他の必要な支援を行う。(続き)	第7条 県民の役割	第7条第2項 県民は、水を大切にすることを育むため、日常生活において水の価値について相互に教え、および学ぶとともに、水と親しむ機会を持ち、水環境の保全に関する活動を行うよう努める。	・環境情報誌「とど」の発行 3回 ・環境学習講座の開催 17回	【再掲】環境学習交流センター管理運営費	【再】21,874	【再】21,822	【再】21,775	環境生活企画室	
			【再掲】	【再掲】水に関する普及啓発を実施 中学生水の作文コンクール	【再】780	【再】699	【再】745	環境保全課	
			【再掲】	【再掲】中山間地域等直接支払事業費 中山間地域等直接支払交付金を活用した共同取組活動を支援 活動例：農業用排水路等の整備及び維持管理の実施	【再】2,678,465	【再】2,689,382	【再】2,652,725	農業振興課	
			・農業用水の重要性に関する意識啓発 農業用水の大切さを啓発するため、農業用水に関わる偉人や、先人達の苦労等を紹介する農業農村整備紙芝居を上演	—	—	—	—	農村計画課	
			・農業用水利施設等の保全活動の促進 地域住民や企業等が、施設管理者である土地改良区等と施設管理協定(アプト協定)を締結し、農業用水利施設の保全活動を実施	ふるさとの水と土保全対策費	20,658	20,660	20,658	農村建設課	
			【再掲】	【再掲】農地維持支払交付金、資源向上支払交付金 農村地域内において、農業者や地域住民が共同で農業用水路の保全管理や環境保全活動を実施	【再掲】農地維持支払交付金、資源向上支払交付金	【再】3,716,591	【再】3,441,857	【再】3,680,124	農村建設課
			・いわての川と海岸ボランティア活動等支援事業 河川の清掃・美化活動等を行うボランティア団体に対し、物品支給等の支援を実施	いわての川と海岸ボランティア活動等支援事業	4,261	1,534	3,023	河川課	
			・汚水処理の普及啓発事業 水の循環や汚水処理の大切さを周知するため、主に小学生を対象とした出前講座を開催	—	—	—	—	下水環境課	
			・水源涵養や森林資源を確保する取り組みとして、植樹活動を行う団体に対して苗木等を支援 ・施設見学会を通じて、クリーンな水力発電や良質な工業用水の役割に関する啓蒙・普及(新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止) ・油漏れ流出事故による河川等の汚染を防止するためのキャンペーンの実施	植樹活動支援事業 施設見学会 油流出事故防止活動	6,416	4,056	15,732	企業局 経営総務室	
			【再掲】	【再掲】	【再】113	【再】5	【再】113	環境保全課	
			【再掲】	【再掲】	【再】2,678,465	【再】2,689,382	【再】2,652,725	農業振興課	
			【再掲】	【再掲】	【再】162,692	【再】112,141	【再】121,744	農業普及技術課	
			【再掲】	【再掲】	【再】3,716,591	【再】3,441,857	【再】3,680,124	農村建設課	
			【再掲】	【再掲】	30,709	15,146	30,109	林業振興課	
【再掲】	【再掲】	4,988	4,883	5,106	森林整備課				
第7条第3項	県民は、地域に生まれた水文化が持つ高い価値を改めて認識し、その水文化を保存および継承していくよう努める。	【再掲】	【再】113	【再】5	【再】113	環境保全課			
第7条第4項	県民は、森林や水田の持つ水源の涵養、水環境の保全などの役割に関する理解を深め、水源地域が維持されるよう努める。	【再掲】	【再】2,678,465	【再】2,689,382	【再】2,652,725	農業振興課			
		【再掲】	【再】162,692	【再】112,141	【再】121,744	農業普及技術課			
		【再掲】	【再】3,716,591	【再】3,441,857	【再】3,680,124	農村建設課			
		【再掲】	30,709	15,146	30,109	林業振興課			
		【再掲】	4,988	4,883	5,106	森林整備課			

15 参考URL一覧

全般

○ 県環境政策

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/index.html>

○ 岩手県環境基本計画

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/1005539.html>

P 2 第1部第1章 気候変動

○ 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/1005573.html>

P 5 第1部第2章 資源循環

○ 第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/ippai/1006105.html>

P 13 第1部第3章 生物多様性と自然環境（3 希少野生動植物保護対策）

○ いわてレッドデータブック

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/yasei/rdb/index.html>

P 17 第1部第4章 環境リスク（1 大気環境の保全）

○ 大気測定結果

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/taiki/1018362.html>

P 22 第1部第4章 環境リスク（2 水環境の保全）

○ 水質測定結果

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/suishitsu/1005889/index.html>

P 32 第1部第4章 環境リスク（7 放射性物質による影響）

○ 放射能・放射線

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/houshanou/index.html>

○ 放射能に関する情報

<https://www.pref.iwate.jp/houshasen/index.html>

P 35 第1部第4章 環境リスク（8 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用）

○ 環境影響評価

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/hyoka/index.html>

P78 第3部第1章 いわたの水を守り育てる施策の実施状況

○ いわたの水を守り育てる施策の実施状況

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/1033226/index.html>

P87 第3部第2章 資料編

○ 環境審議会

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/shingikai/kankyou/1021421/index.html>

P89 第3部第2章 資料編

○ 環境影響評価技術審査会

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/shingikai/kankyou/eikyohyouka/index.html>

P108 第3部第2章 資料編

○ いわたの名水

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/005/889/iwate_meisui.pdf

【キャラクターの説明】

「エコわんこきょうだい」



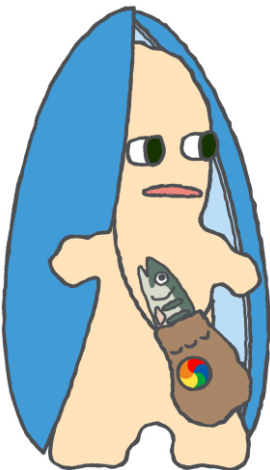
- ・地球温暖化などによる気候変動の影響を抑制するため、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた地球温暖化対策の取組について、分かりやすくイメージで表現したキャラクター

「エコロル」



- ・岩手県3R推進キャラクター
- ・岩手のみんなに3Rを普及させるために飛び回っています。
- ・常にマイバッグ・マイボトル・マイ箸を携帯。
- ・お気に入りの古着でちょっぴりお洒落さん。

「りぱ〜るくん」



- ・ふるさとの森・里・川を守り育てる活動応援キャラクター
- ・カワシンジュガイの男の子。10歳。
- ・物静かで恥ずかしがり屋。でも、貝の内側はキラキラパール。実はハデな生活を送っているかも…。
- ・ヤマメ LOVE♡



「令和5年度岩手県愛鳥週間ポスターコンクール」小学校の部最優秀賞

 **岩手県**

発行：令和6年1月

■お問合せ先

岩手県環境生活部 環境生活企画室
〒020-8570
盛岡市内丸10-1
電話 019-629-5329